

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第3回幕別町議会定例会
(平成22年8月31日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
13 芳滝 仁 16 大野 和政 17 杉坂 達男
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第13号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 報告第14号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第6 報告第15号 平成21年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第16号 平成21年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第17号 平成21年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 報告第18号 平成21年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第19号 平成21年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第11 報告第20号 平成21年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第12 議案第55号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第13 認定第1号 平成21年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成21年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成21年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第6号 平成21年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第7号 平成21年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第8号 平成21年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第9号 平成21年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第10号 平成21年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第11号 平成21年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第24 陳情第12号 「市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成22年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年8月31日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 8月31日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 17 杉坂達男 |
| 18 助川順一 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

教 育 長 金子隆司

総 務 部 長 増子一馬

会 計 管 理 者 新屋敷清志

札 内 支 所 長 久保雅昭

経 済 部 長 飯田晴義

民 生 部 長 菅 好弘

企 画 室 長 堂前芳昭

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 古川耕一

教 育 部 長 佐藤昌親

総 務 課 長 田村修一

地 域 振 興 課 長 佐藤和良

企 画 室 参 事 伊藤博明

糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄

土 木 課 長 角田和彦

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 13 芳滝 仁 16 大野 和政 17 杉坂 達男

議事の経過

(平成22年 8月31日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） ただいまから、平成 22 年第 3 回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、13 番芳滝議員、16 番大野議員、17 番杉坂議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 9 月 24 日までの 25 日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 9 月 24 日までの 25 日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ご報告をいたします。
教育委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定による平成 21 年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が議長あてに提出されております。
また、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による例月出納検査報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配付してあります。後刻ごらんいただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 日程第 3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成 22 年第 3 回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
初めに、本年 10 月 1 日、114 年目の開町記念日を迎えるに当たりまして、不屈の精神で本町発展の礎を築かれた偉大な先人たちや町民各位の限らない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として隆々発展していることに対し、改めて深甚なる敬意と感謝をささげるものであります。
さて、例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会よりいただいた答申を尊重し、長年にわたって本町の自治、社会、産業の各分野においてご功績のありました方々に功労賞をお贈りさせていただくことといたしました。
自治功労賞には、忠類幸町・遠藤清一さん、猿別・穴吹典市さん、錦町・林郁夫さんの 3 名、社会功労賞には、札内あかしや町・簗島茂さん、旭町・大石洋子さん、錦町・笹原瑞子さん、忠類栄町・

日光勝さんの4名、産業功労賞に、相川・小山章衛さん、古舞・松田育禮さん、札内桜町・故瀬上良明さんの3名、合わせて10名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

自治功労の遠藤さんにつきましては、旧忠類村の助役、村長、合併後には助役、副町長として、穴吹さんには長年にわたり町議会議員として、また林さんは教育委員会委員長として、それぞれ本町の自治振興、教育行政の振興にご貢献をされたところであります。

社会功労の簗島さん、大石さん、笹原さんは、民生児童委員として地域福祉の向上に、また日光さんは消防団活動を通じて地域の防災にご尽力をいただいたところであります。

産業功労の小山さん、松田さんは長年にわたり農協の理事を務められるとともに、小山さんは幕別町農協の専務理事として、松田さんは札内農協の代表理事組合長としてご活躍され、本町農業の振興に多大なご貢献をされたところであります。

また、過日、お亡くなりになられました瀬上さんにおかれましては、商工会理事、商工会会長として本町商工業の振興発展にご尽力をいただいたところであります。

受賞されます皆様の長年にわたるご功績、ご活躍に対しまして、心より敬意を表しますとともに感謝申し上げる次第であります。

次に、過日決定されました本年度の普通交付税について申し上げます。

本年度の普通交付税の総額は59億4,364万8,000円で、前年度決定額との対比では4億7,937万5,000円、率にして8.8%の増となりました。本年度の算定内容の主な特色としては、三位一体改革に伴う交付税削減の影響が財政力の弱い小規模市町村ほど深刻だったことを踏まえ、過去の見直しで圧縮された段階補正や人口急減補正の一部復元がなされたところであります。

また、個別算定経費においては、昨年措置された地域雇用創出推進費にかわり新たに雇用対策地域資源活用臨時特例費が設けられ、さらには人口、面積を基礎とする包括算定経費では、単位費用が増額されたところであります。

こうした改正により算出された平成22年度の本町の算定額ですが、雇用対策・地域資源活用臨時特例費が昨年に比べ9,000万円の増、人口、面積に係る包括算定経費が約8,000万円の増、加えて平成21年度交付税検査の際に、道と協議を行った国営事業償還金に係る錯誤措置として約7,000万円の増などがあり、また起債償還に係る公債費においては、合併特例債の交付税算入額が大幅にふえたことにより、約2,000万円の増などとなっております。さらには、前段申し上げました人口10万人未満の市町村に割り増しを行う段階補正などの補正係数や、特に伸び率の高かった保健衛生費などに係る単位費用の増などの影響により、管内他市町村に比べ伸び率が高くなったものであります。

なお、本年度の決定額と当初予算との差額の比較におきましては、4億5,000万円程度の留保財源が生じたところでありますが、今後、除排雪経費などの補正予算の財源として、また取り崩しを見込んでいる基金への積み戻しなど、今後の財政運営に有効な手だてを講じてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、厳しい財政環境の中、地方交付税が私ども市町村にとりまして貴重な一般財源であるという観点から、地方交付税制度のさらなる充実、また総額の確保に向けての制度改正など、道や町村会などと連携し、国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、100歳以上の高齢者が所在不明となっている問題について申し上げます。

この問題は、東京都足立区で111歳とされていた男性がミイラ化した遺体で見つかった事件を機に、全国的に社会問題化しているものであります。

現在、幕別町には、住民登録されている100歳を超える方は10名いらっしゃいます。そのうち8名の方は、現在、介護施設等に入所されており、残る2名の方は在宅で、この方々には要介護認定の際に保健師が面接に伺っておりますが、今回改めて訪問し、ご健在であることを確認させていただいたところであります。

この問題の裏側には、超高齢社会に隠された地縁・血縁の弱体化という背景があると言われておりますことから、今後も家族や地域が長寿を温かく見守る社会づくりに努めてまいりたいと考えており

ます。

また、幕別町に住民登録はありませんが、本籍があり、戸籍上生存している状態の方につきましては、100歳以上で60名いらっしゃいます。法律上、基本的に戸籍の消除は届け出に基づき行うものがありますことから、今後の対応につきましては、釧路地方法務局の指導をいただきながら十分な協議を行い、適切に対処してまいりたいと考えているところであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、4月、5月の春耕期の低温や雨の影響から、農作業や生育状況におくれを生じておりましたが、6月に入ってから的高温で、一気に生育のおくれを取り戻したところであります。しかしながら、逆に急激な気温の上昇や異常な高温による農作物に及ぼす影響が懸念されているところであります。

主な作物について申し上げますと、小麦につきましては、例年より早く収穫作業を終えたところでありますが、異常な高温の影響を受け十分に成熟する前に枯れ上がったことから未熟粒が多く、収穫量は昨年と同程度か、やや少ない反当たり7俵から7俵半程度で、品質も心配されるところであります。8月15日現在の作況調査によりますと、地域によってばらつきはありますが、てん菜はほぼ平年並み、豆類は4日から10日ほど生育が早い状況で、さや数も多いことから、生育の良否もやや良から良となっております。馬鈴薯は茎葉の黄変が6日ほど早くなっておりますが、玉数が少なく、小玉傾向となっております。また、牧草やサイレージ用トウモロコシにつきましては、平年並みから8日程度早い状況で、並からやや良の生育状況であります。今後は、各作物の収穫作業が本格化する時期になりますが、事故など起こらないよう農作業が順調に進み、平年を上回る収穫量が確保されることを期待いたしているところであります。

次に、町内途別に建設予定の植物工場について申し上げます。

この植物工場につきましては、太陽光を利用してハウレンソウの水耕栽培を行うガラス温室であります。冬場もボイラー設備を活用し、数年で栽培できるよう高度にオートメーション化されたもので、温室の規模は約1万2,000平方メートルになる見込みであります。事業実施主体は株式会社テクノカ本部という茨城県に本社を有する農業生産法人で、温室の建設費は5億5,000万円程度を見込んでおり、そのうち2分の1を国の補助事業の採択を受けて建設するものであります。事業のスケジュールといたしましては、各種法手続を間もなく完了し、9月中旬には着工し、年内か年明けには稼働することになるものと伺っております。操業開始に当たっては従業員の雇用など町内に配慮いただけること、あるいは今後の町税収入など地域経済の活性化につながるものと考えております。

次に、農地利用集積円滑化事業について申し上げます。

財団法人幕別町農業振興公社におきましては、公社設立以来、農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業により農地の流動化を実施しておりましたが、昨年、同法が改正され、農地保有合理化事業にかわり農地利用集積円滑化事業が創設されたことから、本年7月1日からは農地利用集積円滑化事業規程の承認を受け、円滑化団体として農地の面的集積、流動化事業をスタートさせたところであります。本事業の実施に当たりましては、一定の要件を満たす利用権の設定が行われた場合には、国の補助事業である利用集積交付金を農業者に交付するなど、より効率的に農地の利用集積が図られるよう取り組みを進めているところであります。

次に、台風4号による道路災害などについて申し上げます。

8月11日から12日にかけて本道の南を通過いたしました台風4号の影響により、11日の23時59分に大雨警報が発令となり、翌12日の20時57分に警報解除となったところであります。降り始めからの総雨量では、十勝中部において103ミリメートルに達し、町道豊岡高台線など10路線と明野川明渠など2カ所でのり面崩壊などが発生いたしましたことから、今定例会に関連する災害復旧の補正予算を計上させていただいたところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在での公共工事の発注済み額は、平成21年度からの繰越額を含めて11億9,100万円とな

っており、発注率にいたしますと 68.9%となっております。土木工事関係では北栄西通整備工事及び忠類簡水配水管布設工事等を、また建築工事関係では小中学校の耐震化工事とつくし学童保育所建設工事等の発注を終えたところであります。今後の発注では、都市公園遊具改修工事や白人小学校グラウンド整備工事等の発注を予定しており、引き続き早期発注と適宜発注に意を用い、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

最後に、町独自の緊急経済対策について申し上げます。

昨年来、国による大型補正予算を財源に、地域経済の回復を図るべく効果的に予算を執行してきたところでありますが、町民のニーズを踏まえ経済雇用対策を的確に講じていくために、6月補正に続いて幕別町緊急経済対策として、地域住民からの要望が多い道路整備など今定例会に所要の予算を計上させていただいたところであります。

以上、当面する諸問題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには引き続き町政の執行に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、報告第13号から日程第11、報告第20号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、報告第13号から日程第11、報告第20号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第13号、専決処分した事件の報告について及び日程第5、報告第14号、専決処分した事件の報告についてを一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第13号及び報告第14号、専決処分した事件の報告につきまして、一括してご説明させていただきます。

この2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第13号であります、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成22年6月24日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります、平成22年4月6日午前9時45分ごろ、幕別町字豊岡5番地44地先の町道において、町が所有管理する視線誘導標が車道部に傾いていたため、走行中の相手方車両のバックミラーに接触し、損傷を与える事故が発生したものであり、これに対する物的損害の過失割合により相殺計算した額を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります、相手方に支払う額は4,242円とするものであります。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、幕別町字古舞85番地の3、竹ヶ原富二男氏であります。損害賠償及び和解の内容ではありますが、損害賠償といたしまして竹ヶ原氏に支払う額は車両修復費

とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

次に、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第14号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成22年7月26日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年7月5日午前10時30分ころ、幕別町札内桂町560番地の1の桂町むつみ公園において、町から公園管理の委任を受けている地域住民が苅り払い機で草刈り作業を行った際、飛び石が発生し、公園に隣接する相手方の住宅の窓ガラスに損傷を与える事故が発生したものであり、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。2万8,676円とするものであります。

4ページをごらんいただきたいと思います。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、幕別町札内桂町560番地の92、桑折孝行氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして桑折氏に支払う額は窓ガラス修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、これら2件の事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

また、道路管理担当職員並びに公園管理を委託している地域住民には、故意または重大な過失はないと認めるところであります。道路パトロールの強化や作業前の安全確認の徹底などを心がけ、事故の防止に努めるよう指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を受けます。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 報告の13号について若干お聞きをしたいというふうに思います。

この種の事案について過去にも何度かありまして、道路が陥没していてタイヤに被害を受けたとか、いろいろあるわけでありまして、それはそれとして今回のこの件でありますけれども、我々素人でありまして、一般論として、道路の標識が曲がって車道のほうにかぶっていたということだと思いますけれども、当然運転者は前方を注意して走るという義務があるわけでありまして、この理由を見る限り運転者の前方不注意になるのではないかと。私はそう思うのでありますけれども、その辺の考え方というのでしょうか、町は実害を受けないから保険屋から出るからいいのだということもあるのかもしれませんが、その辺を少し、なぜ町として、この損失割合ですか、そういうことで払わなければならないのかお聞きをしたい。そしてまた、当然我が町にも顧問弁護士がいるわけでありまして、その法的なことについても顧問弁護士と協議をしたのかどうか、それも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） ただいまの補償の賠償の案件でございますけれども、千葉議員おっしゃられるとおり、運転者にはまず前方注意ということが義務づけられております。また一方では、町には道路ですとか施設の管理ということが義務づけられております。この件に関しましては、全国のこの保険の担当者と協議をいたしたところでございます。現場の状況ですとかそういうものを保険担当者につぶさに説明したところ、これまでの判例というものも、さまざまなものが出ております。例えば道路ですと、穴が十何センチ以上あいていると全部町の、道路管理者の責任だとか、そういうようなものを判断いたしまして、相手方運転者の過失が8割、町の管理責任が2割ということで、相手方と示談協議をいたしまして、このような結果になったということでございます。

今回の案件につきましては、弁護士とは相談しておりません。ただ、ほかにもさまざまなこういうような案件がある場合には、場合によっては弁護士と相談させていただいてはおります。

以上です。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19 番（千葉幹雄） この件については弁護士とは相談していないということでありますけれども、なぜ言うかという、ある自治体、これは十勝管内の大きな自治体でありますけれども、たまたまその顧問弁護士と私ちょっと話す機会がありまして、この類の話をしたところ、その自治体では道路、状態にもよるのでしょうけれども、そういう軽微なものについては一切だめですよということやってるのだと。そして、その後、裁判ざたになったことも一度もないと。ですから、それが必ずいいとは私も思わないのですけれども、ただやっぱり常識的に見て危ないなと思えば避ければいいわけでありまして、町としての姿勢をきちっと持って、当然それはだれが考えても町として責任を負わなければならないものは負わなければならないと思いますけれども、そこはやっぱり顧問弁護士と相談をして、一定の基準というのでしょうか、そういうものを私は持つべきだというふうに思うのですけれども、どう考えられるでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 先ほど申し上げましたとおり、基準というか、これ全国でさまざまな例があって最高裁で判例が出ているのが数多くあると。それらをもとにしまして、まずは保険屋と協議をさせていただいていると。さらに、相手方と両者納得いかない場合につきましては、私ども顧問弁護士と相談させていただいて、どういう補償をしていけばいいのかということを協議していくという手だてをとるようにしております。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑はなしと認め、以上で報告第 13 号及び報告第 14 号を終わります。

日程第 6、報告第 15 号、平成 21 年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第 15 号、平成 21 年度幕別町健全化判断比率の報告につきましてご説明申し上げます。

議案書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります健全化判断比率の算定につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条に基づき、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました健全化判断比率であります、算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 項目について算定したものであります。実質赤字比率につきましては、算定対象となる一般会計等に属する会計であります一般会計及び公共用地取得特別会計において実質収支が黒字となっておりますことから、算定されないものであります。

次に、連結実質赤字比率につきましても、算定対象となります一般会計等に属する会計と国民健康保険特別会計以下 8 特別会計及び水道事業会計において、実質収支等が黒字となっておりますことから、算定されないものであります。

次に、実質公債費比率であります、平成 21 年度算定結果につきましては 23.3%となり、平成 20 年度に比べまして 0.6 ポイントの減となっております。本算定におきましては、単年度数値では 22.26%と平成 20 年度の単年度数値に比べ 0.42 ポイント減少したところでありますが、平成 19 年度の単年度数値が 25.15%と高い水準でありましたことから、算定対象年であります平成 19 年度から平成 21 年度の 3 カ年の平均値としては、ごらんの算定値となったものであります。なお、本指標につきましては、起債制限比率にかわる公債費負担の指標として加えられたものであり、町では公債費負担適正化計画に基づき、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に進めているところであります。

次に、将来負担比率であります、平成 21 年度算定結果につきましては 159.8%となり、平成 20 年度と比べまして 18.4 ポイントの減となっております。本指標につきましては、ストック指標として財政指標に加えられたものでありますが、数値低下の要因につきましては、繰り上げ償還の実施による効果及び公債費の償還額に比べ、新規町債の発行を制限してきたことによる町債残高の減によるものであります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果についてご説明いたしましたが、各比率に対する早期健全化基準につきましては表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はございません。

以上、報告第 15 号についての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 15 号を終わります。

日程第 7、報告第 16 号から日程第 11、報告第 20 号までの 5 議件を一括議題といたしたいと思います。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第 16 号、平成 21 年度幕別町簡易水道特別会計から報告第 20 号、幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の 6 ページから 10 ページをごらんいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります資金不足比率の算定につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条に基づき、資金不足比率の公表等を行うものであります。また、資金不足比率の算定につきましては、対象となる会計ごとに算定を行うこととなっておりますことから、会計ごと算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました簡易水道特別会計から水道事業会計までの資金不足比率につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから、算定されないものであります。

なお、各会計における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、表のとおりとなっておりますが、本町の算定結果においては、その基準を超えている会計はございません。

以上、報告第 16 号から第 20 号までについての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、5 議件について一括して質疑を受けたいと思います。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 16 号から報告第 20 号までを終わります。

日程第 12、議案第 55 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 55 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が本年 3 月 31 日をもって失効することを受け、この過疎法の失効期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 6 年間延長することとした過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成 22 年 4 月 1 日に施行されたところであります。これまで過疎地域の指定を受けておりました忠類地域につきまして、過疎法第 33 条第 2 項の規定により、みなし過疎地域として引き続き過疎法の適用を受けることになったものであります。

過疎法の改正により新たに追加または拡充されました内容といたしましては、平成 17 年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件が追加されたことや、過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務づけの廃止、市町村から都道府県に対する事前協議の内容の見直し等がなされたところであります。また、過疎対策事業債の対象事業といたしましては、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業への拡充や、対象施設に図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園等が追加されるなどの改正がなされたところであります。この過疎法の改正を受け策定いたしました本計画につきましては、引き続き過疎地域の自立促進等を図ることを目的として、平成 22 年度から平成 27 年度までを計画期間とした新たな計画であり、過疎法第 6 条の規定に基づき議会に提案するものであります。

なお、計画の策定に係る義務づけが廃止されたところではありますが、財政上の優遇措置を受けるためには本計画を策定することとなっており、また策定に伴います北海道との事前協議につきましては、8 月 30 日をもって北海道からの同意を得ておりますことをご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思いますが、それにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 55 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 13、認定第 1 号、平成 21 年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 23、認定第 11 号、平成 21 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 11 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり委員会条例第 5 条及び第 7 条の規定により議長及び議員選出監査委員を除く 16 人の委員で構成する平成 21 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。なお、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権の付与をするものとしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く 16 人の委員で構成する平成 21 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

日程第 24、陳情第 12 号、市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 12 号、市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 1 日から 9 月 8 日までの 8 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、９月１日から９月８日までの８日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、９月９日午前１０時からであります。

10：42 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第3回幕別町議会定例会
(平成22年9月9日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

18番 助川 順一 19番 千葉 幹雄 1番 中橋 友子

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会議録

平成22年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年9月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 17 杉坂達男 |
| 18 助川順一 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

教 育 長 金子隆司

総 務 部 長 増子一馬

会 計 管 理 者 新屋敷清志

札 内 支 所 長 久保雅昭

経 済 部 長 飯田晴義

民 生 部 長 菅 好弘

企 画 室 長 堂前芳昭

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 古川耕一

教 育 部 長 佐藤昌親

総 務 課 長 田村修一

地 域 振 興 課 長 佐藤和良

企 画 室 参 事 伊藤博明

糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄

町 民 課 長 川瀬俊彦

農 林 課 長 菅野勇次

商 工 観 光 課 長 八代芳雄

保 健 課 長 境谷美智子

都 市 計 画 課 長 田井啓一

土 木 課 長 角田和彦

学 校 教 育 課 長 羽磨知成

生 涯 学 習 課 長 中川輝彦

福 祉 課 長 横山義嗣

経 済 建 設 課 長 細澤正典

こ ども 課 長 森 範康

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

18番 助川 順一 19番 千葉 幹雄 1番 中橋 友子

議事の経過

(平成 22 年 9 月 9 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18 番助川議員、19 番千葉議員、1 番中橋議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間についてを申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、杉坂達男議員の発言を許します。

杉坂達男議員。

○17 番（杉坂達男） 2 点についてお伺いをいたします。

始めに、家畜伝染病自衛防疫組合の再編整備と機能強化についてであります。

本年 4 月 20 日、宮崎県において発生しました口蹄疫は、4 カ月余りを経過し、8 月 27 日、ようやく終息宣言をするに至りました。この間、宮崎県の実に 4 分の 1 に上る牛と豚が殺処分となりました。この 29 万トンの牛と豚、いわゆる物言わぬ家畜たちを救うすべもなく犠牲にした農家の皆さんの無念さとその心情は、私も農業者の一人として察するに余りあるものがございます。

今回の口蹄疫の発生は、家畜衛生についての問題意識の高揚とその対策について、根本から見直しをしなければならないという教訓と喫緊の課題が残されました。このことは、10 年前の発生から今日まで各地域におけるその対応がどうであったのか、その反省を求められていることでもあります。

現在、各市町村には、地域単位で組織されております家畜伝染病自衛防疫組合がありますが、その機能を果たしてどの程度発揮されていたか。地域ごとの取り組みはまちまちでありまして、防疫という究極の目的は一つであり、本町の場合も農業者を含めたその組織体制は効果的に実践しやすい形になっていると思います。

今、農業者ができること、そしてしなければならない防疫活動は、家畜の個体を含めた施設環境など、広範囲な場所の消毒を徹底することに尽きます。このことによって、病気に対する意識の向上と万が一の場合、それが拡大することを抑え込むことが絶対不可欠だからであります。

今、それぞれの地域には、これらのことを網羅的に実践しやすい組織があるわけでありまして、本町におきましても、今こそ家畜伝染病自衛防疫組合が機能強化を図り、必要であれば組織の再編も図って、家畜衛生や防疫事業の先頭に立つことが急務だと思います。所信を伺いたいと思います。

次に、高規格道路についての質問を申し上げます。

高規格幹線道路は、中札内－更別間が平成 22 年、その後、平成 24 年には更別－忠類間が供用開始されると伺っております。これら具体的な整備内容、さらには今後の実施計画とその見通しについてお伺いをいたします。

また、地域としましても最大の関心事であります整備後、予想される影響には、どんなことが考えられるのか。とりわけ、現在、苗畑として活用されている町有地は、インターチェンジの用地として買収されると聞いております。年間 35 万本が北海道との間で約束されている苗木生産と、期間中、常時 16 名が雇用されているこの苗畑事業への影響はどうか。この際、あわせて、この苗畑事業の将来性についてもお伺いをしたいと思います。

以上 2 点について、質問申し上げます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉坂議員のご質問にお答えいたします。

始めに、家畜伝染病自衛防疫組合の再編整備と機能強化についてであります。

4 月 20 日に宮崎県において発生した口蹄疫は、日を追うごとに感染が拡大し、最終的には、県全体で 5 市 6 町計 292 農場に上る大きな広がりを見せ、感染家畜や疑似患畜、さらには発生農場から半径 10 キロメートル以内の地域でワクチン接種をした家畜、合わせて約 29 万頭を殺処分し、埋設したものであります。

宮崎県では、7 月 27 日、最後まで残っていた宮崎市の発生農場を中心とする家畜の移動・搬出制限を解除するとともに、不要不急の外出やイベントの自粛を求めてきた非常事態宣言を解除し、先般 8 月 27 日には、残されていた家畜排泄物等の堆肥化处理も終え、口蹄疫撲滅のための措置を完了し、最終的な終息宣言を行ったところであります。

この間、町内におきましては、役場庁舎や主な公共施設、農協事務所などに消毒マットを設置するとともに、町発注の工事や委託業務の請負業者を含め、畜産農家に出向く際の車両や靴の消毒の励行を行っているところであります。

さらには、家畜伝染病自衛防疫組合や農協の取り組みとして、畜産農家における畜舎や住宅周りの消石灰散布など消毒の徹底や、関係者以外の農場内への立入制限を呼びかけるとともに、消石灰や消毒薬の無料配布を行うなど、町ぐるみで防疫対策を実施しているところであり、少なくとも日本が清浄国になるまでは、こういった対策を継続していくことを確認いたしております。

ご質問の家畜伝染病自衛防疫組合の再編整備と機能強化についてですが、本町の家畜伝染病自衛防疫組合につきましては、家畜伝染病予防法に予防のための自主的措置の条項が追加されたことを踏まえて設立された「社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会」の地域の活動組織として昭和 49 年に設置されたものであり、家畜伝染病の予防接種事業の実施を主たる活動としております。

組織体制といたしましては、町内の畜産農家はもちろんでありますが、町や農協、ノーサイ (NOSAI)、農業改良普及センター、家畜商協など畜産にかかわる機関、団体を網羅した組織となっております。

また、機能強化を図るべきということですが、従来から組合が行っている予防接種事業に加えて、本年度から新たに「家畜伝染病特定疾病互助事業」が開始され、組合機能のレベルアップが図られたところであります。

この互助事業につきましては、牛ヨーネ病などの特定疾病が発生した場合、早期清浄化を図るためには多額な費用負担が必要になり、農業経営に及ぼす影響が多大になることから、畜舎消毒費用などの一部を生産者、農協、町で互助給付する制度を構築したもので、発生農家の生産体制及び経営の早期立て直しを図り、もって町内の畜産経営の安定に資するものであります。

町といたしましては、飼養環境の向上という観点で、昨年度、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、火山灰や消石灰購入費用に対する助成事業であります「畜産環境整備用資材購入費助成事業」を実施させていただいたところでありますが、今回の口蹄疫侵入防止対策を契機として、改めて自衛防疫組合が主体となり、農協等関係機関と連携を図りながら、ふだんからの消毒徹底など、さらなる畜産環境の衛生管理に関する意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の整備計画と影響についてであります。

帯広・広尾自動車道は、帯広市から広尾町に至る約 80 キロメートルの高規格幹線道路であります。起点側の帯広ジャンクションから中札内インターチェンジまでの 36 キロメートルは、平成 20 年 11

月に供用開始されており、残る区間のうち事業化している中札内一大樹間は、平成 21 年度から工事に着手されているところであります。

本町忠類地域内を通過する区間は、更別村との境界から町道西当斜線まで町道忠類北 10 線道路とほぼ並行し、忠類育苗センターを分断する形で、右カーブした後、国道 236 号線の西側を並行し、大樹町との境界までの約 6.7 キロメートルのルートとなっております。

中札内インターチェンジ以降の工事も順調に進み、今年度中に更別村地域の用地買収を行い、忠類地域内の町道協徳北 8 線道路まではおおむね平成 23 年度中に、町道協徳北 8 線から西当北 4 線までの区間は平成 24 年度以降に用地買収を行う予定であり、この 9 月 21 日には平成 23 年度買収予定の地権者 12 名に対する用地説明会が開催されることとなっております。

更別インターチェンジまでの供用開始が平成 24 年度中と公表されておりますが、(仮称)忠類インターチェンジまでの供用開始は平成 20 年代後半とされているところであり、用地買収などが順調に進み、一日も早い供用開始を願うものであります。

高規格幹線道路は、交差点がなく、設計速度の速い安全性の高い道路であることから、農水産物の輸送を始め、家畜搬送車の利用や安全に短時間での救急搬送が可能になるなど、人、物の流れが活発化する効果が期待されております。

また、忠類インターチェンジから国道 236 号線を結ぶ(仮称)忠類インター線は、現在、JA 忠類が農産物の販売所として利用している菜の館ベジタ横に接続する計画であり、ナウマン温泉アルコ 236、道の駅・忠類、忠類ナウマン象記念館などの観光ゾーンに最短距離で結ばれることから、入り込み客の一層の増加につながるものと期待いたしているところであります。中でも札幌圏からの集客に期待が寄せられているところであり、町といたしましても関係団体との連携を図り、集客アップのための取り組みに努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の忠類苗畑への影響であります。現在、用地測量中であり、正確な境界、面積は確定されておきませんが、買収される面積及び買収後の土地の形状上、育苗の利用が困難になると思われる面積は、およそ 1.6 ヘクタール程度となる見込みで、忠類育苗センターの育苗地及び休耕地 15.2 ヘクタールの 10.5%を占め、育苗業務への影響は避けられないものと認識いたしております。

用地買収が予定されている育苗畑には、平成 23 年と平成 24 年の春に出荷を予定しているトドマツ 35 万 6,900 本を養生しており、用地の買収は平成 23 年度中になります。苗の出荷後に土地の引き渡しを行うことで帯広開発建設部と協議いたしているところであり、出荷数には影響は生じないと考えておりますが、育苗業務の継続には、ほぼ同規模面積の代替地が必要になると考えております。

忠類育苗センターは、道有林の育苗生産事業が縮小されることから、当時の浦幌道有林管理センター忠類苗畑作業所を、旧忠類村が地域振興、雇用の場の確保を目的に平成 13 年 3 月に北海道から購入し、事業を引き継いだものであります。

現在、トドマツ、アカエゾマツ約 35 万本を生産し、道内の森づくりセンターに供給することにより、毎年度の収支も安定しておりますとともに、幕別町森林組合への委託により、現場責任者を含め現在 16 人の作業員を抱える、忠類地域に欠かせない雇用の場でありますことから、代替地を確保し、育苗業務を継続してまいりたいと考えているところであります。

以上で、杉坂議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17 番（杉坂達男） それでは、二、三お伺いしたいと思います。まず始めに口蹄疫の関係についてお伺いをいたします。

今、町長のお話のように本町の、通称「自防組合」と言っているのですが、これについては完璧な活動をしておるというふうなお話でございました。組織的には完璧にきつと機能しているのだと思います。問題は、農業者の立場であります。私も農業者の一人でありますから、このことは反省せざるを得ない部分でありますけれども、自防組合のそういった活動が即農業者にきちんと伝わり、また、農業者が本当にその気になって衛生管理その他について認識をしていっているか、こういうこ

とが危惧がされます。非常にこのことについては、まだまだ疎い面が多いような気がいたします、私を含めて。

現に、この4月20日からの宮崎県の口蹄疫の発生以降、終息宣言がされるまでの間は非常にどの牧場の出入り口も消石灰がたくさん敷いてありました。車が歩いた後、その車にくっついて消毒機能を発揮するわけですが、それ以来、私は、うちの周り、それから忠類からここに来るまでの間の牧場の入り口を見てくるわけですが、今、ほとんど薄い形ですね、いつまたかわからん、そういう状況であります。これをもって10年前の反省もなし、また自防組合が一生懸命機能的にいろんなことをしようというその体制づくりがあるわけですが、実際に農家の人たちがそこに参加する形が非常に薄いということでもあります。ですから、私は、必要であれば自防組合の再編整備ということを引き合いに出してお伺いいたしましたが、これはそういう意味合いであります。農家の人たちをどんな形でその自防組合の中に入れてもらって一緒に活動できる、事業推進できるようにするか、こういうことを工夫すべきであります。私は、ぜひともそういうふうにしてもらいたいというふうに思います。10年前も今もちっとも変わらない家畜衛生管理についての認識であると、そういうふうには言い切れませんが、そんなに多く、あるいは深くその認識が高まっているとは考えにくいところがございます。これが自防組合がもう少し機能を発揮せよというところに結びつくわけがあります。いわゆる啓蒙、そういうことが実際に活動を通じて啓蒙していく、文書を流す、何かで放送で流す、そういったことではない形を、実際に農家がそこに入って一緒にやると、これが一番大事なことであります。これはそんなに難しいことではありませんから、ぜひともその体制をきちんと構築していただきたいというふうに思います。

それから、本町は広い地域を持っております。大きくは本町地区、幕別地区、そして札内地区、忠類地区と三つに分かれますが、それぞれの防疫体制がどんなふうに進められているか、大きく分けてそれぞれの地域における防衛活動がどんなふうに行われているのか。

忠類の場合は防疫車がございますが、果たして私も認識不足で恐縮ですが、本町地区や札内地区には防疫車があるのかなのか。

つい9月3日でしたが、音更のホクレン市場、あそこで大型の防疫車の実演会があったのですよ。新聞報道ですが、1,000人集まったというのですが、1,000人はともかくも、たくさんの関心を集めたと思います。最近牧場の規模が大きくなっておりますから、やはり大型の防疫車も必要である、そういう思いがきつとあるのだと思います。これに対する、防疫に対する投資も、ここではまた必要になってくる部分でもあります。

さまざまな対応が必要だとされるわけですが、ふだん間断なく防疫の認識と、それから間断のない活動、そういうものが再発を防ぐ、万が一の場合でもそれを抑え込む、こういうローテーション、循環になるわけですから、このことをもう少し真剣に考えていかなければならんことではないかなと思うのです。

4月の発生以来、ずっと新聞なんかで学者の皆さんがいろんなことを言っておりますが、口をそろえて消毒です。消毒。防疫というのは消毒、これから始まるわけです。それは確かに外国からのいろんなものが入ってきますから、そういう水際作戦も必要でしょうが、我々農業者もできること、そして地域もできること、防疫、それは消毒です。このことを大きく取り上げておりますけれども、将来に向けてはそういったことが急務であろうと思いますから、この辺のことについて、もう少し今の実態その他についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） まず、1点目の自防の参加といいますか、農業者がどれだけ入っているのだというご質問でありますけれども、自防組合の構成上は、先ほど町長から答弁を申し上げましたように、生産者も含めた形になっております。といいますのは、各農協に乳牛の部会でありますとか、肉牛の部会、あるいは馬部会というものがおりますので、これらの代表者の方が自防の役員として、構成員として入っていただいております。ただ、これは、では実際に、その自防の総会などにどれだけ

熱心に参加しているかということになりますと、やや、やはり熱心さに欠けるところもないわけではございません。それと、生産者、末端の現場に対する啓発というものも、これまで、ことしであれば4回ほどやらせていただいておりますけれども、なかなか浸透しない。これは、それぞれ農業者の役割、農協の役割、自防の役割と、それぞれあるかと思っておりますけれども、なかなか末端までは農協のあり方といいますか、指導にもよりまして、なかなか末端に行っていないということは否めないなというふうに思っておりますので、さらなるその啓発については力を入れていかなければならないというふうに思っております。

3地区の農協の取り組みでありまして、これもやはり各農協で温度差がありまして、特に忠類は酪農地帯ということもありますし、従前から消毒事業に力を入れてきて、防疫車を持って月に1回は消毒をしているという実態があります。他の2農協につきましては、機械については自防組合から貸しますよ、あるいは業者をあっせんしますよという形になっておりますけれども、なかなか実績としては上がっていないということでありますので、これについても反省をしなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） 今、経済部長のお話のように、なかなか農家の人たちを、何というのですか、言葉の表現悪いのですが、巻き込んで機能的にやるというのは非常に難しいかと思いますが、今その難しいと言っている場合ではなくて、難しいのだけれども何とかして動かすような、その啓発をもっともっと強くしないと、また同じようなことをこうやって私が言わなければならんようなことになります。

ですから、今、改めてその自防組合の活動について、事業の推進についても、いま一度やっぱり原点に返って、この組織は私は認識不足でわかりませんでした、49年だといいますから、今から40年前にできた法律でできたわけですね。それ、そのままきつと継続されているのだろと思うのですけれども、そういうこともいろんな判断のしようもありますから、これらについても農家の皆さんと本当によく話をし合って、ひとつ機能的な事業推進ができるようお願いしたいと思います。

それから、自分のところの話で、恥ずかしいというか、申しわけないような気がするのですが、私のところの自防組合には、当時忠類村でありますけれども、防疫車を買いました。当時は、虫と消毒ですね、両方やったのですが、実は今、この質問をするに当たって聞いてみましたら、消毒はやっていないそうです。虫だけなのですね。中には牛舎、ばあっとこうやるものですから、牛が騒ぐから来てもらいたくないというところもあるそうです。まことに恥ずかしい話ですが、そういうことではやっぱりよくありません。これは、こんなことをしておったのでは、またぞろ宮崎県の悲劇を招きかねませんから、そういうことではない体制をいち早くつくっていただきたいと。あえて本地域の、私の地域のことを申し上げましたが、そういうことですから、防疫車があってもそういうことですから、ひとつその辺のことも、これから大いに考えながらといいますか、そういうことのない形をぜひともつくっていただきたいと思います。

それから、例えば、これ忠類地域は酪農地帯ですからそういう車もあるのだというふうに部長はおっしゃっておりますけれども、では、ないところは どうやってやるのですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 先ほど私の答弁で、消毒と間違えました。殺虫剤の散布が月に1回、6回ほど忠類でやっているということでございます。

確かに十分でないことは我々も十分認識しております。やはり自防組合の中で農業者がもっともっと議論の中に入っていて、どうすべきかということは今後真剣に考えていって、よりよい方策というものは探していかなければならない、そういう中で実際の消毒あるいは殺虫の取り組みについては、どこがやるかということもこれ含めて、どこが担っていくかということも含めて議論させていただきたいというふうに思っています。

防疫車につきましては、忠類は持っております。それと、自防組合で持っておりますので、その

活用というものも考えてまいりたいというふうに思っ……、考えてまいりたいというよりは、より活用していただくようにPRをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17 番（杉坂達男） 今、部長のお話のように、農業者がその気になるという、私を含めてそういう啓発、啓蒙を強力に、いち早く、敏速に、ひとつ取り組んでいただきたい。私の牧場もほかごとでありませんでして、どうも若い連中が最近消毒液の使い方が少ないようでありますから、そういうことではいかんのでありまして、ぜひともそのようなことのないように私自身もまた努めてまいりたいと思います。

次に、高規格道路のことについてお伺いをいたします。

私の知り得るところ、あるいはきょう町長からお話を伺って知り得たこと含めて、この計画が国の計画どおりに進んでいるなというふうな感じを受けているところであります。特に忠類地域が農業立村と言われた当時忠類村時代、私どもがずっと早い時期に観光のことを議会で議論することはタブーでありました。非常に先輩から怒られました。何を言っておるのだと。物を生産することから始まる、観光は後回し、そういう概念がありましたが、今、私の父親も、そうではなくて観光振興、随分これを口にしております。したがって、地域全体が観光というものに深い関心を持ち、そしてそれが農業とどんなふうに結びつか、これはもう若い人たちも先輩の人たちも同じように、そういうことを熱心に考えているようであります。

そこで、この高規格道路が供用開始される、開通することによっての影響、私はいい影響を考えているわけであります。町長のお話では、札幌圏からの集客も取り込まなければいかんと、非常にこれは大変難しい話でありまして、かなりのインパクトがないとあそこでおいてくれないのではないかなと思います。しかし、おいてくれる方策を、行政も柱になって地域こぞっての対策ができていけば、それは可能なことであります。したがって、ここのところが非常に地域住民の関心の非常に深いところであります。

道路というのは、道路が走ることによって、道路が整備されることによって、その周辺が栄えていくのが、これが本来的な道路の役目ですが、今いろんな全国各地の地域の話聞いております。そうすると、そうでない影響が出ているところがたくさんあります。少なくとも忠類地域に整備されるこの道路については、そうではない、いい影響がさらにふえる、大きくなるということが我々の願いでありますから、このことについては非常に難しいことではありますけれども、一層のこれらに対する振興策を考えていただきたい。我々地域の者も一生懸命やっております。自負するようでありませけれども、忠類地域というのは絶えず動いている、そういう地域だというふうにほかの地域からも褒められていると私は思っておりますが、地域のことは地域の中でという、そういう考え方は当然でありますけれども、ここ振興策、観光振興なんていうのはそれだけでは済まない問題がたくさんありますから、このことについては、ひとつ今後の対応についても積極的な進め方をお願いしたいと思っております。

そこで、私はちょっと不満といいますか、どうしてことし地域活性化診断の委託の報告書が3月に出ましたが、高規格道路の整備によっての影響とか考えなければならんことの提案が全くありません。よく探しましたが、この報告書を見る限り全くありません。これについては、どんなふうに受けとめておられるか、お伺いしたいと思います。

ちょっと申し添えますが、町長がおっしゃっておられる札幌圏からの集客も含めて対応していかなければならんというのとは、よほど乖離されているような気がしますけれども。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご案内のように、道東自動車道が来年全通、開通するというところで、今この札幌圏、中央から道東へお客さん呼び込もうというのは、これはもう十勝挙げての取り組みでありまして、ご案内のようにことしの4月に十勝総合振興局の中に推進室が設けられて、そこを中心に活動をされております。特に南十勝のほうもいろんな団体が、シーニックカフェもそうありますけれども、

いろんなところがこれらの取り組みに参加をして、何とかお客さんを呼ぼうと。逆に、ストロー現象と言われるようにお客さんをとられないようにということを考えながら、帯広開発建設部もそうでありますし、今申し上げました振興局、さらには町村会や十勝観光連盟、いろんなところが一体となってこれらの対策を講じているところでありまして、実は来週でしたでしょうか、来月でしたでしょうか、中札内村で帯広市と幕別が入って5町村で、いわゆる南十勝でこれらの対応を考えよう、地域連携推進会議の開催のテーマも実はこういうことでありまして、私どもはそういったことで十勝全体でこれらの取り組みをさらに進め、そしてその中で町村がやれることを独自の対策を考えていくことが必要であろうということでもありますので、これから十分そうしたことを意を用いながら対応していきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（古川耕一） ご質問にありましたように、昨年、活性化診断ということで、忠類地区の活性化診断をさせていただきました。その中で、この高規格関連に伴います観光、高規格関連から来るこのお客さんをどう観光に結びつけるかというものにつきましては、ほとんど触れていないというのは、確かに私どももそう思っております。忠類地域の活性化につきましては、今、町長答弁申し上げましたように、道の駅周辺というのは非常にこの核施設として私どももとらえております。この道の駅周辺を核として忠類地区の観光はあるのだらうと思っております。今、高規格道路がまさに道の駅周辺におりてくるわけでありまして、それをどう忠類地区の活性化に結びつけるか、あるいはそのお客さんをどう忠類にとどめるかというのは、私ども非常に大きな関心事であります。

それで、今回、活性化診断の中で出てこなかったと申しますのは、私どももその委託業者とも十分話し合いをさせていただいております、そこにお客さんが来て、それが活性化につながる、あるいは観光につながるというのは、それは委託業者におきましても、非常に大きな問題として、それは認識はいたしております。ただ、これはまだ今、開通 20 年代後半ということでもありますので、その間、まず地域をしっかり固めて、そして 20 年代後半、その開通した段階で、さらに今度は忠類地域の中でそれらをどう生かして、あるいはどう道の駅周辺にお客さんと呼んでどう活性化をするかということ、私ども幕別町の忠類地域の中で第 2 弾として考えていきたいというふうに思っておりますので、活性化診断の中で高規格道路のその集客をどうするかというのは、決して漏れているわけではありませんで、その考え方としては私どもきちっと押さえております。

以上であります。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17 番（杉坂達男） そうしますと、将来、これから 5 年先というのが協議されていくわけですが、その中では具体的に高規格道路の整備後の地域振興あるいは観光振興というものをテーマとされる部分はあるわけですね。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（古川耕一） 今、杉坂議員おっしゃいましたように、もちろんもう見えてきた段階においては、早目に道の駅周辺を含めて、来たお客さんをどうするか、どう迎えるかという考え方につきましては、できるだけ早目に早目に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17 番（杉坂達男） そういう核になる部分を抽出して、それらを具体的にいろんな意見を集め、それが実現可能なのかどうなのか、具体的な費用がどの程度要するものなのか、さまざまな部分がきつと出てきます。そうしますというと、地域の中でもそういう相談事が起きてまいりますから、ぜひとも地域にもいろんな部分で相談をいただきたい、そのように思います。

それからもう一つ、あそこのインターチェンジ、この工事というのはインターチェンジからまだ大樹に向かっても幾らかの距離が工事区間となっているのですか。さっき町長のお話では、そんなふうを受けとめる距離になるのではないかなと思うのですが、それが一つですね。

もう一つ、この道路が整備されることによって、側道が必要になるというふうなことも伺っており

ます。さつき町長のお話では、12戸の農家というふうに伺いました。この農家の方々が皆さん持っておられるのは優良の農地でありますから、この農地がどの程度買収されて、いわゆる農地でなくなるのかということも、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） まず、1点目の全体の整備距離が6.7キロということで、前段町長のほうから説明いたしましたけれども、うち2.8キロにつきましてはインターチェンジ以降の距離でございます。

それからもう一点、農地のつぶれ地ということでございますけれども、現在、全体で側道を含めまして、このインターチェンジのところまでということなのですが、まだ一部測量あるいは設計が終わっていないということがございまして、確定的な数字ではないのですが、現在押さえているところで29.8ヘクタールが全体のつぶれ地で、そのうち約8割程度であろうというふうに農地の部分については押さえております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（古川耕一） ご質問の1点目でありますけれども、どこまで整備されるのかということでありますけれども、現在、帯広・広尾自動車道という言い方をしておりますが、事業区間は今のところ帯広―大樹間であります。その大樹という言葉なのですけれども、事業そのものは北4線で幕別と忠類と大樹のまさに境界でとまるようになります。ここが事業の区間となっております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 杉坂議員。

○17番（杉坂達男） 今伺いましたように、インターチェンジのその場所からさらに大樹に向かう、いわゆる大樹と幕別の境界ですね、あそこまで行くということで、あそこで工事は一たん打ち切られるということのようですが、そういう将来的なことについては、本町としてもまだそういう具体的なことについては知り得ない、情報のないことかと思いますが、いずれにいたしましても忠類の地域、いわゆる幕別町の区域については高規格道路が整備されることについては、これは間違いのないことでありまして、それらが整備されることの将来の地域振興というのは非常に大きなものが期待されますから、私はいい影響をもたらすような、そういう工夫を町を中心に地域挙げて検討していきたい、そういうふうに思っています。決して悪い影響が出ないような、そういうことを真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、杉坂達男議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

第3次幕別町行政改革大綱の進捗状況とその後についてであります。

行政改革は、地方自治体の現況を踏まえ、その上で最大限効率的な行財政運営を行い、住民サービスの向上を実現するための行政の中の一つの柱でありまして、将来のまちづくりのためにも大変重要なことであります。第3次幕別町行政改革大綱が平成18年に策定されまして、行政改革推進計画に基づきまして計画が進められ、平成22年、今年が最終年度となっております。

推進事項の4事項であります（1）効率的な行政運営システムの確立、（2）自立型組織への転換と組織の再編、（3）住民との協働による行政運営の実現、（4）自立可能な財政構造の構築について、その進捗状況を伺います。

次に、今後の行政改革大綱の策定についての作業は既に取りかかられていると思いますが、特に職員定数を含めた組織機構の見直しと役場庁舎の今後のあり方について伺うところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

第3次幕別町行政改革大綱の進捗状況と今後についてであります。

初めに、第3次幕別町行政改革大綱の進捗状況についてであります。本町では、昭和62年に第1次の幕別町行政改革大綱を定め、各種事務事業の見直し等に取り組んできたところであります。

その後、平成8年に第2次、平成18年に第3次の行政改革大綱を定め、その時々々の社会経済状況に応じた行財政改革に取り組んできたところであります。

ご質問にありますように、第3次幕別町行政改革大綱におきましては、行政改革推進事項として「効率的な行政運営システムの確立」「自立型組織への転換と組織の再編」「住民との協働による行政運営の実現」、そして「自立可能な財政構造の構築」の4項目を取り組みの柱としており、さらに、これらの柱を具現化するために、具体的な事務事業42の推進項目から成る「行政改革大綱推進計画」を定めたところであります。

この推進計画の項目に沿って、平成21年度末現在の進捗状況についてご説明を申し上げます。

全体の達成度についてであります。42推進項目のうち32項目が既に着手済みであり、そのうち具体的な財政効果額を目標に掲げている8項目におきましては、平成21年度単年度分の合計額で、目標額2億8,500万円に対しまして、3億1,300万円余りの削減による財政効果があらわれたところであります。

次に、推進計画に沿って、主な項目の進捗状況について申し上げます。

行革大綱の四つの推進事項の1番目「効率的な行政運営システムの確立」に属する14項目のうち「各種業務の民間委託」及び「指定管理者制度の導入」など12項目が着手済みであります。

一方、未着手の項目につきましては、「敬老会の開催方法の見直し」及び「観光宣伝・イベント事業の見直し」の2項目となっております。

行政内部にかかわる事務事業につきましては、おおむね達成しているものの、未着手の項目につきましては、町民や町内各種団体等との十分な協議や調整が調っていないことが主な理由であります。

2番目の「自立型組織への転換と組織の再編」に属する12項目のうち、「組織・機構の見直し」及び「人事評価制度の導入の検討」など8項目が着手済みであります。また、「時差出勤制度の拡大」及び「時間外勤務手当・休日勤務手当の見直し」など4項目が未着手であります。

この推進事項の中では、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る一方、人事評価制度の試行を始めたところであり、職員の能力開発及び人材育成に向けて取り組んでいるところであります。

また、行政需要に応じた組織機構とするための見直しを平成20年度に実施いたしましたところですが、一部でなお時間外勤務が多い部署があるなど、部課を超えた協力連携体制等を一層強化する必要があるものと認識いたしているところであります。

3番目の「住民との協働による行財政運営の実現」に属する5項目のうち、「住民参加による政策や事業の決定」及び「附属機関委員の公募枠における男女共同参画社会の実現」など4項目が着手済みであります。一方で、各種行政手続の電子サービス化を進め、手続の簡略化や処理日数の短縮化を図る「行政手続の適正化」につきましては、多額の初期投資を必要とすることなどにより、いまだ着手していない状況であります。

この推進事項「住民との協働による行政運営」については、各種委員会への公募町民の参加、協働のまちづくり事業及びアダプトプログラムなどの実施により、着実に進展しているものと考えているところであります。

4番目の「自立可能な財政構造の構築」に属する11項目のうち、「公債費の繰り上げ償還」及び「普通財産の売却」など8項目が着手済みで、「行政コスト計算書の作成」及び「公共施設使用料減免の見直し」など3項目が未着手となっております。

「行政コスト計算書の作成」につきましては、国の制度・基準が改正される予定で準備段階ですが、「公共施設使用料減免の見直し」につきましては、各施設の使用料の積算根拠などを調整中で

あり、今後、利用者等との協議も必要であるものと考えているところであります。

次に、今後の行政改革大綱の策定作業における組織機構の見直しと役場庁舎の今後のあり方についてであります。

今後の業務につきましては、平成 18 年に策定した第 3 次行政改革大綱の後期分の見直し作業という位置づけになるものでありまして、現推進計画の第 2 期となる平成 23 年度から平成 27 年度分の計画を策定することとなりますが、本年度中に庁舎内における推進本部を立ち上げ、作業に入る予定をしているところであります。

現在、これまでの進捗状況の分析、とりわけ未実施の事務事業の詳細な分析と今後の方向性について検討を行っているほか、市町村行政に関連する今後の国の施策の方向性などについて調査を行っている段階であります。

なお、職員定数を含めた組織機構の見直しにつきましては、現在、具体的な検討は行っておりませんが、専門部会を設置することで検討しているところであります。

今後、本格的に作業を進めることとなりますが、行政組織のなお一層の効率化と住民サービスの向上を図り、地域主権の時代に向けた健全で自立した幕別町を目指す計画の策定に意を用いてまいりたいと考えているところであります。

役場庁舎の今後のあり方についてであります。今後のあり方の検討に資するため、今年度予算に役場庁舎耐震化検討業務委託料を計上しているところであり、耐震改修あるいは改築した場合などの事業費の概算額を試算するものであります。この業務委託の結果並びに今後のあるべき組織機構を勘案しつつ、今、部長職で構成する「あり方検討委員会」での検討を進め、一定の方向性を見出してまいりたいと考えているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、この際、11 時 5 分まで休憩いたします。

10 : 56 休憩

11 : 05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） 再質問させていただきます。

行革の 42 項目ということは確認をさせていただいておりますけれども、最初に、その財政効果額を目標に掲げている 8 項目と出されてありますので、何番、番号をつけてちょっと 8 項目について教えていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 財政効果額を設定している項目 8 項目ということでございますけれども、番号と項目の名称を説明させていただきたいと思います。

初めに、1 番目の「公共施設の休館日及び開館時間の見直し」、それと 10 番目の「団体等への補助金等の見直し」、18 番目の「定員の適正管理」、21 番目の「時間外勤務手当・休日勤務手当の見直し」、さらに 32 番目の「公債費の繰り上げ償還」、34 番目の「広告料収入の検討」、38 番目の「職員住宅・教員住宅の戸数の見直し」、最後に 39 番目「普通財産の売却」、以上の 8 項目でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） 項目ごとに答弁をいただいておりますので、今後のことを含めて議論をさせていただきたいと思うのでありますが、効率的な行政運営システムの確立というところで、事務事業の整理・合理化ということの中で、敬老会の開催の見直しについてまだされていないということでありまして、この間、余り暑過ぎなく、いい天候の中で敬老会が終えられたことであります。

77 歳以上、決算資料によりますと、20 年で 2,433 人中、出席者が 882 人であった。21 年度では 2,560

人にふえて、そして出席者が 871 人ぐらいであったと。おそらくことは、また人数がふえて、少しあいさつの中で触れていらっしゃいましたが、850 人ぐらいの出席だというふうなことをあいさつの中で聞かせていただいております。それが正確でありましたら、77 歳以上の方がふえて出席者が少なくなっている現状があるかと思います。これは敬老のお祝い金をお渡しするということの影響もあるのだと思うのでありますけれども、だんだんとこの出席率が減っていることでありますので、このことにつきましては、町が高齢者に対して敬老の意をあらわすという形になっている形でありまして、町の事業であります。

さまざまに地域、地域だとか、いろんな形でそのお話が私らの周りでもあるのでありますけれども、私たちが町民の中で話をしておりましたときに、行けない人のほうが多い、行きたいのだけれども行けない方もいらっしゃる。その行ける方はありがたくて、多くの方々の顔が見られて、お互い交流を深めて確認し合うことができるけれども、行けない方は何ら当たらないということ、敬老祝い金は別としまして当たらないということがあると。そういう意味では、75 歳でも 77 歳でもいいでしょうけれども、平等に町として敬老の意を一人一人にあらわすという形をとられたほうがいいのではないかと。

大体敬老会で、これは決算の資料でありますけれども、初期投資が 260 万円弱であります。あと、ほかにバスだとか費用がかかっているのだと思います。そして、敬老祝い金が 610 万円ということで、こうしましたら、結構大きな支出になっております。敬老お祝い金のこともそうなのでしょうけれども、例えば商工会の方と協力をしていただいてプレミアム商品券を 2,000 円ずつ配るだとか、喜寿、米寿の方には少しお話をするだとかというふうな、そういう方法もあろうかと思うというような、そういう話も私の周りではしてくださる高齢者の方がいらっしゃることです。これからまた検討に入られて、おそらくこれからどんどん高齢化が進むわけでありまして、その開催の見直し、あるいは敬老の形を見直していかなければならないことは、これは時期を待たないことでありますので、その辺のことにつきまして方向性をどのようにお考えをされていらっしゃるのか、町としてですね、お伺いをしたいと思います。

観光宣伝のイベントの事業の見直し、これは手をつけていらっしゃらないということですが、これは先ほど杉坂議員の質問を含めてご答弁があったことでありますので、全町的な一つの視野で進めていただければと思うことであります。

あと、着手済みということで委託業務だとか指定管理制度の導入という、そのことがありました。

前回でありましたか、中橋議員の質問の答弁の中で、コミセンだとか町民会館については指定管理について見直すというか、そういう答弁があったように思います。一応その基本方針として示されてありましたね。それを変更していくということでもありますから、どのようないわゆる判断によって、そういう方向修正をされていかれようとしておられるのかどうか。あと、例えばスポーツ施設であります野球場だとか運動公園だとかスボセンだとかがありますが、このいわゆるスポーツ施設につきまして指定管理ということについて、前回はそのことについての話がなかったのでありますけれども、そのことについてどういう方針でされていこうとしていらっしゃるのか、それをお伺いしたいと思うことであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何点かご質問いただきましたけれども、敬老会につきましては、一昨日、札内、きのう忠類で実施をさせていただきました。今、77 歳以上が 2,523 人でしたでしょうか。それらの方のうち、きのう忠類が 90 名近く、一昨日は幕別が 850 人程度ですから、実はだんだん参加者が減っているのが実情でありまして、残念な結果なのですけれども、要因の一つは、やはり今お話ありましたように、昔と違って全員に敬老祝い金が当たるというようなことでなくなってきましたので、節目節目 2 回の敬老祝い金というようなこともあるのでしょうか。さらには暑さですとか、いろんな条件もあるのだと思うのですが、今どこの町村も敬老会を見直すといったときには、どちらかという方向への見直しが実は多いわけでありまして、もう一つは、芳滝議員言われるように、地域

なり、あるいは何ぼかの公区にまたがった中での敬老会を開催していただいて、そこへ町が助成をしていくというような方向が、今、実はとられておりますし、敬老祝い金もだんだんといいますか、ほとんどの町村がなくなっていく。音更町なんかでいきますと、うちで言う 80 歳と 88 歳の祝い金をもらせる人だけを敬老会に案内して、今、敬老会を温泉かどこかで実施する、こういった方法もとられている。これらを含めながら私どもは今、老人クラブ連合会の役員の方と、あるいは公区長の皆さん方にいろいろお諮りをしながら、今後の敬老会のあり方について、なお検討をするのだろうというふうに思っております。なかなかこの間も、札内ですとバスが 13 台ぐらいあそこへ並んで町内から来ていただくわけでありまして、今言いますように、費用のこともありますし、また来られない方のことも思いますと、本当に今のままでいいのかということは、当然これ検討していかなければならないと思いますので、引き続き協議はさせていただきたいというふうに思います。

それから、観光宣伝イベント、これは中身もそうですけれども、今行っている産業まつりですとか夏フェスタですとか、いろんなことを観光物産協会ですとか商工会にお願いしているわけでありまして、これらにかかわる町のあり方というようなことも検討していかなければならないというようなことで検討事項に加えているわけですが、これは相手のこともありますので、一概にどうこうということにもならないのだろうというふうに思いますけれども、何としてもこれはやっぱり町民の皆さんにも喜んでいただけるようなイベントであることが何よりも大事であろうというふうには思っております。

それから、指定管理の関係は、これは来年度実施を見送ったということでありまして、すべてをやめてしまったということでは決してありませんし、引き続き検討はしていかなければならないし、必要なものは実施に移していかなければならないというふうに思っておりますけれども、ただ、今、来年やろうとしていたトレセンやなんかについては、コミセンなんかを今すぐやっても、それだけのメリットなり、今の委託業務でやってもそう大きな差がないのではないかなというようなことも一つ出てきたものですから、さらにもっと検討を加えようということで、一応来年に見送ろうかなということでの内部での決定で話し合いであります。

それから、スポーツ施設についても当然そうでありまして、これらについても引き続き検討する中で今後対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） 敬老会につきましては、廃止を含めて幅広く検討をされることをご期待申し上げますが、私の思いでは、平等に敬老の意が伝わるような、町として事業を行うのでありましたら、そういう方向性がやはり一番根底に置いていかんとならぬのではないかな、というふうに今考えておるところであります。

観光につきましては、本当に町挙げての話なのでしょうけれども、呼び込むことができる、幕別におることができるというふうな、そういう幅広い一つのご議論をご期待を申し上げたいと思います。

指定管理につきましては、やめるということではなくて、来年度についての考えだというふうな話であります。確かにコミセンだとか、町民会館につきましては、住民の利用が多くてなかなかどのような形で指定管理にしたらいいのかというようなことが、やはり検討課題に入ろうかと思うのですが、町民会館につきましては、決算資料にもありましたけれども、文化事業の件で非常に文化講座がふえておりまして、いわゆる講座の会場がなくて求めているというふうな現状があります。そういうふうなことも勘案をしていく中で考えられていけばなと思うのであります。

スポーツ施設でありますけれども、これは私は早急に具体的な検討に入るべきことであろうかと思っております。この夏に、名前申し上げますけれども、柏葉高校の野球部が野球場で合宿がありました。そのときに合宿の宿泊施設がないということで、個人的な関係で幕別町内の近くのお寺を紹介してくれないかというふうな話がありまして、お盆の間ですからそれはちょっと無理なことなのではないかということでお断り申し上げたのですが、いろんなお話の中で町民会館を利用して合宿をやられたというふうなことを聞かせていただいております。やはりいろんなところからおそらく、すばらしい球場

でありますし、すばらしい競技場であります。芝生もすばらしい芝生なのだそうでありますね。やはりサッカーなりやっている方だとか、野球をやっている方につきましては、幕別の施設はいい施設だということで通っておるようであります。これを指定管理と申しますのは、業務委託とは違いまして、ご存じのとおり活性化をしていく、人が集まる、そのことによって財政効果が上がる、そして、ある意味ではスポーツ・文化が広まっていくという、いろんな面で有効に活用をしていける制度であると私は考えております。そういう意味で、いわゆるスポーツ施設につきましては指定管理につきましては、早目に私どもはその時代のニーズにこたえることができる、それは町が豊かになり活性化をしていく大きな要因になるのではないかと、こう考えるとありますが、ご期待を申し上げるところであります、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 敬老会の話、すべての人たちに平等に、確かにそういうことも考えなければならぬのかもしれませんが、なかなかこれだけ人数が多くなってくると、すべての人たちを同じようにいろんな年金、敬老祝い金のみならず、例えば折りを上げようとか、昔は敬老会の案内出して当日来られなかった人には、後から来ればお茶を差し上げるとかというようなことでの手法もあったのですけれども、今はなかなかそういうことも現実的には難しい問題があるのかなというふうに思いますけれども、商品券の発行といいますか、商品券を渡すというようなことなんかも、これは商工振興ともつながってくる部分もあるのだろーと思いますけれども、なかなか財政的な問題、あるいは本当に先ほど言ったように全部やめてしまっ、それだけでいいのかという問題も確かにあるのだろーというふうに思います。

それから、指定管理、今、スポーツ施設は野球場あるいは陸上競技場、さらには札内スポーツセンター、ここのトレーニングセンター、当然のことながら指定管理の対象として今までも検討してきたわけですが、お話を合宿で使われる、これらについては指定管理の制度が入る前であっても現実にはやれる部分はあると思うのですけれども、ただ宿泊施設となってくると、ちょっと町が簡単に、そこへ泊まっていいですよというようなことにはなかなかないわけでありまして、近隣センターがあいているのでないか、コミセンあいているからそこへ泊めてくれというようなことはなかなか難しい部分も実はあるものですから、それらについては十分教育委員会とも相談しながら今後対応していきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、指定管理制度を含め対応について考えて検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） 敬老会もお考えいただくということで、この間、新聞を見ていましたら、敬老の祝いを届ける役の人の敬老だとかと、そういう川柳が載っておりました。地域によりましては本当に敬老される側の方が多い公区もあろうかと思ひまして、そういうことも勘案しながらお考えいただければと思うことであります。

指定管理の件であります、そういう宿泊所等も民間がやることで、その力によってそれが解決をされていくというようなこともあろうかと思ひます。そういうことでご期待を申し上げて、この1につきましては終わりたいと思ひます。

2 番目の自立型組織への転換と組織の再編ということであります。

ちょうど1 年前でありましたか、堀川議員の質問で、今は組織の見直しはしないというふうなご答弁があったように思ひます。今回の答弁書にも今はその考えがないというふうな形ではあります、最後のところで触れますけれども、庁舎のあり方を考えるときには、やはりその組織のありようというものと一緒に考えていかなければならない問題でないのかなというふうな考えておるところであります、その辺はどうでしょうか。

あと、定員の適正管理ということがあります。18 年のときの中橋議員の質問で、18 名削減というふうな方向が出されております。決算資料を見ますと、27 名削減というふうな結果が出ておると思ひますが、その辺のことにつきましては適正管理の形について、評価はどうかということ

聞かせていただきたいと思います。

人事評価制度の導入ということでもあります。これは今、検討されているという答弁でありましたが、職員研修も決算資料を見ましたら、20 年が 131 名研修されている、21 年が 104 名研修されていると。この評価制度の研修が一番断トツに多い研修をされていらっしゃるのですね。ぜひ、その研修をされた成果をやはり生かした制度の導入ということを進めていただきたいと思いますと思うのでありますが、いろんな全国の事例を見ましたときに、上司が下位の職員の評価をする、下位の職員が上司の評価をする、同じ職種が、同じ係長なら係長で評価をしていくとか、あと自己評価をするとか、いろんな評価の形が実行されておるようではありますが、今、試行されておる一つの評価制度の形というものが具体的にありましたら、ひとつお示しをいただきたいと思いますと思うことでもあります。

項目の中に人材の育成ということがありました。育成をされていらっしゃるということでもありますけれども、私は決算資料を見ていまして気づきましたのが、民間企業派遣の研修の人員が少ないのですね。やはり民間のいわゆる考え方や活力なりという、そういうふうなことを、ノウハウだとか、その職務のありようだとか、組織のありようだとかということを勉強するときには、民間企業の派遣の研修を、やはり今はどれぐらいの、これは 19 年 2 名で、20 年が 1 名で、21 年が 3 名でありました。その 3 名につきまして、どれぐらいの期間で研修をされていらっしゃるのかということもお伺いをしたいと思うのであります。

あと、これは大変大切なのですけれども、庁内研究推進チームの設置ということでもあります。これは大切な行政課題につきまして、その実施に向けた研究を行う、現状の把握をしながら、業務精査を行いながら、高度な行政推進を行う、そういうチームの設置をしていくということが項目の中に挙げられてあります。これは非常に大切であり、いろんな意味で活用できるかと思うのでありますけれども、その辺のことににつきまして、どういう現状であるのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 何点かご質問ございましたけれども、まず初めに庁舎のあり方、組織の見直しの関係でございますけれども、前段町長のほうでご答弁いただきましたように、庁舎につきましては、今、今年度の予算の中で、この庁舎そのものの耐震化にかかわる業務委託をさせていただく中でどういった成果が上がってくるかということも見据えながら、現在、庁舎内に部長職を中心にあり方検討会を今後開催しながら、その成果品についての分析等を行っていくというようなことで考えてございます。

それから、組織でありますけれども、当然庁舎だけではなく組織の場合は、庁舎に入る部局もさることながら、現在うちの町では教育委員会、あるいは保健福祉センター、あるいは札内総合支所ということで分散、当然されております。そういった部局の体制についても踏まえながら、では庁舎の中にどの程度職員数が必要なのか、そんなことを今後職員の退職者数との関係もございますものですから、それらのことも踏まえまして今後の検討課題になるのだろうというふうに思っているところであります。

それから、職員数の減のことでもありますけれども、これは合併、平成 18 年にいたしましてから定年退職者のみが退職をするというような数字の押さえの中で、職員の採用計画も当然内部では持っていました。ただ、合併後、早期退職といいたしでしょうか、当時定員適正化計画を策定する時点では、定年前にやめられる方の数というのが、これは当然把握はできておりませんでした。そういう中で合併後数年、今もそうですけれども、定年前にやめられる方もいらっしゃるというようなことから、当初の計画との数字の誤差というのは出てきているのかなというふうに思っております。

それから、職員の研修、人事評価の関係でございますが、例年、うちは職員の研修計画を年度当初策定をいたしまして、外部機関に行つての研修、あるいは庁舎内部での研修、さらには自主研修、それから後段、芳滝議員もおっしゃられましたけれども、民間への研修ということで、いろんなカリキュラムを設けさせていただいた中で、適当な時期と申しましうか、入って 1 年目、2 年目にする研修がどういうものがあるのか、あるいは 5 年たったときにどういう研修を受けるのがあるのか、こ

んなことも踏まえて研修計画を立てながら実施させていただいておりますけれども、先ほどお話が出ました民間研修、これについては職員の数が少ないのではないかなというふうなお問い合わせもございました。これについては、今うちのほうで行っている民間研修は、スーパーフクハラさんに1年に1回だけ、フクハラさんに入られる職員の方々と同時にうちの2年目の職員、採用になって2年目の職員をそのフクハラさんの研修と一緒に参加をさせていただいて民間研修を行っているということがあります。民間研修については、これ道あたりもいろいろ取り組みをされているようであります。うちの町も、今言ったような部分につきましては、1回程度の民間研修しか実施しておりませんが、今後についてはもう少し幅広くどういう取り組みができるのか、これは研究してまいりたいなというふうに思っております。

それから、人材育成の関係でありますけれども、私ども人事評価制度を設けた趣旨は、これあくまでも人材育成ということを基本に人事評価制度を立ち上げさせていただきました。これについては現在、昨年度から試行という形で人事評価制度を実施させていただいておりますけれども、今、半年間、管理職を対象に実施をさせていただいておりますけれども、これも今、実績といいいましょか、分析といいいましょか、各管理職が実際に行ってみたその感想、あるいは不都合な点、あるいはそのよかった点、こういったことを、今、管理職から提出をいただきまして、それらについて分析をしながら、今後は、今度の10月以降あるいは来年の4月以降、こういった形が組み立てるのが一番望ましいのか、これらを今、精査をしているというふうな段階でございます。

以上であります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 定員の適正管理ということで、いろんな事情があつてその数字になったということでありました。仕事に支障がなければ、また職員の健康による支障がなければ、どこかに無理がかかるというふうなことがなければいいと思うのでありますが、その辺は慎重にひとつ対応をしていただければなと思うことであります。

評価制度もこれから中身を煮詰められるということでもあります。ぜひ、その研修を受けられた、また職員さんの多くの意見もそれこそ取り入れながら、幅広い一つの評価制度というものを導入することが職員の資質の向上にもなり、また、それはそのままに事務事業推進の効率のよさにもなってくるのだらうと思うことでありますので、大切な一つの事業であろうかと思っておりますので、いろんな方面から取り入れてやっていただければなと思うことであります。

人材の育成も今後の課題ということでもありますけれども、私は民間企業に研修を派遣するときは最低でも1年ぐらいの、それぐらいの長さで研修に入ってください、やはりどうでしょうか、1週間やひと月ぐらいではなかなか民間の具体的な一つの形が体験できないのではないかと、考え方もそうでありますし、いわゆるその中の仕事のあり方もそうであるでしょうから、その辺もその検討の課題の中に入れていっていただければなと思うことであります。

今のことににつきましては、これからの課題ということが多うございましたので、これまでにしておきますけれども、最後、庁内の研究推進チームの設置ということ为先ほどお伺いをしたのでありますが、これは項目にあったのでありますが、そこだけ先ほど答弁がなかったものですから聞かせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 庁内の研究推進チームの組織についてということでございますけれども、これにつきましては、例えばですけれども、耐震化事業を行うとか、学校施設、町内施設、役場施設など、そういうような場合に庁舎内で何人か職員を集めて検討すると。あるいは今回の人事評価制度の構築についてと、こういうような場合についても庁舎内で職員を集めて検討チームをつくったという経緯があります。このように、幾つか当面する課題、プロジェクト的な事業、こういうものに対して検討チームをつくって事業について検討を進めてきているということでございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） 大切なことだと思いますので、やはりいわゆる専門に研究をして、そして行政課題を進めていくということにつきましては重要なことであろうかと思いますが、鋭意努力をお願いしたいなと思うことであります。

3 の住民との協働による行政運営の実現ということでありまして、住民参加による政策や事業の決定、パートナー制度の導入だとかいろいろ書かれてありますけれども、ある程度成果を上げていらっしゃるのだろうと思うことであります。答弁の中に、協働のまちづくり事業だとか、あとアダプトプログラムというのが出てまいりました。これは広く今、公区の方々に定着をしつつありまして、大変評価をしているところでありますけれども、一つ私が、前回から申し上げているのですけれども、気になっておることは、コミュニティの事業が減っているのですね。これはことはどうであったのかわかりませんが、一昨年は 11 事業があったのが昨年は 5 事業に減っております。これは夏まつりだとか盆踊りだとかというふうな事業であります、おそらく高齢化も進んでおったり、いろんな公区の事情があるのだろうと思うのであります、私はその協働のまちづくり事業の中でこのコミュニティということが一番大切な位置づけではないのかと常々考えておりまして、その辺のことについて、どのような見方をされていらっしゃるのか、今後どのようにお考えをお持ちなのか。

あともう一点、協働のまちづくり事業がある程度定着をしております。今後これを進めていく上で町民の提案制度というふうなものを取り入れていく必要があるのではないかと。これは私たち周りで集まって、こういうことをしたいのだけれども、こういう事業がない、当然お金もかかる話でありますから、そういういわゆるコメントを求めながら、町民のほうからの立ち上がりというものを喚起をしていくのが協働のまちづくり事業の基本の私は考え方であろうかと思えます。こういう事業がありますから、これだけお金が出ますから、これをやりましょうというふうなこともそうなのですが、私は、こういうことをやりたい、こういうことをやりたいというふうな形で、町民のほうから協働の一つの思いと申しますか、行動が出てくるような形の制度に向けていくということが今後の協働のまちづくり事業の形ではないのかと。そうでないと、なかなか前を向いて進んでいかない、立派にされているのですけれども、今後ますます前を向いて進むについては、そういう考え方が必要でないのかと思うわけではあります、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） コミュニティ事業が減っているということですが、これはまちづくり協働事業は毎年変化はあると思います。例えば盆踊りをやる、何かをやるのに太鼓を買うとか、あるいはみんなしてはっぴをそろえとか、そういうのは 1 年やれば毎年出てくるというようなことにはなりませんから、そういう事業が重なったときと、そういう事業がないときでは、コミュニティ事業の申請件数というのも減ってくるのだろうというふうに思います。ですから、これからも大いにそういったことを活用していただくことは、我々もこれはお願いしていかなければならない、ぜひ利用していただくように広報活動を強めていかなければならないと思います。

それから、町民の提案制度なのですが、今このまちづくり協働事業で、例えばどんな事業がいいか、どんな人たちを対象にしてやるのがいいかということでは、何人か公区長の代表の方に出ただいて、毎年チェックといいますか、審査をお願いしているわけでありまして。いわば町民の皆さんのそういった、こういうものがいいのでないかというようなことの代表の形で公区長さんをお願いしております。もちろん事業自体がどちらかというと町が半分、公区が半分負担というような事業が多いものですから、個人が提案していただいてこういう事業が、これはもちろん大事なことだと思いますけれども、それではその事業を実施するときには、やはり公区なり団体なりといったところが事業主体になっていくのかなという思いもしています。もちろん公区長さん方に、これからのいろいろ相談をさせていただきまして、今言ったようなことが、例えば広報でこういうものを募集するとか、提案を募集するというようなことが可能なかどうか、そういったことも含めながら相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） 町民がみずから協働していくというふうな意識に、ともどもに変わっていくというふうな方向性が協働のまちづくりのところでは大切だと、こう踏まえておるところであります。その辺のところを基本として進めていただければと、こう思うところであります。

自立可能な財政構造の構築というところではありますが、されていない事業も答弁の中にありましたが、広告料収入の検討のところでも多くの議員からも質問があったのでありますけれども、公共施設についてどうなのかということをお伺いをしたいと思います。

使用料・負担金の見直し、あと減免の見直しということがありました。これは今、検討されていくということではありますが、少し私は遅いのではないかなと。いわゆる指定管理にかかわる話になってくるわけでありますから、だから、このこともあわせて進めていかんとならんというふうなことだと思うわけでありますが、その広告料のことと負担金の見直しですか、使用料の見直しのことについて再度ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 広告料につきましては、今も何ばかいただいておりますし、いつか議会でも答弁させていただきましたけれども、例えば町の封筒に広告を載せるようなことで企業に相談しましたけれども、なかなか乗ってくれる企業も実際にはいなかったという経緯もあります。そういったことで、いろんなところに例えばエレベーターの中に広告一つ載せるのも、これは広告料ということにもなってくるのでしょから、あるいは私なんかいつも野球場の下に何かもっと看板をいっぱい並べたいのではないかと話もするのですけれども、そういったことも含めながら、内部でも検討していますけれども、やはり市だとか大きなところへ行くと広告の効果もあるというようなことで、企業も出しやすいのだけれども、なかなか小さいところはそういう面では厳しい面もあるのかなというふうに思っていますけれども、引き続き検討はさせていただきたいというふうに思います。

それから、公共施設の減免なのだけれども、これ特に多いのは、例えば文化団体が使用するときには使用料を大幅に減免するというようなことであります。これなんかどこまでがいいのかというようなことを実は内部でいろいろ検討していますけれども、先ほども言いましたように、相手がありますことから、そう簡単に今まで何割減免したしたやつを急にやめるというようなことにもならない部分もあるのだらうというようなこともあって、現実には未着手の部分に入っていますけれども、これらも引き続きそういった団体の皆さん方との協議も踏まえながら対応していきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） 最後に、庁舎のあり方の問題であります。あり方検討会で検討されているということでありました。300 万円、町の予算がまだ未執行ということでありまして、ひとつ方針を立てて、その執行をしていただきたいと思いますというわけであります。

20 年でありましたか、前川議員の質問でもそのことが、庁舎のあり方については出てきたわけがあります。先ほど申し上げましたが、いわゆる組織のありようとか、そういう機能だとかも含めて恐らく考えていかれるのだらうと思うのであります。その時点で町長の答弁の中に、基金を持たなければ起債ができないという答弁がありました。その基金につきまして、今後どのようにお考えをされていこうとされているのか。合併特例債があと 5 年が期限でありますから、恐らくその中である程度の方向を出さんとならんのだらうというふうに考えるわけでありますけれども、その辺のことと、もう一点は、これは私の素人考えと申しますか、町民の中で出た話でありますけれども、前川議員の答弁のところで、4 階以上をとって増築をする、それでも 8 億円以上のそういう金額がかかるというふうなご答弁がありました。私そのとき、例えば 4 階の建設部、経済部を札内支所に移してはどうかと。あそこを改修して、そして庁舎を分散化していく。本庁はここで 3 階の中に入って、ここが本庁だけれども、札内の体制を厚くしていく、それも一つのコストの面も考えてもいいことだらうし、あと災害時に札内支所の人は少ないものでありますから、あれだけの大勢の人がいて大きな災害が起こったときに、夜間は皆さん自宅ですらって、そしているわけでありますけれども、勤務中に災害が

起こったときにそれだけの人間がいましたら、札内もある程度の対応ができて、防災計画をつくることができるというふうなこともあろうかと思います。そういうことも含めてご検討いただければと思うのでありますが、その基金の件につきましてどういうお考えなのか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 役場庁舎の建設に係りましては、以前にもお答えを申し上げましたけれども、とりあえず耐震については学校施設を優先して実施をしていこうと、それらが落ちついて次に役場庁舎ということで、実はこれから当初予算に 300 万円ほどでしたでしょうか、予算を計上させていただきましたので、それらをもとに今これから耐震化あるいは建てかえ、あるいはそれらをするることによる、金額的にどのぐらいな事業費になるのかといったことを含めて調査に入ろうというふうに思っております。

基金は、昔は大体役場庁舎というのは、これは補助ありませんし、せいぜい起債の対象でありました。しかも、それが大体起債の充当率が 75%でありますから、非常に大きな一般財源の持ち出しが出てくるものですから、ある程度の基金を積んでいなければ起債の充当も許可しませんよというようなことがかつてはあったのですけれども、今はそこまではないのですけれども、でもそれにしても合併特例債というものの以外の起債でいくと 75 ですから、合併特例債ですからやっぱり大変有利だということていろいろ事例があって、私の町でいくと、あと 5 年の間にそれでは庁舎建設までいけるのかどうかという問題もありますけれども、合併特例債が有利であることだけはこれ間違いないわけですし、基金の必要性も私はあるのだらうというふうに思っております。もちろん建てかえるかどうかはわからないうちから基金ということには、これはならないわけですが、十分、今、内部でそれらを含めた中で検討させていただいて、今後どうするか、また議会にも時期が来ればご相談をさせていただくということになろうかというふうには思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） 行く行くはそのような、耐用年数もありますもので、今 40 年ですものね、ことで 40 年たつわけでありまして。基金のことももう現実味を帯びて検討いただきながら、前向きにご検討いただければと思うことであります。

これで終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

非常に時間が厳しいのですけれども、斉藤議員、1 回目の質問だけ出していただけないでしょうか。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3 番（斉藤喜志雄） 通告に基づきまして、町内に存在する公立並びに私立 2 高校の存続にかかわる支援のあり方についてお尋ねをいたします。

従来、北海道教育委員会は、平成 12 年に策定した「公立高等学校配置の基本方針と考え方」に基づきまして「公立高等学校適正配置計画」、我々通称「適配」というふうに呼んでおりましたが、それを策定し、中卒者数の増減を勘案して、収容定員の調整や学校の再編等を行ってきたことについては、ご案内のとおりであります。

しかし、国際化、高度情報化など社会の変化や生徒の進路希望などの多様化に加えて、大幅な中卒者数の減などといった環境の変化に対応するため、有識者で構成する「高校教育推進検討会議」なるものを設け、高校配置のあり方について諮問し、その答申に基づき平成 18 年 8 月に「新たな高校教育に関する指針」が策定されました。その後、平成 20 年度から年 2 回、全道 19 の会場で、市町村長を始め教育関係者や保護者などが参加する中、地域別検討協議会が開催されてきていることも、これまたご案内のとおりであります。

本年度の十勝学区の「地域別検討会議」は 4 月と 6 月に開かれ、平成 23 年度から向こう 3 年間の「公立高等学校配置計画案」が示されたところであります。それを見ますと、上士幌高校が 1 学級減から

復活 2 学級、これは極めて異例な措置というふうに言わざるを得ませんが、これまたいろんな理由があるのですが、そこは避けまして、平成 25 年度には帯広緑陽高校と新得高校の 2 校が 1 間口減とする案が示され、地元から強い反発の声が上がっているところであります。

そこで心配なのは、道教委がこの新たな指針に基づき次年度の第 1 学年が 3 学級以下と見込まれる高校、全道には、ごめんなさい、そこに「87 校」とありますが「84 校」に訂正していただきたい、私のミスプリントであります。84 校については、原則再編の対象とするとしていることとあります。したがって、当然、幕別高校もその対象校の一つであることは言うまでもありません。ひとたび新得高校のように再編の俎上に上ると、統廃合は過去の例からいいまして必至であります。

地域から学校がなくなるということは、生徒や保護者はもとより、地域に根差した伝統ある文化活動や体育活動、そして地域経済などにも少なからず影響を与えるものと考えるところです。町は、そうした観点から、これまでも諸活動費の補助金など、さまざまな支援策を講じてきておりますが、地元の高校を存続、充実、発展させるためのさらなる努力や取り組みの強化が迫られているものと考えるところであり、以下 3 点について伺いをするものであります。

その 1 点目は、今春の町内中卒者の進路動向と公立高校の授業料無料化に伴う影響などについてお尋ねをいたします。

そして、その 2 点目は、いわゆる特例 2 間口が廃止される中での「新たな高校教育に関する指針」をどのように受けとめていらっしゃるか、伺いをしたいと思います。あわせて、幕別高校の存続を願う OB 初め生徒や保護者など、地域の住民の思いにこたえる支援策や施策、あるいはその取り組みについて伺いをしたいと思います。

三つには、中卒者が引き続き減少する中で、一高校の経営努力には限界があるものと思われるところであります。すなわち、江陵高等学校のこととあります。私立高校を抱える地元自治体として、どのような支援体制の強化を考えているか、これまでしてきたか、そういったところを含めて伺いをしたいと思います。

以上 3 点について質問いたします。終わります。

○議長（古川 稔） 質問の途中ではありますが、答弁は再開後お願いしたいと思います。

この際、13 時まで休憩いたします。

12：00 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁よろしく願いいたします。

金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えします。

町内公私 2 高校の存続にかかわる支援のあり方についてであります。

ご質問にもありますように、高校の存続問題は、生徒の進路や保護者の家計、地域の経済、文化活性化など幅広く影響が及ぶものでありますことから、常に危機意識を持って意を用いていく必要があるものと考えているところであります。

ご質問の 1 点目、今春の町内 5 中学校卒業生の進路動向と公立高校の授業料無償化に伴う影響についてであります。

まず、今春の幕別町内の五つの中学校の卒業生の進路についてであります。卒業生は合計 309 人であり、進路未定の 1 人を除くと 308 人が高校等へ進学しております。

この進学者の内訳につきましては、全日制の公立高校への進学者が 218 人、私立高校への進学者は 84 人で、残り 6 人につきましては、定時制高校、養護学校、高等専門学校への進学などとなっております。

前年度との比較では、卒業生が 23 人ふえた中、全日制高校への進学者は 25 人の増で、そのすべてが公立高校が占める一方、私立高校への進学者は同数となり、定時制高校等への進学は 3 人の減となっております。

また、町内の二つの高校への進学者について申し上げますと、幕別高校への進学者は前年度より 7 人増の 32 人、江陵高校へは 10 人減の 46 人となっております。

次に、公立高校の授業料無償化に伴う影響についてであります。本制度につきましては、多くの生徒が経済的な事情で中退している状況が続いておりますことから、国においては、「家庭の状況にかかわらず、すべての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化して、家庭の教育費負担を軽減する」ことを目的に、本年 4 月から実施されたところであります。

その内容は、高校に在学している学生の数に応じ、学校設置者に対し授業料の全部または一部相当額を支給するものであり、公立高校の場合は、1 人当たり年 11 万 8,800 円が国から高校設置自治体に支給されますことから、結果的に授業料は無償となるものであります。

私立高校につきましては、通常は 1 人当たり年 11 万 8,000 円を就学支援金として支給し、さらに世帯の収入に応じて最高で 23 万 7,600 円まで、国から設置者である学校法人などに支給されるものであります。

このほか、同じく私立高校に対しましては、北海道の授業料軽減補助制度があり、市町村民税所得割非課税世帯では実質的には授業料は無償、市町村民税所得割が 1 万 8,900 円未満では月額 5,000 円程度の負担まで軽減されることとなっております。このため、町内の私立高校を例にいたしますと、所得割が 1 万 8,900 円以上の世帯に限っては、就学支援金年額 11 万 8,800 円のための支援となりますので、授業料における公立高校との負担の差は年間約 23 万円となっているところであります。

授業料の無償化によって、道内の私立高校関係者からは、少子化や不況に加え本制度の実施によって入学者が減少したとの話もあり、本町においても、江陵高校への入学者が前年度より減少していることの一因になっているのではないかと推測できるところでもあります。

しかしながら、その一方では、十勝管内においては、本年度の私立高校への進学者は 762 人で、昨年度より 39 人ふえているという状況をかんがみますと、公立か私立かを選択することについて影響があったとは考えにくい面もあると感じ、授業料無償化の影響を判断することは、なかなか難しい面があるものと考えております。

また、公立高校においては、授業料無償化に伴い、従来の授業料減免世帯の把握ができなくなったために、PTA 会費などの各種負担金について減免が廃止され、実質的に負担増となった世帯が生じている現象も出てきているところであります。

具体的には、十勝管内においては、従来から 5 校が授業料免除者に対して、PTA 会費やクラブ活動後援会費などの減免を行っておりましたが、このうち 3 校が本年度から減免を廃止しており、これらの高校の現在 2、3 学年に在籍し、昨年度も授業料免除となっていた生徒にとっては、本年度から実質的に保護者の負担がふえるという状況になっているところであります。

以上で、斉藤議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の 2 点目となります、新たな高校教育に関する指針と幕別高校存続への支援策についてであります。

ご質問にもありましたように、北海道教育委員会が平成 18 年度に策定された「新たな高校教育に関する指針」に基づき、中学校卒業生数の増減見込みや地域の実情などに応じて定員調整や学校の再編整備を内容とする、平成 23 年度から 3 年間の「公立高等学校配置計画案」では、平成 23 年度に上士幌高校を 1 学級増とし、平成 25 年度に帯広緑陽高校と新得高校をそれぞれ 1 学級減とする方針が示されました。

また、この配置計画案では、平成 26 年度から 29 年度までの見通しとして、「4 年間で 1 から 2 学級相当の調整が必要」とし、再編も含めた定員調整や新しいタイプの高校の設置の検討が必要であるとしております。

中学校卒業生数が大幅に減少を続けている中で、高等学校の教育水準を維持向上させていくためには、公立高校の再編は避けて通ることのできないものと理解いたしておりますが、幕別高校が果たしてきた役割、そして今後も地域の子供たちの学びやとして、十勝東部の 1 校の普通科高校として、存続、発展していくためにも、再編整備の対象としてはならないものと強く認識いたしているところであります。

今年度の幕別高校の入学者数は、町内からの 32 人を含め 75 人を数え、昨年の 58 人から大きく増加したところであり、また、最近では明るい話題として、野球部員が 10 名に達し、4 年ぶりに公式戦出場を果たせそうだという記事や、女子ハンドボール同好会が誕生したという記事が地方紙で大きく紹介されるなど、熱意を持った先生方のご指導をいただきながら、充実した高校生活が営まれているものと拝察いたしているところであります。

町では、平成 21 年度から幕別高等学校教育振興会への補助を拡充し、生徒の体験活動や進路対策、地域との連携教育活動の充実などに支援を行い、また、海外研修への派遣を始め、キャリア教育の一環としてインターン研修の受け入れや学校行事への福祉バスの運行など、学校教育活動の充実のため行政として側面的援助に努めてまいりましたが、今後においても教育委員会との連携を密にし、ソフト面での一層の充実などにも努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、江陵高校への支援体制の強化についてであります。

ご承知のとおり、江陵高校は、昭和 60 年に池田町から本町へ移転し、町内中学生の進学先として重要な役割を果たしているものと認識いたしているところであります。

平成 16 年には、普通科コースに加え福祉コースを設置し、高齢社会における福祉医療現場の担い手を育成する教育にも取り組んでおり、また、数年前からは不登校の生徒の受け入れも行うなど、社会へ出るための人格形成や能力伸長のための特色ある教育を展開されているものと考えております。

とりわけ福祉コースにつきましては、介護福祉士国家試験合格率が全国平均を大きく上回る実績を上げ、町内福祉施設はもとより、管内の福祉施設などに多くの人材を送り出しているところであります。

町では、これまで江陵高校に対しまして、毎年 190 万円の運営費補助を行ってきたところでありますが、近年、各種団体等への補助金等の透明性、公平性あるいは公益性を確保する観点から、補助金等適正化委員会を設けて、補助団体等の事業内容などを精査し、補助金額を見直し、その適正額を決定してきたところであります。

江陵高校につきましては、その教育活動を高く評価するとともに、町内中学生の進学先としての重要性などを考慮し、当面、現在の金額で支援を続けていくことが必要であろうと認識しているところであります。

なお、今後の支援体制の強化ということではありますが、前段申し上げましたとおり、幕別高校と同様にソフト面でのさらなる支援を検討してまいりたいと考えております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3 番（斉藤喜志雄） それでは、それぞれ質問項目に沿いまして何点かお尋ねをいたしたいと思っております。

最初の 1 番目にかかわってであります。私の記憶が正しければ 4 月 22 日だったと思いますが、管内の町村会が、いわゆる高校の無償化にかかわって、公立高校の定数が大幅に減ったなんていうことで指摘をしながら、道教委に対して要望事項を出されたやに記憶をしているわけです。そういうところから、さあ果たして、それでは公立高校を抱える町内の実態は、あるいは私立も含めてどうという影響があったのかなということで 1 点はお尋ねをしたところでありますが、公立高校の希望者

数等々がふえているという観点からいえば、幕高の応募者数がふえているという観点からいえば、そんな大きく影響はなかったのかなと。答弁の中にありますように、一定程度の、これは市内から大きく離れたところと、それから幕別町や芽室町や音更町のように、この帯広市と隣接しているところとでは当然条件が違うのだろうと。そういう意味では、お答えをいただいているとおり、よくその意味が理解できるところだなというふうに思っております。私は、基本的には、その応募者数とのかかわりでのこのどんな影響があったかなという、町村会が道教委へ要望したところの視点に当てながら質問の要項をつくらせていただきましたが、お答えの中で今申し上げましたとおり、十分その点についてはよくわかりました。

そこで、この答弁の中にも出てきているわけでありますけれども、授業料減免世帯の把握が困難になったこともあって諸費の減免措置が難しくなり、負担軽減というこの善意の措置であったにもかかわらず、結果として保護者の負担増という皮肉な現象を生じている世帯もあるのだというところにかかわってお尋ねをしたいと思いますが、幕別高校の学校に納める諸経費というのでしょうか、諸費、PTA 会費だとか同窓会費だとかも、もろもろあるのでしょうか。そういったものや、それから修学旅行なんかは、これ各種積立金という方式をとっているのかな。いずれにしても、そういったものを含めて、その実態はどのようになっているか、もしおわかりであれば、幕別高校の諸費納入の状況等、実態等について教えていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 幕別高校の PTA 会費、諸費の実態についてであります。昨年度までは PTA の会費が 7,200 円、それから文化体育後援会活動費、これが 6,000 円でありまして、合わせて 1 万 3,200 円でありましたが、本年度は PTA の総会で見直しが行われまして、両会計を一本化して、従前のクラブ活動のほうの繰越金を充当することによって 8,400 円というふうになったというふうにお聞きをいたしております。

なお、幕別高校におきましては、授業料免除者に対する軽減措置は、小規模校という観点もありまして、従前から行われていないところではあります。

以上です。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3 番（斉藤喜志雄） 逆にこれ軽減されていた形になっていたの、結果としては。ことはあれけれども。そういう意味では、そんなにこれもまた大きな影響はなかったと言ってもいいのかもしれないね。

そこで、しかし間違いなく、いわゆる保護者の財政負担という観点で言えば非常に厳しいものがあるし、これからも負担の軽減の観点から、うちの町村で奨学資金制度がセッティングされているというふうに記憶しているのですが、その奨学資金の支給状況だとか、その実態についてはどのようになっているか少しお聞かせいただきたいと思いますが、これ通告していなかったの、資料がなければ結構でございます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 保護者への負担の軽減というような観点から、PTA 会費あるいは後援会活動費以外に修学旅行でありますとか、生徒会費だとか、全国平均でいいますと、修学旅行で言うと北海道の場合 13 万円程度、生徒会費と教材費含めて 2 万円程度、合わせて、これ平均的な概念ではちょっと申し上げられませんが、その程度の別な負担があるということをまず念頭に置きまして、私どもの奨学資金制度にかかわる現状の実態についてお答えをしたいと思います。ご承知のとおり、幕別町の奨学資金条例というものに基づきまして、昭和 45 年からスタートいたしました。

最初に限度額で申し上げますと、3,000 円以内というところからスタートいたしまして、昭和 55 年には 5,000 円以内、平成 12 年には 7,000 円以内、現在に至るということになってございます。これらにつきましては、時代の趨勢に合わせまして、その授業料の補てん分という観点から引き上げが行われてきたというふうに承知をいたしております。ただ、この近年、非常に経済状況、家計が非常に悪

化しているというような状況から、平成19年から申し上げますが、平成19年には6,000円で22人に、平成20年には5,000円で37人に、平成21年には4,000円で56人、今年度におきましては4,000円で64人の方に支給をいたしております。また、今年度の64人のうち幕別高校の在学者については5名、江陵高校の在学者には23名、合わせて28名、約4割の方に奨学資金をお贈りいたしているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 金額の多寡については、これはいろんな考え方があるかと思いますが、こういうふうに経済格差が広がってきたり、貧困家庭がふえてきたりという、そういう中で、果たしてこれ4,000円というのはいかになものなのかな。いや、しかし、ないよりはあったにこしたことはないことも、これまたあれですし、うちの奨学資金の形は、これはいわゆる貸付型ではありませんよね、支給型ですね。という、そういう趣旨からいえば、他町村から比べても必ずしも悪い条件でないということも理解はしておりますが、今日的な家庭事情や保護者の困窮している状況、とりわけ恐らく保護者の経済的状況で比較するならば、幕別高校在学者の子供たちあるいは江陵高校在学者の子供たちと帯広市内へあれている在学者の家庭とを比較したら、恐らく幕高並びに江陵高校へ行っている保護者家庭の経済的な厳しさというのは、こちらのほうが高いのだろうな、そんなことも思っております。そういう意味で言うと、これ後ほどまたちょっと補てんをさせていただきたいというふうに思いますが、僕は「量から質へ」という、そういう転換がある意味では求められているのかなと、そんなふうに考えております。ここの部分は通告にもなかったところを詳しくお話をいただいたということで恐縮しておりますが、そんなことで「量から質へ」というのは斉藤一体何を言わんとしているのだということも含めながら、今後のいろんな計画の中で取り上げていただければなと、こんなふうに思います。

続いて、2点目の質問へ行きます。

幕高の存続問題にかかわってですが、これは一昨年来、町を挙げて、あるいは地域を挙げて、OB挙げて、それぞれの立場で非常に、先ほどの答弁の中にもあったように努力をされてきている。そのところは僕は評価したいなと思いますし、過日、新聞を見ていて、悪い習慣ですけれども、ご飯を食べながら、かみながら新聞を見ていて、思わずパチパチパチッと家内の前で拍手をしてしまいました。家内は、「なしたのさ、お父さん」と、こうやって「急に」という、こういう。

それは、これなのです。8月1日、北海道新聞の記事でありました。それから、その後は、十勝毎日新聞が9月の1日に、先ほど来、教育長の答弁の中にもありました、こういう活動です。僕は、野球部ができた、ハンドボール部ができたということもうれしいけれども、この写真に写っている子供たちの目を見たときに、いずれもどの子も本当にいい表情をして、高校生活の中で幕高へ通っている子供たちのひとみがこんないい表情で写っているのは久しぶりで見ました。僕は、それこそ町や先ほども言いました地域やOBの皆さんやそういった方々が、先ほど来、答弁の中にもあったような施策を施してきていることによって、こういう子供たちの表情が出てきたのだなと、そんなふうに私は思っています、思わず手をたたいたのです。

とりわけ野球部の中でこんなことを言っていました。何で野球部へ入ったのと言ったら、野球部のみんなが輝いて見えた。学校教育というのは、僕はそういう、輝きや何かが出てきて、それが感ぜられる子供が生まれてきたら大成功だと。

そういう意味で言うと、私は、この2年間まいてきた種が着実に、着実に芽を出し、実や葉をつける、そういう状況へと向かってきたと。したがって、何とかここを手抜きをしないで、支援の輪を広げていってやるのが大事なのではないか、そういう思いからこのような質問をさせていただいたわけではありますが、町長も答弁の中で絶対地域から幕別高校をなくすことはできない、そのためにしっかりとソフト部分も含めて手を広げていきたいという力強いお答えをいただいたところであります。

つきましては、私はそういうこの学校の思いや地域の思いや、あるいは町の思いや、それから子供の思いをしっかりとつなぐパイプが必要なのではないか。そして、今はまだ点かもしらんけれども、それを幹や実を結ばせる、そういう吸い上げる仕組みが必要だなと。そして、有効かつ適切に町が考える、地域が考える、OBが考える、振興会が考える施策が子供たちの中に乗り移っていくようなシステムづくりが必要だということで質問をさせていただきたいわけでありますけれども、これまでどういった連携がこの三者の間で行われていたか、それから今後どういったものを考えているかをぜひお聞かせいただきたいなと、こんなふうに思います。

お願いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 中高の連携ということだろうかと思いますが、今現在、これは民生部所管になっておりますが、子ども支援連絡協議会というのがございます。これは幼・保・小、それから高校に至るまで有識者が集まって特別支援のあるべき姿はどうあるべきかということを検討している機関がございます。

それで、私どもの教育委員会サイドでは、幕別本町地区に限りますが、この幼・保・小・中・高の連携で年間1回ほどの情報交換といいますか、そのような場を持っています。したがって、高校に特別視点を当てたそういった仕組みというのはありませんけれども、今後においては、そのことも念頭に入れながら考えていく必要があるのではないかと。

それと、中・高という関係におきましては、これはもうむしろ高校のほうが積極的ではありますが、進路指導にかかわっては、それなりの回数で行われているというふうにはお聞きいたしております。

以上です。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） やっぱり年1回というのは、ちょっと僕は、ごめんなさいね、率直な気持ち、足りないのかなというふうに思います。僕たちがというか、町も含めて皆さんが幕別高校を守るためにやってきたことは魅力ある高校づくりということでやってきました。魅力ある高校づくり。そうすると、魅力ある高校づくりというところで、私が一番この幕別高校の存続に向けて、当面極めて心配だなという課題は何かというと、これは中退者なのです。地元からの高校、地元の高校へ行くという数もほどほどにふえてきています。それは先ほど来言っている幕別の取り組みが、地域挙げての取り組みが功を奏してきているのだと思う。子供の表情だけでなく、地元からの進学率、それから募集定員に対する充足率、そういうのにかかわっても、もう限りなく近いところです。

ところが、入り口ばかり僕たち考えていたけれども、もう一つ心配なのは、そして総合的に勘案してと道教委が言っている再編対象としてしているところの別な項目のところ、実は在籍者数を視野に入れているのです。入学者数は、ことし75名でした。3年先を見てください。40残っていたらいいところでないでしょうか。それくらい中途退学者が多いということでもあります。中途退学者が多い。そうすると、先ほど来言うように、ソフト部分で子供たちが魅力ある学校としてということでの適宜適切に手を打っていくためには、町内の5中学校並びに教育委員会なり町なりが入った、そして高校でのしっかりした連携、情報交換、そして内容充実に向けた学期1回くらいの取り組みが私は必要ではないかと。

こんな商売をしていましたから、過去の経験で言わせてもらえば、音更高校がご案内のとおり定時制というのはなかなか満足いくような状況ではありませんでした。しかし、それで削減間口の対象になりつつあったのを、実は今言った人たちが学期に1回集まって、それこそ高校が中学校に求める子供像、それからそれぞれの立場で求める高校像みたいなものをお互いに忌憚なく交換し合いながら、そこに向かってあれしていくという、そういう保護者や子供たちから選ばれる学校、そして在籍する子供たちが日々行きたくなる学校づくりを目指しませんかということで、ずっと通年何年間か過去取り組んでまいりました。その結果、ご案内のとおり音更高校の定時制の窓口は、今、切ることありません。もうほとんど全日制と同じ扱いになっていますから、ない状況の中で確保がずっと続いていて

いるというふうになっております。そういう観点で言うと、さらに子供たちの輝きを増す幕別高校ということで、せっかくいい芽が出てきたのだから、ぜひそんなところを試行していただければ、一層この幕高を再編の対象にするとところから外れていくのではないかと、そんなふうに私は、そうもう強く思っているところです。今後、検討していくという教育長の答弁がありましたので、ぜひ検討していただきます。

それで、余り時間ありませんから先へ進みまして、3点目、私立高校であります。

僕は、うちの町の売りを「教育の町・幕別町」としたっていいと思っています。なぜなら、公立高校、私立高校2校を一つの町村で抱えている町村なんていうのは、18カ町村で芽室町を除いたらありません。芽室町しかありません、私学と公立を抱えているのは。しかし、芽室は、まあ帯広みたいなものですよね。ただ住所がそういう状況になっているというだけでありますから、そういう意味で言うと、どっぷり抱えているのは管内町村1町だけであります。そういう意味で言うと、ぜひ先ほどの町長の思いにもありますとおり、教育の町的発想で存続、支えていってほしいなと、そんな思いを込めながら、しかし道教委は何と言っているかということ、公私の比率は変えないというふうにはっきりうたっていますから、そうすると昭和63年の中卒者たちが9万2,222人です。そして、これから先を見通して、平成の27年にはどれだけになるかといったら、約半分の4万6,000人であります。そうすると、私学が生き抜いていくために、公立高校は簡単ですよ、これは。簡単ですよということはありませんが、うちらみたいに反対しているところは大変でしょうけれども、しかし基本的にはそう悪くないけれども、私学は人を抱えている観点からも含めても、なかなか個々の存続というのは、非常にその経営努力たるや大変なものがあるのだろうなと。そういう中であって、先ほど町長も申し上げておりましたけれども、僕は経営努力に非常に頭が下がるなと思っているのです。いわゆる福祉課を設置してみたり、あるいは子供が目を輝かせて3年間学校で頑張れる、もう一つは何かといったら部活動だとか、もちろんそれに波及する勉強もありますけれども、出口活動が充実しているということが大事なのです、出口が。卒業したら、おれこんな道が見えるよねという、そこが目標が見えたときに人間というのは頑張れると思っています。

そういう意味で言うと、しっかりと地域に町内の福祉施設にあれですね、地域社会をベースにしながら、あそこでこの福祉実践に強いこの人材の育成を通して、なおかつそれを町内の福祉施設に人材提供してくれている。そういう意味で言うと、私は間違いなくまちづくりに一方ならぬ貢献をいただいているというふうに評価すべきであろうというふうに考えておりまして、そういう意味では、さらなるこの支援体制、そのことが、ああそうかと、教育を大事にする幕別町という一つの売りにもなるだろう、まちづくりの原点は人づくりにありますし、人づくりの原点は教育にあることは、もう今さら論をまつまでもありません。そういう観点から、さらなる支援が私は必要なと。

僕の記憶が間違っていなければ、現在190万円というお話を聞きましたけれども、過去にはもうちょっと多かったのではないかなという気が私はしているのです。そうすると、今言ったように、地域への貢献度だとか、経営努力だとか、考えてみたら実は私学も小規模校の経営というのは緩くないのですよ。それから、通学に地域ハンデをしょっています。札内駅からあの距離。そして、進学率を見てください。大学への進学率を見たら、それなりの大学へ進学していつているのですよ。専門学校へ進学していつている。そういう出口活動も極めて充実するという、そういう努力をして、だから江陵高校のほうで3年間頑張っていけるのだと思っているのですが、いずれにしても、そんなことで190万円も大事ですが、もう少し何とかならんものかなと、こういう少子化社会の中での町の貢献度という思いも含めて、少し町長の思いを聞かせていただければありがたいかなと、そんなふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 江陵高校に対する支援でありますけれども、お話ありましたように、江陵高校が幕別町へ来てからずっと200万円、実は補助金で出しておりました。これは先ほどもちょっと申し上げましたように、補助金の適正化というようなことで、一律5%カットがあったものですから、190万円に落ちたという経緯がついに、三年前だというふうに思います。今お話ありましたように、私ど

もも江陵高校が幕別へ来ていただいて、いろんな面でご貢献をいただいていると。逆に私どものほうも、あそこへ来ていただいてからいろんな運営費の補助なんかもあるのですけれども、難しい部分もたくさん実は運営費というのがあるのです。これ運営費をどんと出すと、今度は私立の助成がそこから引かれて落ちてくるというようなことがあって、恐らくこちらは運営費と言っていますけれども、受けるほうはそうは受けない、寄附で受けるとその分控除されて私学の補助金が落ちますから、違う受け方をしているのだと思うのですけれども、そういったこと。

それから、今も、幕別高校もそうですけれども、何年か前から今、中学生のオーストラリアへの研修旅行に江陵高校からも生徒を送っております、幕別高校もそうですけれども、そういったこと。それから、先ほど来申し上げております福祉コースでは、かなりの生徒が特養札内寮に行って実習を受けたり、あるいは就職先でその職場を求めたりということで、大変お互いがそういう意味では協力し合っていていい結果になっているのかなというふうに思っております。私どもも当然のことながら今行った補助金の問題もさることながら、いろんな面、ソフト面もそうですけれども、何とか江陵高校がさらに町にとってすばらしい学校であると、あるいは父兄や住民にとっても大変協力をいただきながら学校運営に当たっていただいています。そういったことも含めながら町挙げて、幕別高校もそうですし、江陵高校もあわせて支援をしていきたい、そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） 何かこう、どうしてもこういう形になると金の部分ばかり出てくるかもしれませんが、今おっしゃられたように、いわゆるソフト部分で知恵を出すところがあるかというふうに思っています。

私の聞くとところによると、若い英語の先生が町に抱えている、これは本人が直接来て簡単に出してもらえるものと思って来たというので、校長さんも教頭さんも果たして知っていたのかなんていう思いもあるのだけれども、それは一生懸命江陵高校をよくしようとして頑張られている若い英語の先生の思いがそういうふうにさせたのだとは思いますが、そういったものも、おまえ筋違いだよということではなくて、手を差し伸べてやれる、そういう方法もあるのかなと。例えば、校内英語弁論大会みたいなのをあそこでもやっているようでありますから、そういったところには無償で採点者として一日ぐらいどうぞあれしてくださいとかという方法もあるでしょうし、考えて知恵を出し合えば、それなりに現状の中で上手にあそこを支えていくことが可能なかなと、こんなふうにも考えるところであります。そういう意味で、ぜひひとつ、そういったスタンスも含めながらお考えいただければいいのではないかなというふうに思っております。

いずれにしたって、公立高校、私立高校2校を抱えている自治体の使命であり、あるいはそこをしっかり充実、発展させていくというのは、ある意味では責務でもあると。道立高校だから知らんよ、私立高校だからどうぞあなたの経営努力でということには決してならないというふうに思って、当然そんなこと考えていないというふうに思っていますけれども、さらなる努力をお願いしたいものだなというふうに考えております。

最後に、議長が長過ぎるよといってまた目配せがありましたので、そういうところも含めて、できましたら、今までの論議をお聞きいただいて知恵を出せばまだ方法があるということをご存じかと思っておりますので、私は一つお願いがあります。担当窓口は、これ一本化したほうがいいと私は思っています。私立高校は総務ですよ、道立高校は企画ですよ、しかし教育内容の情報収集は教委だよ、僕はやっぱり、いや、それもそれでそれなりに機能していると言われてしまえばそれまでですが、しかしこういう非常に緊急を要する課題等々をいっぱい踏まえているがゆえに、ぜひ教育の問題は教育で扱う、教育長洪い顔をしています、窓口を一本化にして、それぞれその担当分野でやることは結構ですが、窓口が3本化されるというのは、私は必ずしも効率的でないと思いますので、これは後日、それぞれ部署の変更ということもあるのでしょうし、いろんなあれがあると思います。私がわからないものがあると思いますが、窓口の一本化を。そして、私は教育委員会が適切だと、そう思っている。他町村においても、こういうふうに分散している町村はない。そんなこと言うな、おまえ道教委だって私学

は別だぞ、ポジション別だよと、こう言うかもしれんけれども、それはあくまでもお金等々の支出金との関係でのそういう状況というのはあり得るというだけでありますから、存続や活性化に向けての窓口は、ぜひそのように一本化でお願いしたいものだなというふうに思います。

先ほど出ていました、どちらの高校に通っている家庭の保護者も、非常に経済的には必ずしも豊かでないところがたくさんございます。そういった観点で言えば、奨学金の、くどういようですけれども、4,000 円という、量から質を求めてもう少し考えていただけないかな。別な言い方をすれば、奨学金の定額化みたいな方式を考えるのも一つの方法かというふうに思います。これもまたいろんな内部検討が当然必要だということをわかっておりますので。しかし、今日的な時代を考え、教育の町ということを考えれば、ぜひこの辺も考えていただけるかというふうに思っています。

ともあれ、いろいろ話してまいりましたけれども、新しいこの指針に沿って再編整備を進めると、質問書の中でも書いてありましたとおり、全道で 84 校もの道立高等学校が姿を消すことになります。あるいは変えることになります。十勝管内で言えば、少なくとも対象に今既になっている学校が普通科の高校で 8 校もございます。8 校もございます。その減らしていく根拠として、いわゆる中卒者が減るからだとか、あるいは道の財政が厳しいから、不経済学級だと。幕別高校 2 学級間口でずっと存続すると約 2 億 1,000 万円くらいの運営費が必要だ、そんな無駄なことはしない、そういう道の財政が厳しいからといって、ただ単に指針に基づいて機械的に再編整備を進めるという方法は、私は地域の事情を顧みない、極めて乱暴な方法だと言わざるを得ないと思っています。

生意気なようではありますが、教育は国家百年の計と言われます。ふるさと幕別町を愛し、将来を担う子供たちに対する投資を怠らないまちづくり、そういう考え方のもとで、ぜひ支援体制の強化を、先ほどるる申し上げてまいりましたけれども、強化していただければと思ひまして、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8 番（増田武夫） お許しを得まして、通告した 2 点について質問させていただきます。

まず、1 問目、増額された交付税などを生かした町民生活の支援についてであります。

政府は、7 月末に今年度の普通交付税と臨時財政対策債の限度額を決定しました。それによりますと、本町の今年度普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計額は 66 億 3,378 万円となっており、平成 21 年度決算額 59 億 5,861 万 8,000 円と比較いたしますと 6 億 7,516 万 2,000 円、11.3%の増であります。今年度当初予算との比較では 4 億 1,278 万円、6.6%増となっております。

小泉内閣以来の三位一体改革の強行によりまして大幅に減り続けた地方交付税は、地方自治体と住民生活に大きな困難をもたらしてまいりました。今年度の普通交付税などが大幅に増額されたことは、町村会や議長会などの奮闘が実ったものであり、我が党も交付税復元を求めて努力してきたところであります。今回の段階補正などの一部復元、単位費用の増額などによって生まれた貴重な一般財源は、これまで切り詰められてきました福祉予算や公共料金の引き上げなどを見直し、ますます困難となっている住民生活の支援への積極的な活用に充てるべきであると考えているものであります。

また、交付税の上積み措置として「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」が配分され、本町に 2 億 1,963 万 6,000 円が割り当てられましたが、この臨時費目の目的に沿った有効な活用が求められます。安易に基金への積み増しや起債の償還などに充当することがないようにすべきであると思うところであります。

これらの財政的な余裕を生かして、次のような重点的な施策を求めたいと思いますが、積極的な答弁を願いたいと思います。

①町民の生活は、かつてなく大変な状況に置かれています。したがって、上下水道料、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの減免制度を強化して生活苦を支えること。

②子供の医療費の小学校卒業までの無料化、国保の窓口の一部負担金減免基準を明確にして実効あ

るものにするなど、安心して子育てすることができ、医療・福祉の充実したまちづくりを進めること。

③十分に予算の確保が図れない生活道路の改良補修、古い橋の補修など、長寿寿命化のための工事を重点的に前倒しして実施するなど、予算削減で思うに任せない分野の改善を図ると同時に、地元業者の仕事の確保、雇用の拡大につながるようにすること。

次に、質問の 2、非核平和の取り組みの一層の強化をについてであります。

本町は、「幕別町平和非核宣言」を行い、昨年 9 月には「平和市長会議」に加盟して、非核・平和の運動を他の市町村とともに進めることを明確にいたしました。

本年は、これまでの原爆パネル展に加えて、「平和祈念講演」が町主催で行われるなど、その前向きな取り組みは大いに評価されるべきだと考えます。

本年 5 月には国連で、「核非拡散」とありますが、「核不拡散」の誤りです。誤植です。核不拡散条約 (NPT) 再検討会議が開かれ、大きな成果をおさめました。広島での平和記念式典には、潘基文 (パン・ギムン) 国連事務総長、アメリカ、イギリス、フランスの政府代表が参加するなど、核廃絶に向けて大きく世界が動こうとしております。

こうした状況の中で、幕別町においても、さらにこの運動を町民ぐるみで発展させるために町民や団体が参加する「平和非核宣言推進実行委員会」のような組織を立ち上げて運動を発展させることを提案したいと思います。一層の取り組み強化を求めたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長 (古川 稔) 岡田町長。

○町長 (岡田和夫) 増田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、増額された交付税等を生かした町民生活への支援についてであります。

本年の普通交付税の算定作業が 7 月に行われ、本町の平成 22 年度普通交付税額につきましては、臨時財政対策債発行可能額を合わせて約 66 億 3,400 万円と決定されたところであり、前年交付決定額と比較いたしますと 11.3% の増で、十勝管内平均の伸び率 6.8% を大きく上回っているところであります。

さきの行政報告において申し上げましたとおり、「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」という新たな費目が設けられたこと、また、「包括算定経費」「補正係数」「単位費用」の増や合併算定がえによる効果などによるものが要因であるものと考えております。

本町といたしましては、町独自の緊急経済対策に取り組むことにより、地域経済全体の底上げを図り、町民の皆さんが安全・安心で豊かな日常生活を過ごせるよう努めてまいりたいと考え、今定例会に所要の補正予算を提案させていただいたところであります。

ご質問の 1 点目、上下水道料などの減免制度についてであります。初めに上下水道料についてであります。

平成 20 年の水道料金改定並びに本年 6 月以降の下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定に伴い、負担の激変緩和と社会的弱者の生活の安定を図り福祉の増進に寄与することを目的に、上下水道料の扶助制度を導入いたしましたところでありますが、本来、水道事業、下水道事業とも独立採算、受益者負担を原則として運営すべきものであり、独自の減免を行った場合には、その他の方からの負担を求めることになり、負担の公平性の観点からも難しいものと考えております。

次に、国保税についてであります。ご案内のとおり低所得者への負担軽減措置として、所得に応じ 7 割、5 割、2 割の法定軽減措置を行っております。

また、介護保険料も同様に、低所得者については基準保険料を減額し、その減じた分を一定以上の所得のある方で負担するなど、現行の制度、ルールの中で、最大限所得の低い方へ配慮をしながら設定させていただいているところであります。

さらに、国保税あるいは介護保険料の減免対応として、条例の中で、「災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、減免することができる」などと規定されていることに基づきまして、従前から個別に相談等を受け、適切な対応に努

めてきたところであり、今後も相談体制等をさらに強化してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、後期高齢者医療保険料についてであります。保険料の決定等は運営主体である広域連合が行うことから北海道の全市町村が基本的には同じ取り扱いとなり、所得に応じた軽減措置があるとともに災害、疾病、失業等で生活が著しく困窮するなどの事情により、保険料の納付が困難となられた場合には、減免されることもありますので、本町といたしましては、相談窓口としての役割を個々のケースごとに適切に果たすよう今後とも心がけてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、安心して子育てすることができ、医療・福祉の充実したまちづくりを進めることについてであります。

新政権が発足して、目玉政策の一つである子ども手当の支給が始まりましたが、この制度の導入が契機となって、子育て支援策として何が本当に必要で、かつ優先度が高いのかという見直し論議が国民の間で起きているところであります。

本町におきましては、福祉、医療、教育など多方面にわたって総合的に子育て支援策を構築し、子供が心身ともに健やかで健全に育つ環境づくり、各種の支援事業に取り組んでいるところであります。

始めに、医療費を小学校卒業まで無料化することについてであります。本町における乳幼児医療費助成事業につきましては、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることにより児童福祉の増進に寄与することを目的として、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているところであります。

本町では、平成20年度から助成内容の一部を拡充し現在に至っているところでありますが、小学生につきましては、通院に係る分は自己負担3割で変わりありませんが、入院に係る分は、市町村民税非課税世帯に属する世帯につきましては、実質的に無料であり、市町村民税課税世帯で所得制限の限度額未満に属する世帯につきましては、自己負担分を3割から1割に軽減しているところであります。

子育て世代の町民の皆さんからは、さらなる医療費助成の拡大要望が多いことは十分承知しているところでありますが、中長期的な財政運営を踏まえた上で、子育て支援策全般の中で検討していかなければならない課題であると認識いたしているところであります。

次に、国保の窓口の一部負担金減免基準を明確にし実効あるものにすることについてであります。一部負担金の減免については、国民健康保険法の規定により、特別の理由がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、適用することができるとされております。

特別の理由とは、災害による死亡、農作物の不作による収入の著しい減少、事業の休廃止による収入の著しい減少などの事由をいうものとされております。

現時点における本町の対応につきましては、法の趣旨を踏まえた上で、幕別町国民健康保険条例施行規則に定められている一部負担金の減免又は徴収猶予を受けられる基準に基づき、個別の案件ごとに対処しているところであります。

国では、平成21年9月から平成22年3月までの7カ月間にわたり、一部負担金の適切な運用に係るモデル事業に取り組んでおりまして、その結果を検証してから、平成22年度中に一定の基準が全市町村に示される予定となっております。

本町といたしましては、国が今後示す予定である新たな基準をもとにして、他市町村の動向などにも留意しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、長寿命化工事を重点的に実施し、地元業者の仕事の確保、雇用の拡大を図ることについてであります。

昨年度は、国による地域活性化に資する対策が実施され、各種の臨時交付金事業を活用して道路整備事業や補助事業では対象とならない道路の維持補修並びに公共施設の改修などを実施し、地元業者の方の仕事の確保や雇用の拡大を図ってきたところであります。

また、本年度につきましては、幕別町緊急経済対策として、さきの第2回定例会において公区要望の多い生活道路の整備や補修工事などに係る予算の補正を行い、さらに、今定例会においても同様の事業の補正予算を計上させていただいたところであり、地元業者の方の仕事の確保や雇用の拡大につ

なかるものと考えております。

なお、橋梁の補修につきましては特に緊急を要する箇所がありませんので、来年度以降に策定する長寿命化修繕計画の中で維持補修の年次計画を定めてまいりたいと考えております。

次に、非核平和の取り組みについてであります。

ご質問にありますとおり、本町は、昭和 60 年 12 月に「平和非核宣言」を行ったところであり、世界で唯一の被爆国として悲惨な被害を二度と繰り返してはならないという思いから、毎年、原爆パネル展を実施し、原爆被害の実態を風化させないように取り組んできたところであります。

さらに、原水爆禁止平和行進活動や原水爆禁止世界大会参加など町民の方々の活動に対しまして支援を行ってきたところであります。

昨年には、広島市長が核兵器廃絶のために呼びかけ設立した平和市長会議に加盟し、本年 8 月には、被爆体験者をお招きして平和祈念講演を実施するとともに、千羽鶴を被爆地である広島市及び長崎市に贈る運動を町民に呼びかけ、およそ 9,000 羽の千羽鶴が集まり、終戦記念日に合わせて、広島市の原爆の子の像と長崎市の原爆資料館にささげさせていただいたところであります。

帯広市では、平成 3 年に核兵器廃絶平和都市宣言推進実行委員会を設置して、平和推進事業の取り組みを行っていると同っておりますが、事業といたしましては、本町が行っている事業と同様に平和祈念の千羽鶴の被爆地への贈呈、被爆体験者による語り部の会のほか、核兵器廃絶のための署名活動、広島市民が描いた原爆の絵展などを実施されております。

本町におきましては、現時点において、当該委員会を新たに設置する考えはございませんが、他市町村の動向も見極め検討してまいりたいと考えております。

今後も広報やホームページなどを通じた啓蒙活動を進めるとともに、帯広市など他市町村の事業などを参考にしながら、さらに多くの町民が参加することのできる新たな事業の検討を行い、前段申し上げましたように、核兵器による悲惨な被害を二度と繰り返してはならないという思いを町民と共有していけるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、この際、14 時 15 分まで休憩いたします。

14 : 04 休憩

14 : 15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

増田議員。

○8 番（増田武夫） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1 問目でありますけれども、特に小泉内閣の三位一体の改革以来、非常に地方自治体は困難を抱えてきたわけでありまして。特に段階補正の切り詰めなどによって、そのことによって小さい町村が合併せざるを得ないような、この状況をつくり出してきたわけでありまして。

そうした中で、今回、昨年も若干ふえたようですけれども、今回、特に包括算定経費でありますとか、補正係数、単位費用の増でありますとか、また新たに雇用対策・地域資源活用臨時特例費、これも設けられるなどしてふえたということでありましてけれども、臨時対策のこの特例費も資料を見ますと、管内では一番多く配分されて、2 億円を超えているわけでありまして。

それにしましても、昨年と比べて 11.3% の増だと、こういうことではありますけれども、包括算定経費でありますとか、それらのものはどの町村も同じだと思うのですけれども、この 11.3% ふえた要素の中に、先ほどの雇用対策のものもあると思いますけれども、合併算定外による効果も相当あるのではないかと思いますけれども、その辺の要素はどのように評価したらよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今ちょっと合併の算定による、要するに忠類村があつて、幕別町があつて、別々

に計算したらこうなるけれども……、一つになったらこうなるけれども、二つあったらこういう計算になるから、その差額分が交付税として実質ふえているという、そういう額のことだと思いますけれども、それらも今数字をあれますけれども、そのほかに、これは余り表には出ないのですけれども、この間申し上げましたように、国営事業の償還金が、これは交付税に今まで我々は算定してほしいと言っていたわけですが、それが入っていなかった。それらが錯誤というような名のもとに今回数千万、七、八千万円がふえたと。あと、12月議会には出てくるとは思いますけれども、水道会計の高料金対策にかかわっての部分が、これもかなり単位費用なんかがアップしてふえております。そういったものなどが、逆に言うと、他の町村とは違った部分で交付税のふえた、伸びた要因にもなっているということが言えるかと思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） いろんな要素だと思うのですが、新しい政権になって、包括算定経費でありますとか、補正係数なんかが見直されたということは、やはり今後もそういう方向で行く、1年こっさりということはないと思うのですけれども、そういう形でこれから地方交付税がやはり少しでも、今までよりもいい方向に進んでいってくれることをこれからも望みたいと思うのですけれども、そうした中で、やはり先ほども言いましたように、今までの地方交付税減らされたその結果、町民生活にも非常に、例えば公共料金の引き上げですとか、そういうことをせざるを得ないような状況も生まれる中で、町民にも非常に大きな困難があったと思うのですよね。そういう中で、町民生活の悪化というものも非常に大きいのではないかというふうに思うのです。昨年の決算のときに出された資料によりましても、所得階層別の人数では100万円以下が48.9%だと、200万円以下も足すと70%を超える、これが町民の実態であります。年金収入も同様でありまして、100万円以下の年金の人が55.3%もあるというような、町民生活も非常に大きな困難を抱えているわけです。そうした中で、当然にして、いつも私が問題にしておりますけれども、町民税の滞納でありますとか、国保税の滞納も非常に多くなって、このままでいけば2億円を超えるところまで来ているという、現年度の滞納でも昨年は町民税で7,894万円、国保税では2,260万円と、こういう形で滞納せざるを得ない人たちもふえてきていると、そういう中で、今回のこの地方交付税の増額ということでもあります。

町長の答弁にもありますように、この臨時財政対策債、これも実質的には地方交付税と考えるべきだというふうに思います。でありますので、これは可能限度額いっぱいを活用してちゃんと対応していくべきだというふうに思います。この11.3%伸びた地方交付税などをやはりどういうふうに町民生活を支えることに活用していくか、そのことをぜひとも腐心していただきたいなというふうに思うのです。

この補正予算その他で工事その他の地域経済の活性、雇用拡大という意味で、さまざまな今度の予算でも出されてくるということでもありますけれども、もちろんそういうことも積極的に取り上げると同時に、具体的に町民の例えば公共料金でありますとか、後段で取り上げるような事柄についても、積極的な対応をぜひしていただきたいと、それをまず求めたいと思いますけれども、その辺の姿勢についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、4億円なり6億円なりの留保財源があるわけですが、増田議員のご質問にありましたように、国保ですとか、水道だとかといういわゆる公共料金、私どもは直接その公共料金を下げるというところにはなかなかいけないのですけれども、先ほど申し上げましたように、恐らく今10億円も累積赤字がある水道会計には、今回12月補正ぐらいで1億数千万円を補助金として水道会計に入れていきたい。何とか黒字に転換させていきたい。そのことが結果的には、今後の水道料金を上げない、いわゆる今の価格で抑えていきたいという、そういうような思いもあります。さらに、先ほど言いました経済対策では、雇用等を含めて、6月補正と今回の補正を合わせますと2億円近いものが道路整備あるいは道路の維持補修等に充当させていただきました。

さらに予測されますのは、これ国保の会計がこのままいっても四、五千万円の赤字の可能性があり

ますし、今後の医療費の伸びによっては、さらに大きな赤字が出る可能性もある。これ、今さら住民の皆さんに保険税を上げるということにはなりませんので、当然のことながらこれは何とか一般会計で繰り出しをして、赤字に転落しないように国保会計を終わらせたい。そういうことを考えますと、結局この出た分は、国保だとか水道だとかというところに、間接的ではありますが使用料にもはね返ってきているのかな。さらに、大きなものとしては、これはこれから相談しなければならない部分もたくさんあるのですけれども、土地開発公社がやがて終わるとなる。今持っている公社の債務を少しでも一般会計でカバーできるものはカバーしていきたい。これも恐らく今年度で数千万円お願いしなければならないような場面も出てくるのでないか。そういうことでいきますと、4億円、6億円のお金というのは大体そういうところで今回使用していくのかなというようなことで、おっしゃられたとおり直接公共料金を下げるところにはいきませんが、おおむねそういった面にこれらの留保財源を充てていきたいなと、そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） そうした目に見えないところに手当てしなければならない状況にあるということもわかるわけなのですけれども、しかし町民は日々生活しております。やはり例えば一つ目の問題では、上下水道料金なども2年にわたって20年と昨年と引き上げられてまいりました。やはりそういったものでありますとか、国保だとかいろんなもの、滞納されている人はやはり例えば町税だけ滞納してほかは全部きれいだとかということではなくて、なかなか困難でいろいろなものが滞納せざるを得ないような、幾つも滞納されているという方も大変多いのではないかと思いますよね。それが、やっぱり生活苦から来る滞納だというふうに思うのです。

そういうことを考えますと、やはり本当に収入がなくて、滞納せざるを得ない人に何とか手を差し伸べることができないかと。こういう、確かに今おっしゃられたように、いろんなものを手当てすればこのぐらいかかるのだというものもあると思うのですけれども、しかしそういうことだけではなくて、直接生活支援の援助をしていただけないかと。この答弁の中にたびたび、毎回のように出てくるのですけれども、独立採算性なのでそういうことをしたらほかの人が負担しなければならないのだということを再三言われるのですけれども、しかし、やはり担税能力、負担能力を超えてかけておきますと、当然先ほども言いましたように、国保税にしましてもいろんな町税にしましても滞納して、場合によっては、不納欠損しなければならないような、そういうことになりますと、これはほかの人がその分を負担するという意味では同じこと、同じような現象が起こるわけですよね。だから、やはりぎりぎり滞納しなくてもいいような支援をやはりしていくべきだと。

私、いろいろな面、これはどうだということを、下水道料金、それからいろんな面で挙げていますが、しかし、すべてをそれを押しなべてしなくても、例えば下水道料金をしっかりと低所得者に減免制度をきちっとやりますと、そのことがほかの会計の支払わなければならないところにいい効果となってぎりぎり支払っていけるような、そういう全体をあれしなくても、部分的にでもしっかりとやれば、それが大きな生活支援になると思うのですよね。だから、そういう点で重点的にこの分野はしっかりと生活支援に今度の余裕を使おうじゃないか、そういうような方針転換はできないものかどうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、個々の料金の減免あるいは料金の引き下げということについては、なかなか私は今の段階では入れないのだろうというふうに思いますけれども、水道会計を安定していくために、あるいは国保会計を赤字にしないために、これらの金を有効に活用していくということは、これからも当然考えていかなければならない問題だろうと思いますし、もう一つは、増田議員さんが言われたように、本当に今の交付税が来年もまたこのような伸びをしていくかどうかということになってきますと、正直言って、今の民主党の政権選挙ではありませんけれども、党首選挙ではありませんけれども、まだまだ私は流動的な問題があるのだろうと思います。一括交付金なんかも減らされるのではないかなというふうなおそれもありますし、恐らく交付税もことと同じ

ように、これから先右肩上がりで上がっていくかということまでは、なかなか我々も予測ができない状況にあるわけですから、何とか現状の中で私どもは、これ以上町民の皆さんの負担を少しでも上げないように、少しでも緩和できるようなことについて、さらに考えていかなければならない問題だろうと、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 確かに来年もいろんな費用算定なんかも、補正係数なんかもそのままいくという保証はありません。また、今度の民主党の代表選挙なんか見えていまして、ある候補などは一括交付金、今言われた一括交付金で政府からの補助金なんかは、一括して交付する方式でいくのだと、そうやれば今の半分ぐらいで済むような極端な話をしているのですよね。だけれども、補助金などは大体8割が教育でありますとか、福祉でありますとか、本来国がしっかりと責任を持たなければならない分野のものであって、これを一括して交付すれば、何割も経費削減ができるのだなんていう荒唐無稽な議論をして、一括交付金に持っていこうとするようなこともあるのですけれども、こうした問題も、ぜひいろんな町村会でありますとか、いろんなところを通じて、きちっと国の責任を果たすべきだということも強めていただきたいと思います。

そうでないと、本当にそういうやり方をされたら、教育だとか福祉の分野というのは、がたがたになってしまうということもあります。先ほども申し上げましたけれども、地方の自治体からの地方交付税をしっかりとともに戻せという運動が今日のこし増額につながったと思いますので、引き続きその運動を強めていただきながら、地方の財源の確保に努めていただきたいと思います。一括交付金の問題なんかも含めて、あれば。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いつも言いますように、交付税は地方の固有の財源であるということは、我々はいつも申し上げておりますし、それらを頭にしながら、それらを理念としながら、国に対して交付税、そして地方財源の確保ということを盛んにお願いしているわけでありましてけれども、これらが今言うように国の財政がだんだん厳しくなってくる、社会保障費にどんどんお金を使って公共事業が少なくなってくる。だから、地方も我慢すれど。今のこの臨時財政特例債でしたって、交付税の足りない分を国と地方が折半して地方も半分借金しなさいということで、こういう決定になっているわけでありましてから、これらが今後どうなっていくか、今言うようにまだまだわかりませんが、我々としては、あくまでもやはり地方の財源である交付税については、これからも十分地方が納得できるような額を確保していただくような運動は続けていかなければならないものだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） そういう状況の中で、私、本当日々の大変な人たちに少しでも安心して暮らせるような、そういう対策をぜひとっていただきたいと思いますというのが、この趣旨なのですが、例えば国保税なんかも災害等により、生活が著しく困難となった者なんかには減免することができるという項目もあります。それから、国保の一部負担金などについても、今、政府がいろんなことをやって、モデル事業をやっているようでありますけれども、そういう一部負担金なんかも特別な減免を認めているわけなのですが、これは非常になかなかあいまいで、利用できない状況でないかと思っておりますけれども、今まで国保や介護保険料の条例で言われております特別の事情がある者に対して減免することができると。そして、相談体制を強化していきたいということも言われております。それから、窓口負担のものについても、その減免の個別の案件ごとに対処していると、こういう答弁をされておりますけれども、実際にその条例で減免された件数、今まであるかどうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 詳しい数についてはあれですけれども、国保の中では近年において1件あったということでございます。

○8番（増田武夫） 窓口負担。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 窓口負担のほうについてはありません。税のほうで1件減免をしたことがあるということでございます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 設けられておりますこの条例の災害等の特別な事情があるときは、減免することができると、これが余り活用されていないといいますが、機能していないというのが現状でないかと思うのです。なかなか大きな災害だとか、いろんなものがあるときは別として、収入がうんと少ないだとか、そういうことがこの減免の対象となっていないというのが現実だと思うのです。そういう意見もあって、国はモデル事業でやろうとしていると思うのですが、やはりきちんと、例えば生活保護基準の1.3倍、1.5倍のものについては減免すると、そういうようなきちんとした基準をしっかりと設けて、そして実際の生活苦に対応していくべきではないかというふうに思うのです。今の生活保護を実際に受けておられる方は、捕捉率といって、実際に生活保護を受ける水準にある人のうちで、どれだけ生活保護を受けているかという数字は非常に2割程度の低いもの、全国的に、幕別の場合はどうかと具体的にわかりませんが、低いのですよね。だから、そのことを考えますと、やはり生活保護基準の1.3倍なり1.5倍の人には減免を設ける、減免するのだという明確な基準を持って、そして具体的に減免に踏み出してほしいと、条例でこういうのがあるので個々に対応していくでは今のように国保税で1件、窓口負担で1件もないという状況で、その条例の条文が生かされていないという状況だと思うのですよね。ぜひ国の、今、モデルケースでやっている状況を見てだとか、他町村の状況を見てというお話ですけれども、ぜひこれは必要なことだと考えますので、ほかの状況を見てではなくて、積極的にやってほしいと。一部負担などは上士幌だとか音更などでは実際もう始めて、やっているわけですので、ぜひ幕別町としてそういう積極的な対応、やはりこの周りの状況に合わせていくということではなくて、積極的な対応を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一部負担金については、先日も勝毎のひとつ記事を見ていますと、生活保護基準以下の所得の人がこの制度を認められなかった。今、裁判になっているという事例がありました。ですから、私は今のこの国が出しているモデルがどんな形になって出てくるのか、ちょっと注目をしているわけですが、今までの例からいくと国保なんかの7割、5割の減免なんかもそうですけれども、一定の所得によって、それぞれの減免をする。これをさらに減免をする。またこれ同じように所得によって減免をしていく。こうなってくると、減免というよりは制度自体を改正していくことが必要になってくるのかなという思いも実はあるわけでありまして、もちろん医療費を払えない方に、窓口で払えないのだから、その分は減免しますよと。そうすると、その分は町が、保険者が払えということになってくるのでしょうけれども、そういったことに対するいわゆる基準、明確なものというのは、何を根拠に何を基準としてやっていくのかというのは、町のみならず、これは我々も国のモデルを見ながら、これからは十分検討しながら対応していくことが必要であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 今、町長言われるように、制度そのものが、結局収入がゼロであっても、均等割分を払わなければならなかったりというようなことで、制度そのものに欠陥があると、僕も思います。そういう点では、国に対して、制度を根本的に直していくような働きかけをしていかなければなりませんし、また国保などでは、国の負担が全体の50%あったものが、今では25%に落ちてしまっているという、このことに国保会計の赤字の原因が、根本的な原因があるということを考えますと、やっぱり国のやり方そのものを変えろという運動を一生懸命やっていかなければならないと同時に、それを待てられない低所得者の方々の対応を何とか積極的に。幸い、いろんな予算がたくさんかかる面もありますけれども、しかしこれだけ11.3%伸びて、しかも4億円、5億円というお金が留保財源としてあるということになれば、やはりそれのごく一部を使ってでもやはり本当に困っている人たちの

減免をきちっと制度的にも、積極的に訴えてきたからどうのこうのではなくて、やはり制度的に制度的にといいますか、町の基準をしっかりと持って、減免を実現していくという、これはもう、例えば国保の会計にうんとつぎ込まなければならん、そのことが国保税の引き上げにつながらないというような、そういう面もあるでしょうけれども、しかししょう、あすの生活の問題、先ほども昨年の決算のときの数字でも言いましたように、100 万円以下の所得、100 万円の年金という人がやはり半数を超えるような状況でいるという状況の中で、先ほども言いましたように生活保護基準以下で生活している人がいかに多いかということも考えに入れますと、ぜひ緊急にそうした当面の生活苦にぜひ一歩踏み出して、支援に一歩踏み出していただきたい、そのことを再度求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 減免、そして今生活に困っていらっしゃる方を救済するためにも、そういう制度が必要だ、そのことは我々も決してだめだというか、否とするものではもちろんありませんけれども、当然今言ったいろんな制度の中でどうしていくかということを考えていかなければならない問題でしょうし、交付税についても、先ほど言ったようにそれぞれの分野でバランスよく使っていく、実行していく。あるいは今回の子宮頸がんのワクチンの助成ですとか、また新たな制度もどんどん出てきて、それに対する町の役割というものもまたあるわけでありまして、いろんなことを踏まえながら、いわゆる減免制度、そして国に求めるものは求めていくということをさらに詰めていくことが大事であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8 番（増田武夫） その中で特に申し上げたいのは、子育て支援の関係で子供の医療費の無料化、再三求めてきているところでありますけれども、やはり幕別町に住み続けたいと、若いお母さんやお父さんがそのように考えていただくことが人口を減らさないし、外への流出を防いでいく大きな力になるというふうに思うのですよね。

ご承知のように、再三申し上げておりますけれども、周りはほとんど中学校卒業まで、帯広だとか、音更はまだそうではありませんけれども、中札、更別、大樹、豊頃など、中学校卒業まで無料になっています。そうした中で、やはりこの答弁書の中にもありますけれども、アンケートなんかをとっても、医療費の助成、これがトップになっています。やっぱりそのことを考えますと、やはり住んでいてよかったと、住み続けたいというふうに考えていただくためには、その辺で積極的な対応をすることが、それは小学校卒業まで年間 3,000 万円、町の試算でも 5,000 万円かかるということでもありますけれども、しかし、それに投資することはもちろん若いお父さんやお母さんの支援になると同時に人口を減らさない、また場合によってはふえていくという要因の大きなものなのですよね。だから、中札内にしても、更別にしても人口減っていません。かえってふえているという場面もあります。そのことを考えますと、これは無駄にそこに つぎ込むということではなくて、大きなそのことが効果を発揮しますよと。

たびたび言いますが、北斗市ではそれを中学校まで無料にした結果、函館から若いお父さんやお母さんが随分移り住むようになって人口がふえた。やはりそうした喜ばれるし、効果のあるところにしっかりと予算をつぎ込まないとだめだというふうに思うのですけれども、特にその点についていかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 乳幼児医療の拡大については、かねてから私もいろんなアンケートやお母さん方の要望の中では一番強いものがあるということで、取り組みを進めたいということを申し上げてきました。今年度に入ってから、議会でもいろいろご論議をいただいておりますし、今もまた委員会でもいろいろ研究されているわけでありまして、それらを私ども十分受けとめながら前向きにこれ検討していくことはもちろんあれだというふうに思います。ただ、いろんな町によって、いろんな制度、いろんな施策が講じられること、これは当然のことなのでしょうけれども、先日の新聞といいますか、

報道、あれを見ますと、茨城県でいくと、保育料も給食費も全部ただだという町村が出てきた。これもそれなりの町の施策なのでしょうから、そのことがいい悪いではなくて、やはり町村にもやっぱりそれぞれいろんな特色があり、重点的な施策というものもあるのだろうというふうに思いますけれども、私は先ほど言ったように、経済対策も、あるいは国保も水道も、あるいは公社の問題もいろんなバランスをとりながら、効率的な財政運営を進めていくことが大切なことなのだろうと、そういうような思いで、これからも当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 町民の思いと合致したこの施策が行われていくということで、町政が町民と一体化していくといいますか、信頼される町政により近づいていけるのではないかと、そのことを考えますと、常にアンケートのトップに上がってきますこの問題について、ぜひともこたえることが重要ではないかというふうに思いますので、真剣な検討をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、次に進みたいというふうに思います。

最後の問題でありますけれども、非核平和の取り組みの一層の強化ということであります。

ここの答弁にもありますけれども、宣言推進実行委員会、帯広でできているということも私も聞いておりました。そうした中で、進めていくということ、町が今回も平和祈念講演ということも取り込まれるなど、ここにもありますけれども、いろんな努力をされていることも承知しておりますし、評価したいというふうに思いますけれども、これを町民と一緒に進めていくという点で、やはりこの帯広の例はいい参考になるのではないかと。同じことをやっても町民が計画して、町民とこの推進委員会を中心にまとめて、そして町民と一緒に運動を進めるという、このことがやはり非核平和の問題を大きく前進させていく力になるのではないかと。今まで原水爆禁止運動などが第五福竜丸の事件が起きてから世界大会も開かれるようになりまして、また NPT 再検討大会に5年前とことしと大量の代表団を送って、国際的な世論にも訴えてきたと、そういうようなことが実りつつある状況の中で、やはり本町の町民の皆さんと一緒にこの問題を取り組んでいくためにも、そうした町民とともに進める組織も本町でも必要ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この平和運動の推進については、以前も議会でいろいろ論議されたときに、意見の中で出たのは、余り行政が上に立ってどんどん進めていくことよりも、まずは町民の皆さんの中で、民間サイドといいますか、そういったところがどんどん関心を高められて出てくる、それと町、行政がタイアップしながら進めていくことが一番望ましい姿ではないかというようなことを言われた経緯もあります。私どもも決してこのことがだめだとか、いいとかということではなくて、お互いがよりよい方向に向かって進むことが一番大事だろうというふうに思っていますので、お話ありましたようなことについても十分意にとめながら、これからも対応していききたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） いずれにしても、今大きく動こうとしていると、そういう時期でもありますし、我々も努力しますが、ぜひ町民全体でやっていかれるようにご努力をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、15時5分まで休憩いたします。

14:52 休憩

15:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして2点質問いたします。

1点目、ボランティア活動の参加にポイント制度の導入を。

ボランティア活動の現状として、活動者の高齢化、また若者も活動者が固定化している。結果として、増加傾向のある傾聴ボランティアや介護ボランティアに危機感が走っている。環境、安全・安心に関する地域ボランティアにも同様な問題が起きています。

これから活動してほしい団塊世代は、一つ、競争社会で生きてきて人づき合いに疲れている。2点目、自分の両親の傾聴すらする気がない。3番目、明らかに経費削減を目的にした協働に抵抗感を持っている。4番目、税金の使い方に納得がいけないので積極的になれない。5点目、知らないうちに会社や周辺がやるので、地域貢献ボランティアに巻き込まれてしまったなど、自分自身の問題や活動をやればやるほど疑問が積み重なり、参加意欲が減少している。この対策に活動者が参加した行動にポイントを付与して自身が支援を受ける立場になったとき使用できる制度をつくり新しい活動者をふやすべきだと考えております。

次、2点目、高度な知識社会に生きるため「まちなか情報サロン」を設置。

高齢者だけでなく、今迎えている社会は新しい科学技術や知識を常に身につけなければ、生活に支障を来します。次から次と出てくる新しい言葉、考え方、商品、制度、防犯に対応するため、不特定多数の人が自由に滞在でき交流できる場をつくるべき。この場所は、行政の職員にとっては庁舎という敷居の高いところから出てきて、同じ目線の高さで語り合う場にする。住民には、狭い顔見知りの範囲から行動を抜本的に広げ、多様な属性を持った人が尊重され合いながら、住みなれた地域で安全・安心な生活を送るため、また大量の新しい情報を正しく知ることや職員に整理をしてもらうため、出入りの自由な場を設置すべきと考えますが、町長に伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

始めに、ボランティア活動の参加にポイント制度導入をについてであります。

ボランティアとは、広義の社会福祉の領域では、「みずから進んで、報酬を期待せずに時間や労働を提供し、社会的な目的実現に参加することを志す人」というふうに言われております。

現在、幕別町社会福祉協議会のボランティアセンターには、13団体およそ240名と個人65名の方に登録をいただいております。登録団体の皆さんには、地域清掃、除雪、施設慰問、読み聞かせ等の活動を行っていただいております。また、個人ボランティアの方の活動につきましては、専任のボランティアコーディネーター2名の方が定期的に調整を行い、社会福祉施設や町主催及び社会福祉協議会主催の行事等での活動をお願いしているところであります。

ご質問のボランティア活動にポイントを付与し自身が支援を受ける立場になったとき使用できる制度をつくり、活動者をふやすべきではというご提案についてであります。本町の現状で申し上げますと、個人でボランティアの援助を希望する依頼があるとはお聞きしておりますが、ボランティアの方が個人のお宅に伺って活動されるまでには至っていないとのこととあります。このことは、現状のボランティア活動が限定的になっていることにあるためと思われまます。

一方、先進地の事例を見てみますと、主に高齢者の介護ボランティア及びエコ活動などのボランティア活動にポイント制度を導入しているところも多く見られ、ボランティア活動1回につき1ポイントが付与され、一定のポイントがたまると、交付金やオリジナル商品と交換できるなどの制度が設けられているところであります。

ボランティア活動は本町の社会福祉を進める上でも重要な活動でありますことから、子供のころから地域住民の身近なつき合いや隣近所、公区などの地域活動において相互扶助機能を高める日常活動が、新たなボランティアの育成にもつながるものと考えております。

ボランティア固有の役割や価値が認められる方策や支援が今後の課題と考えておりますので、ご提言いただきましたポイント制度の創設につきましては、現在策定を進めております地域福祉計画の中

で検討させていただきますとともに、今後、社会福祉協議会が策定を予定しております地域福祉計画実践計画の中でも検討していただくよう、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、高度な知識社会に生きるため「まちなか情報サロン」の設置をについてであります。

ご質問にありますように、現代社会は新たな知識や情報を身につけなければ、特に高齢者や障害を持たれた方にとっては、犯罪に巻き込まれたり地域から孤立するなどのことが考えられます。

町といたしましても、これまで高齢者の孤立を生まない取り組みとして、地域の老人クラブへの加入促進や活動支援などを行っているほか、介護予防事業として、生きがい活動支援通所事業「いきいきエンジョイ教室」を開催するなど、多くの人と顔を合わせ、家に閉じこもらないよう参加を呼びかけてきているところであります。

ご提言いただきました「まちなか情報サロン」の設置につきましては、主に高齢者の集いの場を確保するという観点でのご提言と思います。

先進地事例を見ますと、ボランティア団体の運営による空き店舗の活用や公共施設での定期的な開設及び民間事業者の開設によるサロンが運営されております。

本町におきましても、札内地区ではボランティアサークル「でんでん虫の会」による「サロン」が定期的に開設され保健師が活動をサポートしておりますが、参加されている高齢者や障害を持たれた方には大変好評を得ているというふうにお聞きをいたしております。

また、障害者自立支援協議会が毎月開催しております定例会においても、障害者だけではなく高齢者を含めた「サロン」について、先進地の事例等の調査研究を進めているところでもあります。

高齢者や障害者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるためには、常に地域社会とつながりを持つことが大変重要でありますことから、今後とも各種団体の皆さんと協議を進めるとともに、先進地の事例等を参考に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、再質問させていただきます。

まず、ボランティア活動にポイント付与と、検討をという答弁でありましたが、最近やはり若者のボランティア活動、これを減少、活動離れを防ぐという、そういうきっかけづくり、また、さまざまな理由で今までボランティアをやっていたけれども中断しているという活動者の再始動のためには有効な手段ではないかと私は思っております。

例えば、今はやりであります建設業界の地域貢献、いわゆるこれも無償のボランティア活動がかなり多くなされております。今まで企業というものは、社会的責任の一つとしてなかなかボランティア活動を実行するというのは少なかったのですが、地域貢献活動を展開した業者には、表彰制度だとか、いわゆる入札制度の総合評価でポイントを出すというようなことが進められて、業者としても無報酬で労働、技術、機械を提供してくれているという実態があります。こういうことからわかるように、無報酬ながらもポイントが付与されているという、こういうこともやはりボランティア活動を活性化させることにもなるのではないかと考えております。

個人のボランティア活動参加、これに何らかのあかしを付与する、これはこれからボランティアの需要がふえる日本では絶対私は必要ではないかと。特に地域において、もしボランティア活動がという助け合いの文化が一たん失われたとしたら、自然にはこれ回復しないものではないかと。そういうことから、ぜひポイント制度の導入を強く進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ボランティア制度にポイント制度を、これは他町村、これ東京なんかの事例を見ますと、ボランティアをされている方、どちらかというと、みずからが65歳を過ぎて、自分は健康だと、介護保険の認定も何も受けていないで、自分が健康であるから、その健康をボランティアのために生かすと、そういう人が主としてこのポイント制度で、先ほど言いましたように、1ポイント、10ポイントたまると、何か商品券をもらうような形での制度が一つあります。それと、藤原議員が言わ

れるように、自分がボランティアを受けるときのポイントとして持っているといいますか、保有しているというようなやり方、この辺がいろいろあるのだろうというふうに思いますけれども、余り若い人に対してのポイントというのは、現在ちょっと、あるのかもしれませんが、余りわからないのですけれども、若い人たちにお願いしている分、特に高校生なんかは本当に私は一生懸命ボランティア活動をやっているなど、そんな思いであります。

今お話ありましたことについても、十分研究はさせていただきますけれども、今、当面はそういった制度自体がありませんので、ただお願いするしかないわけですが、何とかそのボランティア活動が下火とならないように、ますます多くの皆さんが参加していただけるような体制づくりには当然町としても考えていかなければならないだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 確かに、ボランティア活動というのは、とうといものだし、美しいもの、また気楽で楽しい、これも守らなければならない精神だと思っております。ただ、やはり今のボランティアの活動者を今の形で維持するというのは、やはり私はかなり厳しいなと思っております。ただ、このボランティア活動が、やはり活動参加率の高い地域というのは、犯罪の発生率も低いというデータも出ている。そういうことから、ぜひ多くの町民の参加できるきっかけづくり、また今、町長言いましたけれども、65歳以上といいますか、団塊の世代がなかなか社会的に疲れたとか、いろいろな意味で懐疑的な気持ち、そういうのをとめるためにも、ぜひ家庭に退職した後も閉じこもることなく、積極的に信頼関係というものを持ちながら社会参加するような場面、そういうものをつくれる、そういうことにもこのポイント制度は使える。ただ、このポイント制度といいましても、5年、10年でポイントがたまるわけでもないですから、やはり長期的なことではないので、もしやるという考えを持っているのであれば、早目に行動したほうが、ぜひ設置していただければいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁で申し上げましたように、今、社会福祉協議会の中にボランティアコーディネーターという人がいて、登録されている方にあそこへ行ってください、ここへ行ってくださいというようなことでお願いをしているのですけれども、先ほど言いましたように、なかなか個人のところへ行くということが少なく、例えば先日の敬老会に手伝ってくださいとか、ふれあい広場をやりますから手伝ってくださいとかというときには、どっとボランティアの方の応援もあるというような現状でありますし、ポイント制度の根本は、いわゆる介護支援というところにあるのだろうと。要するに、介護支援等にボランティア活動で参加した者に対してポイントを与えていくというところが大きな役割、いわゆるポイント制度の魅力といいますか、目的みたいなものがあるのだろうというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、ちょうど地域福祉計画の策定の年度に今入りまして、これから社会福祉協議会との協議も進められるようでありますので、担当のほうからも十分そういったことを踏まえながら、協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 身近な例ですが、旭町でボランティア活動を30年以上一生懸命やった方、寄る年には勝てず介護を受ける身になりました。その活動者がいわく、自分がボランティアをやったときは、本当に心を込めて対応したと。それと比較するというのはなんですが、やはり悲しいほど事務的にされてしまったと。もし私のまくら元に1,000ポイントというポイント、これを持っていたら、きっと、きっと何らかのあかしがあれば、もう少し優しく扱われたのではないかと思います、亡くなっていったそうです。

これは、ボランティアを受けるということは、やはり平等でなければならないというのは、私は十分理解できますけれども、建設業界ほど優遇性が欲しいということではないのですけれども、長年の活動を少しでも優遇されるようなことがあれば、活動がやりがいのある一つになるのではないかと思います。

いまして、しつこく町長に伺っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 建設業協会等がいろいろな地域貢献ということで、ボランティア活動をしていただいております。ボランティア活動が主なのでしょうけれども、最後は賞状1枚、感謝状1枚がやっぱり大事なだろうというふうにも思っておりますけれども、それは別にして、そうした気持ちで地域のために頑張っていただけるというのはありがたいことだというふうに思いますし、またこのポイント制度は、どこか与える側というのがなければならぬわけでありますから、何ぼ自分が一生懸命やってもだれもポイントはくれなければならないわけです。その与える側というのは、NPO 法人であったり、社会福祉協議会であったり、町ということにもなるのでしょうかけれども、なかなか町の事業だけの中で、そうしたものを進めるということは難しい部分で、いわゆる町全体の中のボランティア活動というものをさらに伸ばしていく、推進していくことがそうした制度にもつながっていくのかなという思いもしておりますので、繰り返しになりますけれども、十分関係機関とも相談をさせていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） それでは、質問の2番目の「まちなか情報サロン」の設置についてお伺いいたします。

今、高齢者にとって、電子通信を使う高度な知識社会、ここを生き抜くということは、本当に新しい技術を身につけなければ、生活にこれから支障が来る。これはもう5年以内に間違いなくやってくるのではないかと心配しております。取得のできない高齢者は、社会の中で孤立することもあると思います。それをぜひ防ぐために、役場職員や住民との会話、いわゆる関係もフェース・トゥ・フェースという、つまり顔を見て話をすることが今は少なくなってきておりますので、その対策として、ぜひそういう住民と職員が同じ目線の高さでお茶を飲んだりして、ただ語っていくことだけでなく、高度な知識から得る情報を職員が解析してくれたり、やはり日進月歩である新しい技術、新しい機材を直接触れながら、電子通信社会の中で自由に年寄りがその場で滞在できたり、広場を利用できる、そういうようなサロンを設置していただけないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今のお話にありましたように、こう電子通信社会といわれますか、いろんな機器が出てきて高齢者の方も大分戸惑うような場面も多くなっているのだろーと思いますけれども、サロンを町が設置して、職員がそこへ行って高齢者の皆さんに来てもらって懇談をするといいますか、話し合いの場を持つというのは、これはなかなかちょっと難しい場面もあるのかなというふうにも思いますし、ほかの町村の事例なんかを見ましても、やはり先ほどもちょっと申し上げましたように、空き店舗等を利用した中で、三々五々高齢者の皆さんが集まってきて、時には一緒にお弁当を食べたり、世間話をしながら、そういった一人での生活をではなくて、みんなと交流をする場をつくっていく、そのことが大事なのではなからうかというふうに思っておりますけれども、行政が何月何日あそこにサロンを開設しますから、そこへ来てくださいというようなやり方では余り長続きもしないのではないかなというように思っていますので、この辺も先ほども言いましたように、現実には札内あたりではそういうサロンの活動もされているところもあるわけでありまして、一時、幕別のほうでもそういう話もあったふうにも聞いております。何とかそういった NPO や民間の皆さんの力をかりる中で、そういうサロンができていくことが私どもにとっては何よりも望ましいですし、その場合、役場の職員来て、こういうような話をすれというようなことであれば、またそれはそれなりの対応もできるのかなと、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 町なかにサロン設置、これはいわゆる利用者を少しでも町の中に連れ出すといいますか、集めるということも可能ではないかと。それから、やはりこれからいわゆる電子通信を使う、そういう方向に進むと、センサーネットを用いた健康管理、これもできるのではないかと。それから、

不審者の配信だとか、防犯、災害情報をリアルタイムに配信することもできるだろうし、私が一番今興味を持っているのは、電子地域コミュニティという、いわゆる昼間社会の人間と夜間で、夜間住民ですね、夜は札内なんかに住民が帰ってくる。いわゆる電子通信の機材、機械、基地を中心にして新しいコミュニティができるのではないかと。それによって、新しいまた交流ができる。いわゆる公区に入るとか、若者が入らないなどということも、もしかしたら進める、防ぐことができるのではないかとということも考えております。特にそんな中で、高齢者に信頼のある経験豊かな方がやはり専属指導ということも必要だろうと思っております。そういうことで、もしこの電子社会の情報伝達というものが進めば、行政が今まで情報伝達に使った経費、これもかなり削減できる、そういうことも含めるのではないかと思っておりますが、町長、いかが考えておりますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと私も理解できないのは、電子地域コミュニティ、いわゆる高齢者の方たちもそういうインターネットやいろんな機械を使えるようになるためにそういう場へ出てきて、みんなと一緒に勉強するというか、講座みたいなものを開くということなのか、ちょっとわかりませんが、なかなかそれを、今言うように、行政でそういった講座を開く的なものはちょっと難しいのかなというふうには思いますけれども、またどんな事例があるのかもちょっとわかりませんが、いろいろ内部では検討させていただきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 最後ですけれども、今、高齢者といいますか、一番不安なのは、地デジ化によるテレビが映らないということがよく聞かれます。今、本州ですけれども、1年前の試験放送ということで、地デジの放送が最近開始された地区があるそうです。その説明に、一番多いところは40回説明に行ったそうです。そのぐらいやはり理解することが困難だと。来年もしうちの町でもそのようなことが起きるかもしれません。そのとき、もし情報サロンが開設されていれば、もっと身近に実物を手にとりながら説明できる。そうすることによって、安心な生活ができるのではないかとことを考えておりますので、最後ですけれども、町長に年寄りの安心・安全な生活の一つとして考えていただけないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、地デジの話が出ました。先般、新聞見て私もびっくりしたのですけれども、町内3地区13世帯で今テレビが見られなくなるのではないかなというような報道がされました。担当のほうに聞きますと、それぞれ今事情を説明しながら、総務省とも話をしながら、個別に各戸当たっているということで、何とか見られるようになるのではないかなということがありますけれども、ただこれは全町だけではなくて、全道、全国的な問題でありまして、町村会でもまず地デジの関係の町村に負担を負わせないようにということが一つあるのと、だれでもが見られるようにするために国の力で、あるいは放送局といいますか、そちらでやってもらいたいというようなことは言っているわけでありまして。ご案内のように、昨年でしたか、忠類地区にあれをつくりましたが、これも今うちが建てかえて事業は実施しましたが、毎年お金はもらっているというようなことで、今、この3地区13世帯については、個別に対応しておりますので、何とか来年7月までに間に合うように進めたいと思っておりますし、今言われたように、年寄りの方々にとってはいろんな情報化が進む中にあるのは、大変な苦勞もあるのだらうと思っておりますし、今言ったようなことでまだまだ不便を感じさせるようなこともあるのかもしれませんが、できる限りそういうことがないように、また我々の行政の立場からも対応していきたいというふうに思います。

○4番（藤原 孟） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告のとおり、2点についてお伺いいたします。

初めに、土地利用と交通網整備についてお伺いいたします。

平成 15 年に策定された幕別町都市計画マスタープランは、基準年を平成 12 年とし、平成 32 年までの 20 年間の計画であります。わずか 7 年前に策定されたものでありますが、夢ある計画となっています。

幕別町総合計画は、第 4 期から第 5 期となり、社会経済情勢等に即した総合計画となりました。都市計画マスタープランは、都市計画に沿ったものとなることから、改定はされていないが、第 5 期総合計画に沿った方針になっていくものと思われます。

今後の土地利用と交通網整備の方針について、以下お伺いいたします。

①都市計画マスタープランの計画フレーム（将来推計人口、将来就業構造）では、平成 32 年の推計人口 2 万 9,500 人、就業合計 1 万 6,864 人としています。平成 22 年現在をお伺いいたします。

②都市計画マスタープランは、総合計画の都市整備にかかわる部門の計画であります。折り返しの年度を迎え、見直しを行うのかお伺いいたします。

③ユニバーサルデザインを取り入れた住宅地づくりの進め方、利便性の高い住環境の形成の図り方、魅力ある商業地の形成の図り方をどのような方針で進めてこられたのか、お伺いいたします。

④札内清柳大橋、みずほ通、札内南大通、幕別大樹線の立体交差など整備が進みました。環状線整備の見直しをお伺いいたします。

⑤若干修正をお願いしたいのですが、札内清柳大橋の期成会は、池田、豊頃、浦幌と幕別の 4 町でありました。札内清柳大橋の開通に伴い、池田、豊頃、浦幌の皆さんも利便性向上に期待を寄せたものと思います。旧国道を活用した国道 38 号線までの整備の考えをお伺いいたします。

⑥忠類地区までの大動脈である幕別大樹線の進捗状況をお伺いいたします。

⑦ 6 月の議会でも同趣旨の質問がありましたが、再度、国道 38 号線の 4 車線化、バイパス計画の見直しをお伺いいたします。

次に、旧駒畠小学校の有効活用についてお伺いいたします。

幕別町のような田舎に住んでいても、自然体験や農業体験は求めなくては経験することができないのか。この議場にお集まりの皆さんの多くは、汚いとか危ないと言われることもなく、豊かな自然環境の中、楽しく遊ぶことにより、わざわざ体験学習しなくても日常の生活の中で、自然体験をされてきたと思います。近年は、私や皆さんが子供のころと違い、日常の中で体験することはきっと難しいのであらうと思います。

しかし、自然体験や農業体験は、児童生徒の健全育成、豊かな人間性をはぐくむためには大切であると思います。

本年、駒畠小学校が廃校となり、集団研修施設として改修の予算がつかしました。新年度からの事業開始に大きな期待をしていますが、内容、管理等に若干疑問がありますので、お伺いをしたいと思います。

①利用料と管理方法をお伺いいたします。

②自然体験、農業体験はどのように行うのか、お伺いいたします。

③地域の方々のかかわりと利用をお伺いいたします。

④利用するであろう小中学校の教員はどのような考えを持っているか、お伺いしたいと思っています。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

土地利用と交通網整備についてであります。

幕別町都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法 18 条の 2 の規定に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市づくりの将来ビジョンを示したものであり、本町では平成 15 年 3 月に策定したものであります。

ご質問の 1 点目、平成 22 年現在の人口及び就業人口についてであります。

ご質問にあります推計人口及び就業人口は、平成 12 年までの国勢調査の基礎データにより、幕別地域における平成 32 年の推計値を示したものであります。

現時点で公表されております直近の調査結果につきましては、平成 17 年 10 月 1 日現在の国勢調査で幕別地域での人口は 2 万 5,083 人となっておりますが、住民基本台帳の住民登録人口では平成 17 年 9 月末が 2 万 5,636 人で、平成 22 年 7 月末の人口が 2 万 5,578 人であることから、緩やかな右肩下がりで推移いたしております。

就業人口につきましては、平成 17 年国勢調査では 1 万 2,460 人であり、直近では公表されております調査結果が国勢調査以外にはないということから、現時点での数値の動向について把握することは困難な状況にありますが、本年度は国勢調査の実施年となっておりますことから、その調査結果の公表により最新の就業人口が判明するものと考えております。

ご質問の 2 点目、都市計画マスタープランの見直しについてであります。

市町村都市計画マスタープランにつきましては、町が策定する総合計画のほか、都市計画法第 6 条の 2 に基づき北海道が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるものとされております。

本町の都市計画マスタープランにつきましては、平成 15 年 3 月に策定したものであり、「第 5 期幕別町総合計画」が平成 20 年度からスタートしていることや帯広圏域都市計画変更の手続が平成 23 年 3 月の決定告示を目指して進められておりますことから、これらの計画との整合を図りながら、今年度と来年度の 2 か年で見直しを行いたいと考えております。

ご質問の 3 点目、ユニバーサルデザインを取り入れた住宅地づくり、利便性の高い住環境や魅力ある商業地の形成の図り方についてであります。

初めに、ユニバーサルデザインを取り入れた住宅地づくりの進め方であります。

ユニバーサルデザインにつきましては、年齢や性別、体格差や障害の有無などを問わず、できるだけ多くの人たちが利用しやすいようにデザインすることを基本的な考え方としており、平成 18 年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定されたところでありますが、道路整備においては、交差点内の歩道勾配を緩やかにすりつけているほか、近年整備いたしました札内西公園や街区公園 3 カ所につきましても、国が定めるバリアフリー化基準に適合させた整備を行っているところであります。

今後におきましても、ユニバーサルデザインの基本的な考え方や法律の趣旨を踏まえながら、できるだけ多くの人たちが利用しやすい公共施設整備に努めてまいりたいと考えております。

次に利便性の高い住環境や魅力ある商業地の形成のあり方についてであります。住宅地の利便性を高め、魅力ある商業地とするには、住宅地と商業地や公共施設との相互のアクセス性を高めることが必要であり、道路の連続性の確保や歩行空間の快適性の向上やネットワーク化が重要であると考えております。

住宅地から公共施設や学校・商業地へつながる道路の整備については、国や道の協力も得ながら、近年では、国事業では国道 38 号の交差点整備、道事業では立体交差事業に関連した道路、町事業では札内駅自由通路や札内鉄南大通、北栄大通などの都市計画街路などユニバーサルデザインに基づく整備を行っており、今後におきましても、道路の連続性の確保や歩行空間の快適性の向上などに配慮しながら、利便性の高い住環境などの整備を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、環状線整備の見直しについてであります。

環状線の整備につきましては、帯広圏域の主要幹線道路網としてネットワーク化を図ることを目的として計画され、札内新道の札内清柳大橋からみずほ通までの区間が、平成 14 年 3 月までに整備が完了し、供用となっているものであります。

環状線の予定ルートでありますみずほ通以東の国道 38 号線東 13 号交差点までの区間につきましては、平成 20 年 3 月に北海道が策定した「帯広圏総合都市交通体系マスタープラン」の見直しにより、

帯広圏の主要幹線である圏域環状線としてみずほ通以東からは2車線での位置づけがなされており、昨年より幕別町と十勝総合振興局帯広建設管理部とともに札内新道延伸整備検討委員会を立ち上げ、予定ルート周辺の土地利用の現状と課題の整理などを行っているところであります。

今年度につきましては、国道、道道で行われる交通センサス調査にあわせ、町道における交通量調査などを行い、必要性などの検討協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、実際の事業実施につきましては、多額の事業費を要することから道事業としての実施を要望しておりますが、道道昇格や大規模事業の事前評価などの手続が必要となり、これらにかなりの時間が必要とお聞きしており、事業着手に向け、さらに協議を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、旧国道を活用した国道38号線までの整備についてであります。

札内清柳大橋につきましては、東部4町の期成会活動により、平成14年3月に開通したところであります。

旧国道は、これら東部の方々が通る国道38号線と平行する路線として町内でも有数の交通量を記録する幹線道路であり、整備につきましては、昭和50年代から60年代にかけて幕別―札内間が舗装化され、その後、交通量の増加に伴い道路拡幅や舗装強化などを実施し、近年では道道幕別大樹線立体交差事業に関連して、猿別市街交差点より町道南町団地道路10号を含めた整備が、今年度で完了いたしますことから、現状の交通量に見合った道路整備については一定程度完了するものと考えております。

ご質問の6点目、幕別大樹線の工事の進捗状況についてであります。

幕別大樹線は幕別本町と忠類地域を結ぶ重要な幹線であり、車道の拡幅が必要な五位―中里間の2.5キロメートルの整備は平成19年度に事業に着手いたしております。

昨年度までに延長1,160メートルの整備が完了し、残延長の1,340メートルのうち、現在、紅葉橋を含む延長260mについて整備を行っているところであります。

残りの1,080メートルにつきましては9月に工事発注予定であり、今年度をもって全区間の整備が完了するとお聞きしているところであります。

また、軍岡地区の南9線から南10線までの歩道の整備につきましては、現在、北海道において事業着手に向けての調査業務を実施しているところであり、工事内容などについて関係地権者と協議を進めているところだとお聞きいたしております。

ご質問の7点目、国道38号線の4車線化、バイパス計画の見通しについてであります。

国道38号線は、バイパスである中央通が4車線、現在の止若通が2車線の計6車線で昭和53年に都市計画決定がされているところであります。

現在は、都市計画決定当時とは状況が大きく異なり、平成19年度に北海道が策定した帯広圏交通体系マスタープランの見直しの中では、国道38号線の将来予測交通量が減少している状況にあることや、国では、道東自動車道の完成を見据えた道路体系が必要となっており、現道の4車線化並びにバイパスの必要性や費用便益効果などについても詳細に検討する必要があるとお聞きいたしております。道東自動車道が道央圏から釧路までの全線開通後の交通体系がどうなるかなどを含め、長期的な考えで進めざるを得ない状況であると認識いたしているところであります。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 次に、私のほうから、駒畠小学校の有効活用についてであります。

旧駒畠小学校の集団研修施設への改修あるいは再利用につきましては、地域から「小学校統合後、地域の活動拠点として、また、自然体験施設として有効に活用していただきたい」との要望に沿って検討した結果、現在の糠内自然の家の発展的解消もあわせて、その期待にこたえることができるよう準備を進めてきているところであります。

この集団研修施設の特色といたしましては、百年記念ホールの講座等が、いわゆる知識や技術の取得が主体のプログラムであるのに対し、駒畠の豊かな自然環境を活用し、五感で感じる体験学習を盛

り込んだ宿泊学習施設として利用していただきたいと考えております。

始めに、利用料と管理方法についてであります。

利用料につきましては、当該施設が社会教育施設であるという点を考慮し、教育的事業で利用する場合は、低料金で利用できるようにする必要があると考えておりますが、他町村の類似施設の利用料金も参考としながら、教育委員会会議で審議をした上で、第4回定例町議会において、当該施設の設置条例の中で提案させていただきたいと思っております。

なお、管理方法につきましては、ご承知のとおり、施設の西側には、駒畠出張所、駒畠公民館があり、職員を配置しておりますので、当面は当該施設と出張所並びに公民館の管理をあわせて中で対応してまいりたいと考えております。

次に、自然体験や農業体験の提供についてであります。

駒畠地域は豊かな自然に恵まれているとともに、幕別町を代表する畑作地帯であり、この地域の特性を生かした体験学習の場を提供する考えについては、ただいまも申し上げたところであります。

学習の場の提供の一例といたしましては、自然体験につきましては、近くにある道有林を活用した専門家の案内による森林学習、山菜やキノコなどの生態観察や採取、野草を活用した料理教室などのプログラムを、また農業体験につきましては、近隣の方々のご協力を得る中で、畑での種まきや収穫を行い、自然体験と同様に施設内で調理して、食するという食育プログラムなどを考えております。このほか、乳牛の乳搾り、バターやチーズづくり、うどんづくりなどのプログラムも、メニューとして検討しているところであります。

南十勝や東部十勝地域を初め、管内の研修施設が部屋を貸し出すことを中心としていることが多い中、本町においては、一般的な貸し出しはもとより、生涯学習の一環として教育委員会が主体となって各種プログラムを展開することにより、積極的な差別化を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域の方々のかかわりと利用についてであります。

駒畠地域には、そばを打ったり、野生植物に関する知識、家畜の生体知識など、さまざまな分野ですぐれた知識や技能を持つ方もおられますので、これらの人材のほか、リーダーバンクなどの活用も検討しているところであります。

なお、施設の有効活用の観点から、駒畠地域にお住まいの方々においても、地域の会合や老人クラブの集まりなどに積極的に利用していただければとも考えております。

次に、施設に対する小中学校の教員の考えについてであります。

本施設の整備については、これまで、部活動を担当する先生や少年団の指導者にお話を伺いましたところ、合宿などで利用するには最適であり、ぜひ使ってみたいとお話を伺っております。

教育委員会といたしても、より多くの方々に利用していただけるよう、既に校長を通じて先生方への周知をお願いしているほか、体育連盟や少年団、子ども会などに対してもPRさせていただいております。

今後においては、施設紹介のパンフレットを作成し、町内はもちろん、管内の各学校、子ども会、少年団指導者の方々などに対し、積極的にPRしていく所存であります。

以上で、前川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 始めに、土地利用と交通網整備について再質問をさせていただきたいと思います。

ことしと来年で都市計画マスタープランを見直すということでもありますから、現状と将来像なんかを予測しながら再度お伺いしたいと思うのですが、特に交通網について再質問させていただきたいと思います。

環状線の整備については、ようやく走り始めたというところなのかなというふうに理解をさせていただきました。これで、着工していつ完成できるかということは、まだお答えできる段階でもないと思っておりますので、協議が始まっていけば、5年先になるか、10年先になるかわかりませんが、始まっていくと思っておりますので、これまで以上の協力的な町の姿勢で頑張っていただきたいなというふうに思っ

ているところであります。

旧国道を活用した国道 38 号線までの整備ということでもあります。現在は、交通量に見合った道路整備が一定程度今年度で終わるのかなというお話をいただきました。環状線が開通してくるのですとか、昨年開通した幕大線との立体交差など、そういったところで交通量の変化もあらわれてくるのかなというふうに感じるわけであります。そういうところで、交通量がふえてくるようなことがあれば、再度この整備をしていくような計画を持たれるお考えがあるのか、どうなのかお伺いをしたいと思えます。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 幕別札内線あるいは環状線の整備に基づいての整備、それに伴う交通量の増、当然これ環状線から幕別札内線につながって帯広南地区からの流通が流れてくるということは当然出てきますと、交通量も当然、質問にもありますように、東部の方々もさらに通行量がふえるということになりますけれども、2車線の現在の交通量は確保されていて整備はされておりますけれども、さらに交通量が多くなるということではございますけれども、かなり2車線の中でも2万台程度の交通量は可能ということに数字上はなるのではございますけれども、今段階としては、その環状線がまず幕別札内線につながることで環状線も含めた本町あるいは東部に影響する路線の整備ということを考えておまして、重点的にはまず環状線をどうするかということに要望等も詰めて協議をしまいたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 次に、幕大線ですが、これも町ですとか道が大変な苦勞をされて、ようやく整備が終わるのかなと思って、この待ちに待ち望んでいたものでありますが、あと残すところ軍岡の歩道というところであります。ここもいろいろお話を寄せられているところでありますので、地域の皆さんの意見が反映されますように、町のほうとしても後押ししていただかないなというふうに思えます。

国道 38 号線の4車とバイパス化ということで再度お伺いしたいのですが、当たり前ですが、前回と同じような答弁をいただきました。これまで30年以上にわたって、このような考え方で進めてきた結果、千住大橋以东については整備の計画すらないというのが現実であります。

町長の答弁の中にもありましたが、人口の増加も余り見込めない、就業人口もどうも思ってるよりも伸びていない、さらには道東道の開通によって交通量もどうなのだろう。さまざま余りよくない傾向がありますし、特に近年では開発予算が激減しており、なかなかこの道路整備にお金を使えないというような、整備をしていくには取り巻く環境が非常に悪くなってきたことだけは間違いなくて、これも回復していく兆しというものが一切見えてきていないのが現実だと思います。

この国道4車とバイパスの計画については、四つ考え方があろうと思うのですが、これまでどおり国道4車の整備とバイパスを整備してほしいというのか、それともバイパスだけとかくやつてほしいというのか、バイパスはあきらめて国道を何とか4車にしてほしいというのか、それとも、それも無駄だから今のままでいいのではないかと四つの考え方があろうのではないかとと思うのですが、これらにつきましても、状況の変化などをかんがえますと、住民の皆さんや商工業者、農業者、そういう関係者の皆さんに幅広く意見を聞けば、おのずと答えが出てきて、一つの方向に向かって、またこの道路整備に頑張っていけるのではないかと感じていますが、町長。どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず、バイパス計画を立てたときと現状で車の量、いわゆる交通量が大幅に変わってきております。当初は、1日2万4,000台ぐらいを予定といいますか、計画していたのですけれども、今1万6,000台だというようなことであります。そうなってくると、なかなかバイパスということが難しいのかなというのと、先ほど来申しておりますように、まずは道央と道東をつなぐ道東道、これを優先して整備をしていきたいというのが国の考え方であります。そういったことから、いまだに残念に思うのは、あれだけやった千住13号の国道の整備さえ、今、全部終わらないで投げられてい

るような状況でありまして、大変、開発予算といいますか、厳しいものがあるのだなというふうに思っていますけれども、我々は今まずはあそこの道路整備をすぐ早急にやっていただきたいというのと、それから13号以東幕別へ向かっての4車線化をということをお願いするのですけれども、これも千住橋があったり、あるいはこっちへ来ると止若橋があったり、そしてバイパス計画があったり、いろんな課題がありますから、これは十分開発局との協議が必要なのではけれども、開発自身もなかなか今ははっきりしたことが言えないのが実情のようでありまして、超長期になるのだというような言い方しか実はしていないのが現状なものですから、我々もバイパス計画をやめてこっちにしたらいというようなことまでは言い切れない部分もありますので、これは超長期にはなりますけれども、引き続き現道をよりよい方向に持っていくためにお願いをしていかなければならないだろうというふうには思っています。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 町長もかなりご苦労されて一生懸命動いてられるのですが、そういうことが実現していないということは、重々承知しているわけではありますが、ことし、来年で都市計画マスタープランを全部とはいかないと思いますが、見直しをされていかれるというお話でありましたので、超長期と言わずに、この幕別としてこういうふうと考えているのだということを、そういう方針を現実的なものに定めていく必要が私はあるのではないかとこのように思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町のみならず、このバイパス計画を持つときには、商工会の皆さん方にもご相談をさせていただいたり、ある程度、相川の地域の皆さん方の了解ですとか、いろんなご意見をいただいた中で、バイパス計画を都市計画決定した経緯もあるわけでありまして。そういったことも踏まえながら、全くここを消してしまって4車線だけでいくことがいいのか。さらにまだ実は細かい問題からいくと、止若橋を広げることによって、そこの今の鉄道の立体交差の部分と橋の距離が短いために、あの勾配の解消がなかなかできないといった問題ですとか、実はいろんな課題があるものですから、それらを含めた中で、どのような住民の皆さん、特に商工会の皆さん方のご理解をいただく中で、これから進めていくかは、まずは協議をしていきたいと思うのですけれども、先ほど言いましたように、まだそこまで現実にはいっていないのが実情なものですから、お話については、十分我々も受けとめて、これからの何らかの機会の中にまた相談をさせていただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 次に、駒畠小学校の利用についてお伺いしたいのですが、予算のときにもお伺いをさせていただきまして、ランニングコストの部分で、予算では300万円を超えるぐらいかなというように、ざっくりしたお話でありました。今回、答弁の中でもありましたように、専門家の指導をお願いしたりだとか、そういった人の人件費や光熱費だとか、あと清掃だとかなんとかという管理も含めて、300万円を超えるぐらいの金額ということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ランニングコストにつきましては、総体経費としては恐らく310万円から20万円で、そのうち人件費分、これが160万円から70万円ぐらいということですので、純然たる増は160万円程度から70万円ぐらいではないかというふうに試算しております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 低コストの中で、実のある研修、体験ができるように頑張りたいと思うのですが、メニューについてであります。自然体験と農業体験ということで取り組んでいきたいということですが、何人かの方ですね、お伺いすると、忠類の盆踊りの日ですから、8月14日にちょっと聞いたら、いや手伝わなくていいのではないかとこの話もしている方がいらっしゃいましたので、農業体験をしていただけるような人だとか圃場だとか、あと搾乳の体験ですね、こういったところのめどがついているのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） お手伝いをしなくてもいいのではないかというのは、何か行き違いがあったのかなというふうに思います。小学校統合する前に、地域の方々、主に保護者であります、かなり大規模な農家であります。そういう人方になかなかお手伝いすることはできないのだがなというお声がありました。それについては、無理にはお願いしませんよ、安心してください。ただ、あの地域には、それなりの方々がいらっしゃいます。よって、そういう方々のご協力の有無については、具体的にはこれからになりますけれども、当然カリキュラムの中に埋めていこうという考え方は持っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 予算のときに聞いたときは、小学生だとかの体験学習ということでお話をいただきました。そのときははっきり授業の一環でこういう施設を使われるのかと思ったのですが、先ほど教育関係の教員の方はどういう考えですかといったときには、少年団とかクラブ活動とかというお話だったので、授業の中では使わないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 過去にもありましたけれども、この自然の家宿泊学習施設というのは、大概の町村がいわゆる貸し館業務になります。部屋をお貸しするというだけでありますが、そのほかに町教育委員会が生涯学習にかかわるプログラムを組んでいくと、ここがまたほかのところとは違うところではありますが、学校授業の中でそれを使うことができるかについては、なかなか無理かなという感じがします。授業の中で取り組むためには、それだけの前後の時間を必要とします。そういう意味では非常に苦しいところありますけれども、授業ではなくて、夏休みや冬休みの活動に、クラブ活動や、あるいは吹奏楽を含めたそういった宿泊を伴うようなことで活用していただければなという思いを持っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 今、教育長がお答えいただいたことが心配で質問させていただきました。

合宿等というお話もありましたが、例えばスポーツの合宿を夏場引き受けたときに、今のままのグラウンドの整備で十分なのかどうなのか。それで我慢していただくのかということところがちょっとわかりませんが、そういったところの整備だとか、考え方をお伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 部活動等の活用につきましては、主にはサッカーでの活用、それがために現在あるグラウンドの3分の2を現在、芝を植えまして養生しております。ただ、完璧な芝になるのだろうか、あるいは野球をやるにしても、土のグラウンドを使う場合に、本当に水はけのいいすばらしいものになるのだろうかについては、はっきり申し上げまして、そこまでやる気持ちはないし、費用対効果の関係があります。ですから、そこそこ使えと、安全性も十分であるというレベルで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 中札内高校跡地のスポーツ合宿のということで、ことし指定管理が始まりましたが、もう申し込みが殺到していてパンクしている状態らしいです。駒畠小学校の跡地とでは随分環境が違いますから、来る人もどういうふうに考えるかわかりませんが、本当にスポーツに集中したい、取り組みたいという方はかえって集中できる場所ではないかなと思いますので、一流選手も含めて、そういったところのやっぱり利用も検討されてはどうかと思います。

この施設が価値ある施設となっていくことを期待しまして、次の定例会で条例の提案があるようでありますので、この辺にしたいと思うのですが、最後に利用の目標数をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 利用の目標数ということでありますが、多ければ多いほどいいのですが、例えば音更町では、およそ7,000人、芽室町では4,000人です。私どもの新和の自然の家というところからスタートしております、この歴史は、最高のときで1,300人でした。そんなことから考えま

すと、およそ 2,000 人程度に設定することが正しいのではないかな。そんな今状況にあります。

以上です。

○6 番（前川雅志） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、16 時 20 分まで休憩いたします。

16：10 休憩

16：20 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、野原恵子議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、野原恵子議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7 番（野原恵子） 通告に従いまして、次のとおり質問いたします。

雇用対策についてです。

景気の悪化が急速に進み、雇用が脅かされ、暮らしに厳しさと不安が増しています。

1990 年代後半に労働法制の規制緩和によりリストラが強行され、新規採用の抑制と希望退職や転籍、出向などで中高年の追い出しが進められてきました。

今、リストラの矢面に立たされている労働者の多くは若者であり、職を失えば蓄えも十分ではなく、直ちに路頭に迷ってしまいます。また、来春予定の高校・大学卒業者、未就職者の就職は例年にも増して厳しくなると予想されています。特に、女子生徒・障害者雇用に特別な手だてが求められています。

また、冬場の仕事がない季節労働者は、以前から見ると減っているとはいえ、全道では 10 万人を超え、十勝でも 9,000 人を超え存在しています。厳冬の生活の糧としてきた雇用保険も 40 日に削られ、暮らしが成り立たない状況に追い込まれています。さらに、建設業の倒産などで夏場でも仕事がない事態となっています。冬季の就労の確保と同時に、夏場の仕事の確保も求められております。

したがって、次の点について伺います。

1、新卒者・未就職者に公的雇用の拡大を。

①保育士の正規雇用の拡充を。

②新卒者・未就職者の進路相談員の設置を。

2、町内事業所等にも協力を求めていくこと。

3、障害者の雇用拡大を。

①町と町内事業所の雇用状況は。

②障害者施設の雇用の場の拡充を。

4、季節労働者対策について。

①幕別の季節労働者の実態の把握は。

②通年雇用促進支援事業で雇用された労働者は。

③通年雇用促進支援事業では、労働者の「所得保障」を認めるなど、制度を抜本的に改善・拡充す

るよう国に求めていくこと。

④失業給付を90日分とすること。特例一時金は50日分に戻し、選択制にすることを国に求めていくこと。

⑤町有林の整備の現状と季節労働者の雇用を。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

始めに、新卒者・未就職者に公的雇用の拡大をについてであります。

長引く景気の低迷に加え、一昨年の世界的な経済・金融危機による影響は、地域経済にも大きな影を落としており、本町にあっては、依然、経済情勢は厳しい状況が続いており、労働者を取り巻く環境も改善の兆しが見えないのが現況であろうかというふうに思います。

ご質問の1点目、保育士の正規雇用の拡充についてであります。

現在、保育士資格を有する正職員は、常設保育所や町立幼稚園などに36人在籍しているところですが、四つの常設保育所においては、8月1日現在で56人の保育士を配置しており、そのうち正職員は26人、臨時職員は30人という状況であります。

今後、平成23年度から平成31年度までの9年間に定年退職する保育士の人数は、有資格者全体の55.6%に相当する20人、そのうち常設保育所においては、本年度在職者数の半数に相当する13人となる見込みであり、保育所民営化計画に基づく民設民営も視野に入れながら、今後の保育士補充に係る基本的な方向性について内部で協議いたしているところであります。

基本的には退職者の補充をすることにより、職員数の維持を図るという考え方をベースとしておりますが、保育職員の年齢構成の均衡を図るため、年度ごとの採用者数の平準化を前提に、採用者数を決定する必要があるものと認識いたしているところであります。

しかしながら、一方で、国においては、こども園制度の創設や保育に欠ける要件の撤廃について検討がなされ、新たな保育サービスの施行を平成25年度に実施する方向であるために、これら国の制度改革の状況によっては採用者数が変動する流動的な状況にあるものと考えているところであります。

ご質問の2点目、新卒者・未就職者の進路相談員の配置についてであります。

現在、町では、専任の相談員は配置いたしておりませんが、雇用相談窓口を設置し、雇用全般における相談業務を職員対応で実施しているところであります。

昨年1月に雇用相談窓口を設置して以来、先月末まで30件の相談がありましたが、このうち進路相談につきましては、1件もない状況でありまして、このことは、出身校の進路指導担当やハローワークの専門窓口における相談、あるいはネット検索により求人情報を得ている結果であると思われま

す。また、北海道が若年者就職支援センターとして、帯広駅にジョブカフェを設置しており、若年者の雇用相談に応じておりますことから、ジョブカフェの利用も相当数あるものと考えられるところでもあります。

このような状況から、新卒者あるいは未就職者の進路相談につきましては、引き続き雇用相談窓口の中で対応してまいりたいと考えております。

次に、町内事業所等に協力を求めていくことについてであります。

町内の事業所におきましては、不況の影響により、現状の雇用を保つことにご苦労されており、新規の雇用が進まない状況にあるとお聞きいたしております。

しかしながら、業種によりましては、本年度に入りましてから町内企業による新採用の募集広告なども見受けられ、少しずつではありますが、新卒者の就職環境も上向く状況にあるのかなと推察いたしておりますので、今後、商工会の会員など各企業の方々とお会いする機会をとらまえて、新卒者の採用や雇用の拡大などについてお願いするとともに、国の体験雇用奨励金などの助成制度の活用などについても、ハローワークとの連携により周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者の雇用拡大についてであります。

ご質問の1点目、町と町内事業所の雇用状況についてであります。

始めに、町の雇用状況について申し上げます。

障害者の雇用の促進等に関する法律におきましては、事業所は、一定人数以上の身体障害者または知的障害者を常用労働者として雇用することが義務づけられているところであります。

町におきましては、現在、3人雇用いたしておりますが、同法の規定により障害の程度に応じ補正があります。そのことによって本町の場合は4人とみなされ、法定雇用障害者数4人を達成している状況にあります。

次に、町内事業所の雇用状況についてであります。平成21年度に実施した雇用実態調査で回答があった391事業所のうち、22事業所に51の方が雇用されております。

なお、このことに関しましては、今後、幕別町自立支援協議会において就労支援部会を立ち上げることとなっており、その活動として町内各事業所に対して独自の障害者雇用・就労に関するアンケート調査を実施することとしており、その中で実態把握に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、障害者施設に雇用の場の拡充をについてであります。

本町の障害者の施設については、現状、「NP0法人手をつなぐ親の会」が運営しております「ひまわりの家」と民間企業が運営されております「幕別あすなろ会」が就労支援のB型での活動をされております。

現在、「ひまわりの家」では、電気部品の組み立て及び革細工製品の製造、特別養護老人ホームでの洗濯業務などを行っております。また、「あすなろ会」では、喫茶店の運営及び関連するグループホーム等の清掃業務などに就労されております。

近年は経済状況の悪化により、請け負う業務量が減ってきていると聞いているところであり、このことは通所する障害者の方の作業工賃の低下につながっております。

町といたしましても、障害者の将来に向けた自主・自立の生活基盤を確立することは大変重要なことと考えておりますことから、今後、関係機関等との協議の中で授産事業の拡大が図られ、多くの障害者が通所できる施設となるよう支援をいたしてまいりたいと考えております。

次に、季節労働者対策についてであります。

ご質問の1点目、季節労働者の実態把握についてであります。

ハローワークの調査による平成20年度末における本町の住民で季節労働に従事されている方は729人となっており、平成19年度の795人から66人減少しております。

季節労働者個々の生活や労働状況などの実態につきましては、個人情報のためハローワークでは公表していないため、十勝北西部通年雇用促進協議会の独自事業として、人材バンク登録者や町の雇用相談窓口来訪者など、把握できる範囲の方を対象に実態調査を実施いたしておりますが、対象者が少ない上、回答率も8%に満たないことから、全体の実態を把握することは困難な状況にあります。

ご質問の2点目、通年雇用促進支援事業で雇用された労働者についてであります。

平成21年度におきましては、十勝北西部通年雇用促進協議会を構成する8町の管内で12名の方が通年雇用され、そのうち本町の住民は1名となっております。

ご質問の3点目、通年雇用促進支援事業制度の抜本的な改善・改革について国に求めることについてであります。

この支援事業は、国の委託により、季節労働者の方が通年雇用されるために、資格取得支援や各種相談業務、セミナーの開催、求人開拓等を実施するもので、直接給付につながるような事業等は認められないこととされております。

町といたしましては、季節労働者の方々が1年を通じて継続して雇用されること、また、通年雇用に至らない方であっても冬期間の就労機会を確保することが、より一層、生活の安定につながるものと考えておりますことから、「季節労働者の通年雇用化に向けた施策の継続と、冬期間の就労機会の確保による生活の安定に視点を置いた対策を講ずること」につきまして、国に対し十勝圏活性化推進期成会を通じて要望しているところであり、引き続き実現に向けた活動に努めてまいりたいと考えてお

ります。

ご質問の4点目、失業給付を90日分とし、特例一時金を50日分に戻し選択制とするよう国に求めることについてであります。

雇用保険特例一時金につきましては、北海道の季節労働者の方にとっては、生活を守る上で大変重要な一時金となっておりますが、雇用保険法の改正により、給付基準が「50日相当分」から「30日相当分」となり、当分の間「40日相当分」となったところであります。

この特例一時金は、季節労働者や1年未満の雇用状態を繰り返す「短期雇用特例被保険者」が失業した場合に支給されるものであることから、他の給付金と特例一時金を選択する制度改正については難しいものと考えております。

このようなことから、町としては、現在確保されている「40日相当分」の継続とさらなる拡充について、国に対し、十勝圏活性化推進期成会等を通じ要望いたしているところであります。

ご質問の5点目、町有林の整備の現状と季節労働者の雇用についてであります。

町有林の整備事業につきましては、大きく分類いたしますと、皆伐、地ごしらえ、植栽などの造成事業と下草刈り、除間伐などの保育事業が主なものとなっております。

これら町有林の整備事業は、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林施業計画に基づき計画的に実施しており、年度によってばらつきはありますが、造成事業については20ヘクタール、下草刈りについては70から80ヘクタール、除間伐については50から70ヘクタール程度を毎年実施いたしているところであります。

事業の実施に当たりましては、従来から町有林の位置・地形等を熟知しており、森林施業に精通している森林組合をお願いをしているところでありますが、森林における作業については、多くは傾斜地であり、危険性を伴うものでありますことから、熟練性が要求される作業であると認識しております。

こうした中で、比較的平たんな地形における夏場の下草刈りなど、熟練者でなくとも作業が可能と思われるものもあることから、本年4月、失業者を対象とした国の緊急雇用創出推進事業の採択を受けて補植・下草刈り事業を森林組合に委託して実施したところでありますが、ハローワークを通じて行った求人も1回目では応募がなく、2回目ようやく応募があったところであり、作業員の確保に苦労されたというふうに伺っております。

季節労働者対策として、冬期間に可能な作業といたしましては皆伐事業などが想定されますが、伐採作業については、森林作業の中でも最も危険性の高い作業であり、また、森林作業そのものが求職者のニーズにそぐわないなど、町有林の整備事業に関しての季節労働者の雇用については、現実的には難しいものと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それではまず1点目ですが、新卒者、未就職者に公的雇用ということでは、保育士の正規雇用の拡充というところでありますが、今、町長が答弁していただきましたが、正職員が26人、そして臨時職員が30人、こういう状況の中で保育を行っているということがこの保育の現場の中で明らかになりました。こういう中では、保育というのは、人間関係が一番大事だというふうに私は思います。そういう中で、保育者と子供とのかかわりが、これが一番大事だと思うのですが、こういう中で、このように臨時職員と正職員との人数のバランスが、半分以上が臨時職員という中では、こういう中では労働条件の違いというのは、やはり人間関係にも大きな影響が出てくるのではないかと。表面的には出てこないにしても、労働意欲が低下するとか、そういうことが起きてくる可能性があるのではないかと思います。そういう中では、やはり労働条件をきちっと整えていくということがまず大事ではないかと思います。

ちなみに、臨時保育所の日額は6,990円から7,290円、このように町では定められております。土日休みといたしまして、20日の労働といたしましては、大体13万9,800円から14万5,800円、この

ような計算になるのかなというふうに思います。そのほかには、社会保障がどのような状況になっているのか。例えば、健康保険とか年金とか雇用保険、こういうものがこの中から引かれますと、実際に生活に使える収入というのは非常に低くなるのではないかと思います。それで、例えば3年から5年経験されている正職の保育士さんと、それから臨時で働いている方の年間の収入の状況、それとその社会保障はどのようになっているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 正職員と臨時職員と比較して給与の差が出てくるというというのは、これはある意味では当然なことだろうというふうに思います。そして、今言いましたこの50人の臨時保育士が、これは国の基準においてこれだけ必要だから、これだけ配置しているというだけでなく、いわゆる障害の子供がいたり、ことしから保育所長は担任を持たないというようなことをとっていますから、あくまでもそういった加配の部分でのいわゆる臨時保育士の配置でありまして、一般的な基準で言う保育士の基準からいきますと、当然のことながら正職が多くて臨職が少ないのが現状なのですが、ただ、今言いましたように、賃金であり、給与であり、片一方は当然職員としての給与で待遇しますし、片一方はあくまでも臨時的な日額ですから、これは当然差は出てくると思いますけれども、当然社会保険ですとか、そういったものについての加入はしておりますけれども、それでも数値的なことについては、今、担当のほうから申し上げたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 年収と社会保険等についてでございますけれども、正職員につきましては、年齢の幅がありますので、大体ですけれども、年収400万円ぐらいから700万円ぐらい程度と。臨時職員につきましては、170万円から220万円程度と。ただいま町長申し上げましたとおり、健康保険、雇用保険等の社会保険につきましては、臨時職員も加入させているところでございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、臨時職員の中には、加配も含まれているということでしたが、加配でなくて、0歳児には子供に対して保育士が1人とか2人とか決まっていますよね。そういう中で、決められた子供の人数に対して、保育士、正職1人、そして臨時職員も加配ではなくて、当然必要な保育士として保育に当たっているのですが、そういう部分でも臨時職員が保育に当たっていますね。そこでは一つのクラスに正職員と臨時職員と一緒に保育をしているというのが今の幕別町の現状だと思います。

こういう中で、年収がこれだけ開いた中での保育ということでは、確かに同じ保育をしていく中で、皆さん職についているわけですから、専門職ですから、保育されると思うのですが、こういう状況の中では、やはりひずみは私、出てくる、実際にそういう中では暮らしていくことができなくて、親が援助をしながら保育士として働いている、臨時職の場合は、正職でなければ、一人ではなかなか暮らしていけないというのが現状ではないかと思うのですが、そういう点では、やはり改善が必要だと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、町が募集して試験を行って正職の保育士を採用する。それが、この程度の職員が必要である。それにプラス臨時職員で対応したいということで、臨時の職員の募集をして、応募していただいて任用しているというのが現状ですから、その臨時職員も正規の試験を受けた職員と同じだけの給与にする、待遇にするということ自体は、私はやっぱり問題があるし難しいのではないかなと。もちろん全部が全部、それでは今言うように臨時でなくて、全部正職員にしまえばいいのではないかと思いますけれども、そういうことには現実にはならないのだと思います。子供ですから、来年になったら保育士が何人になるかもわかりませんし、障害者がいなくなるかもしれませんし、そういった中で、何とか臨時職員の皆さんのお手伝いをいただく中で、保育所の運営をさせていただいているということなものですから、臨時職員の皆さんの少ない、あるいは賃金が安いということはあるのかもしれませんが、これは何とかご理解いただくより私はないのかなと。それを言われるように、生活ができるだけの臨時職員の賃金を支給するというこ

とは、やはり難しいのかなというふうには私は思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 全員を正職にすべきではないかと言っているのではありません。途中で乳児がふえたりだとか、障害児が入所したり、そういうときにはやはり臨時で対応するということは私は必要なことだと思っています。ただ、乳児保育に正職が、保育士が何人という基準がありますよね。そういうところの保育士を正職にしていくべきでないかということであって、加配の分というのは、やはりそういう臨時で対応していくということは、今の子供の人数ではやむを得ない部分だと思うのですが、基準に照らした保育士が必要なところは正職にすべきではないか、そこは今臨時で対応していると思うのです。その部分を正職にすべきでないかということなのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 暫時休憩します。

16：50 休憩

16：51 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

こども課長。

○こども課長（森 範康） 現状の四つの常設保育所の職員の配置状況及び臨時職員の配置状況をお話しさせていただきます。

各保育所とも正職員がそれぞれのクラスの責任者として担任で配置しております。そのほかに、国の最低基準に基づく、例えばゼロ歳児ですと3人に1人、それから1歳・2歳児ですと6人に1人、それから3歳児で20人に1人、4歳・5歳で30人に1人という保育士を配置しなさいというのが最低基準でありますので、正職員が担任を持ちつつ、ゼロ歳児は複数の保育士が必要ですから、その分を臨時職員を採用させていただいて配置しているという状況であります。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、課長さんがお答えいただいたのですが、私が正職員にすべきではないかと考えている保育士の場合なのですが、例えば中央保育所なのですが、ゼロ歳児と1歳児ですね、それが8人おります。この基準によりますと、ゼロ歳児は3人に1人保育士ですが、正職が1人で臨時1人で対応しています。ここの臨時1人で対応している、ここのところを正職にすべきでないかということなのですね。これ、2人で保育している場合に、一方ではこういうふうにして労働条件、それから収入が違います。そういう状況の中では、やはりひずみが出てくる可能性があると思うのです。こういう人たちを正職にすべきではないかという質問でありまして、ちなみに中央保育所では、正職5人に対して臨時が2人ですね。札内の南保育所は、児童福祉の最低基準児童数に対する保育士の割合、正職が5人で臨時が4人いるのです。こういうところを正職にすべきではないかということなのですが、その点はもう一度いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言いましたように、正職をすべてあてがって国の基準どおりに保育士をすべて配置するということは、なかなか現状で私は難しいのかなと。これはおっしゃるとおりだと思います。3人をつけれというのですから、3人全部正職につければ一番いいのかもしれませんが、そのままだからこそ先ずつといくかということとなると、また当然のことながら異動は出てくるわけでありまして、それと、これ先ほど言いませんでしたけれども、今後、今回の指定管理制度もありましたけれども、そういったことで異動が出てくる可能性もありますし、またそういった認定保育園といった形ですとか、あるいは今後予想される民設民営等の保育所というようなことを考えていきますと、大変不十分な点、不備な点もあるというふうに指摘があるのかもしれませんが、できる限りのことは正職と臨時職員との混合の中で対応していければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） その臨時保育士の場合ですが、私が今言いましたように、正職にすべきでないかという臨時保育士と、それから加配分に対応しているというところでは、こういうところでも臨時の加配の分の保育士さんがおります。こういうところでの人数が非常に多いわけですね。だから、この部分の臨時というのは、私は理解できるのです。それで、今、前段言いましたところの正職にしていくべきでないか。これから、子供がどういう人数になるかわからないとおっしゃいました。そういう中でも、この加配の保育士、臨時職員の場合、こういうことを考えても、臨時職員でも対応している、そのところは流動的に考えていくべきではないかと私は一つ思います。

それと、今、町長は認定こども園の可能性もこれから町としては考えていかなければならないということで、既に2006年からこれを実施されている自治体も、市町村もあるんですね。こういう中で、認定こども園というのは、どういうものかというところなのですが、これは幼稚園、保育所がそのまま性格を保持したまま認定される保育園ということで、ここでは保育所の対象である保育に欠けた子供、それから幼稚園の対象である保育に欠けない子供、同時に保育するという、それが認定こども園の性格になっているということで、各自治体で実際に進んでいるところがありまして、そういうことでは、子育て支援事業、二つの機能を持ったものを同時にやっていくということで、そういう中ではひずみが出てきているというのが実際の保育の現場で明らかになってきているんですね。そういう中では、保育料の設定、徴収も施設の責任で行っている。今は町村がそこを責任を持つということなのですが、そういうふうになっております。

それから、認定保育所が認定こども園の認定を受けた場合には、市町村が保育実施責任を負う現行保育制度に例外がもたらされる可能性があるということでは、公的保育制度の解体につながるという危険性もあるということで、これひとつ問題になっているところでもあるんですね。

それで、私もちょっと心配なのですが、そういう中では、幼稚園の性格を持ったのと、保育所の性格を持った、そういう子供たちを預かる、そういう中で合同保育なんかされまして、そういうところでは幼稚園の適用する子供たちは、親が昼間働いていないとかということで短時間の保育でいいと。それから、保育所の機能の対応する子供たちは、やはり長時間の保育になる。そういうことでは、保育の内容にばらつきがあって、子供も大変疲れる。保育士同士も疲れる。こういう状況があって、やはりこども園というのは、実際に保育に欠ける子供たちが保育を受ける場合には弊害が出てきているというのが、全国的な実勢の中で明らかになっているんですね。だから、そういう点では、幕別町の子供たちに責任を持つというところでは、こういう制度に移行するのではなくて、やっぱり町が責任を持って子供の保育に当たる、そういうことが大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 認定こども園、今、士幌町がたしか実施しているわけでありまして、先日も士幌の町長に言ったら、いやいや難しくて、保育所の先生というのは教員の資格持っていて、保母の資格持っていないのは、それは保育所のあれはできないのだから、いろいろ問題はあるというふうに言っています。ただ、昔から幼保一元化というのは非常に古い課題でありまして、何だ子供は幼稚園だろうが、保育所に行こうが、子供は同じでないか。小学校に行ったら、みんな同じでないか。そういう乱暴な言い方と言ったら失礼かもしれませんが、そういう発想は、これは当然あると思うのですね。ですから、幕別なんかは今、保育所も少なくなっているし、幼稚園も少なくなっているのだから、この際一つにして新しい施設をつくったらどうだという考えもあるし、私も最初はこれは当然公立でというような考えも実は持っていたのですけれども、今、国は何としてもまず待機児童の解消というようなことが前面に出るものですから、かなりの部分でも民設民営に行っているわけです。ですから、町がこれから保育所をつくると言ったら、まず補助金出ない。そして民間がやると補助金が出るというような、ちょっと非常に今おっしゃられたような傾向にはあるわけですが、しかし私ども必ずしも認定こども園がだめで、保育所は保育所、幼稚園は幼稚園でなければだめなの

かどうかと、そういったことについては、今ほかの事例も出てきていますので、十分検討しながら対応していかなければならないし、やはり一方では、民間活力の導入ということもこれは必要なことであろうというふうにも思っていますので、全体的な中でこれからの保育所の整備、幼稚園の整備計画は立てていかなければならないだろうというふうに思いますし、そこで先ほど言った保育士の問題も出てくるということにもなるのですけれども、おかげさんでうちはずっと幼稚園資格と保育士資格と両方持った教諭を採用していますので、士幌で心配されるようなことは今のところはないのですけれども、それでもまだまだいろんな課題はたくさんあるのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この認定こども園がどういうところから出てきたかといいますと、規制改革推進という、そういう中からこのこども園というのは出てきているのですね。確かに子供の定数、保育園に子供の数が入り切らない、都会なんかはそういうものがありまして、規制緩和することによりまして、保育所に入所できる子供がふえた。一方ではあるかもしれません。けれども、幕別町では、定数割れしていますよね。ですから、そういう心配はないのですね、幕別町の場合は。

それと、認定こども園のガイドラインによりますと、国は自治体や国が守らせるという基準、いろんな施設だとか、人の配置だとか、そういう守ることに対して強制力がないわけですから、経営者がある基準を低くすれば、それでも可能だという、そういう保育園の運営、こども園の運営になっていくのですね。そうしますと、やはり保育に対する責任が明らかにされないというか、引き下げられてしまう、そういう心配があります。こういう中では、保育園とこども園と保護者と保育の契約ですとか、保育料の契約なんかはしていきますから、そういうふうになると、経済力の豊かな家庭にはそれなりの保育の内容を充実させる。経済力のないところの子供の保育条件が悪くなっていく。そういうのが、実際、認定こども園で運営しているところでなって、そういう現実が出てきているのですね。そうしますと、この幕別町でも、親の経済力によって保育の内容も変えられてしまうという可能性があります。こういう認定こども園というのは、やはりしっかり地域に子供たちの保育を保障していくというものとは、そぐわないのではないかと私は思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 幕別地区に限っていえば、保育所も幼稚園も定員割れしていますから、いっぱい入れないから一つにするということではなくて、幕別の場合は、逆にどっちもあきが多いから一つにするのほうの方がより効率的であろうというところが、逆に言う発想でありまして、だから保育所の子供が通ってくる、幼稚園行く子供通ってきて、幼稚園の子供は昼で帰る。保育所に入ってきた子はそのまま昼寝して夕方までいくとか、そんなことまでやっているところもあるようですけれども、先ほど言いましたように、どこまでが幼稚園と保育所と幼保一元化したことによってメリット、あるいは今言うデメリットが出てくるのだろうと、多分いろいろあると思いますし、今までのように保育料は所得に応じて保育料が決められるけれども、幼稚園は一律その幼稚園、就園料はありますけれども、そういったことなども含めて、いろんな事例が今は全道あるいは全国各地に出てきているのだと思いますけれども、国の根っここのところはもう幼保一元化で何とか一つにしたいというところが大きな要因があるのだろうというふうに思っていますので、私どもはそういったことを十分勘案しながら、これからどうあるべきかを検討していかなければならないのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） これからの保育行政がどのように幕別町の子供たちにとって、どういう方向がいいのか、これからしっかりと検討していくべきではないかと思うのですが、やはり先進事例、各自治体でやっている、そういうところも実際にきちっと精査しまして、幕別町の保育行政も考えていくときに来ているのではないかと思いますので、その点をぜひ考えていただきたいと思います。

次に、新卒者の未就職者の進路指導の配置というところですが、今お答えの中では、町の業務相談の職員で対応しているということですが、雇用相談窓口には、30件の相談があったけれども、進路相

談については1件もなかったというお答えでした。こういう点では、やはり新卒者や何かは学校とかそういうところで対応されることが多いと思うのですが、卒業して2年、3年という方たちの相談窓口といたしましては、この雇用相談窓口という看板だけではなくて、未就職者の進路指導も受けますよということをお知らせ広報などで知らせていくことも必要ではないかと思うのですね。窓口は1本であっても、そのところの対応もきちっと周知して進めていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、学校ですとか、あるいはハローワークですとか、北海道が設置したジョブカフェというところが非常に利用されているということで、なかなか看板を上げて、役場へ来て相談をするという方は私は余りいないのではないかなと、現実的には少ないのではないかなというふうに思います。もちろん相談員を新たな者を配置しなくても、今いる者を相談員の発令をすることは、それはいいのかもしれませんが、広報で紹介したり、絶えず就職あるいはそれ以外の労働関係の相談をしていますよ、相談に乗りますよということは、これは今までもやってきているわけですから、あくまでも就職だけの相談ではなくて、いわゆる労働問題全体の中でそういったことも含めて、相談しに来ていただければありがたいのではないかなというふうに思っております。

先ほどの答弁で申し上げました今の若者の多くはなかなか町村の役場へ相談に来るというよりは、他へ行かれるほうが多いのが現実ではないかなというふうにも実は思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 若者の就職率が、雇用状況が一番悪いわけで、そういうところではやはり卒業してから就職がないということは、若者だけでなく、家族にとっても大変深刻でして、親が援助しなければ生活していけない、こういう状況もありますので、やはり窓口は広く広げていくということが大事だと思います。確かになかなか相談には来ないのですよだけではなくて、若者もぜひ相談にいらっしゃいという、そういう姿勢が大事だと思いますので、そういう点もちょっとお知らせ広報などで知らせていくということが大事でないかなというふうに思います。

あと、町内事業所等にも協力を求めていくということですが、今の経済状況ではなかなか事業所なども新卒者の方を採用するというふうにはならない状況もあると思いますけれども、今、緊急経済対策として政府は若者を中心にした雇用対策を掲げておりますね、ことしに入ってから。そういう中では、体験雇用だとか、トライアル雇用とかというそうですが、体験雇用で卒業後3年以内の卒業者を対象にして1カ月から3カ月の体験雇用を行うということも今計画、政府がしているということと、それからインターンシップといいまして、職場実習の拡充、これも職場で実習をして正規雇用につなげていくことがねらいだということで、これは新卒者を対象なのですが、中小企業の職場で実習を行った場合には、実習生には月額7,000円を支給し、受け入れ企業には月額3,500円を支給するという、これは新しく国の制度として実施していくということなのですが、こういうことを中小企業の中にお知らせして進めていくということで、新卒者を一人でも多く雇用していくという対策をとられないのかどうか、これ町の指導で行っていくことも可能ではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど答弁でも申し上げましたけれども、新卒者の採用や雇用の拡大などについて町内の企業にお願いする。お話ありましたように、トライアル雇用は雇用主1人当たりにつき4万円が支給される。そういった制度自体をなかなかわかっていただいていない企業主の方もいらっしゃるのではないかなということがあって、先ほど言いましたように、これからは中小の町内の企業の皆さんにもまずはハローワークと一体となって、こういう制度があり、こういう助成も受けられますよと、そのことによって障害者を雇ったり新規の人を雇ったりすることが大事ではないですか。お願いできないですかというようなことは進めていかなければならないのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番(野原恵子) それと、新卒者の場合なのですが、今、幕別高校の場合は普通高校でありまして、その職業に対する仕事の取り組みですとか、そういうようなことも指導していくというのですか、経験を積んでいくという、そういうことも大事ではないかなと思うのですが、社会人としてのマナーだとか、仕事に対する姿勢ですとか、そういうことも高校在学中に援助していくという、そういうことを実際にやっている町村もありまして、企業と連携をとりながら、そういうことも実際に指導していく、学習していく、そういうことをしながら卒業をしたときに、職場にきちっと対応できる。例えば、あいさつの仕方ですとか、電話の対応ですとか、そういうことを在学中に学んで就職したときにすぐ対応できる、そういうことを実際にやっている自治体もありまして、これは何かチャレンジサポート事業とかというのですが、そういうことも学校と企業と連携をとりながら進めていくということも大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 今言われたチャレンジ云々、これ幕別高校ではずっとやっていらっしゃって、役場へ体験に来てあれしたり、江陵高校でも先ほど言いましたように福祉科なんかは札内寮へ実習に行き体験をしてくる。それと、町は独自で新規卒業したけれども、すぐ就職ができなかった人たちを対象に町の仕事ですけれども、図書館へ行ったり、文書の仕事をやったりということで6カ月の雇用制度も今設けておりますので、その点はもう少し周知さえすれば来ていただけるのかなというふうにも思いますけれども、それは高校でもやっていると思います。逆に今言う企業側のほうが余りわかっていない部分があるのかなと思いますけれども、それは学校なり我々のほうからお話をすればやっていただけるのかなというふうにも思っております。

○議長(古川 稔) 野原議員。

○7番(野原恵子) 次に、障害者雇用の拡大ということですが、今、町長のお答えの中では、庁舎の中では3人の雇用がされているというお答えでした。そして、これは障害者の程度に応じまして、3人ですけれども、幕別は4人とみなされるということなのですが、確かに法定雇用には達しているのでしょうか。今、大変障害者の働く場が少ないというところでは、人数で4人にするということは考えられないのでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 4人にする、5人にする、そのことは決して考えられないことではもちろんないわけですし、ただ、もちろんだこの町村もそうですけれども、試験を受ける際に障害者はだめですなんていうことはもちろん言うておりませんから、一般の方と一緒に受けて、面接をして採用になる方もいらっしゃる。ただ、これはなかなか現実には障害者の方たちに言わせると厳しいものがあって、それで前回も私どもは障害者の方だけを対象にした採用試験を実施した経過があります。そういったことで、今後もこれは当然3人だ、4人を法定クリアしたからすべていいということにはもちろんならないわけですから、そういったことについては、これからも考えていかなければならないというふうに思いますし、先ほど言いましたように、民間の企業の方にもできる限り、これもまたいろんな障害者の方を雇うことによつての国の制度なんかもあるわけですから、そういったことの活用もお願いしながら、より障害者の方の雇用を進めていければというふうに思います。

○議長(古川 稔) 野原議員。

○7番(野原恵子) はい。わかりました。

それと、もう一点ですが、障害者雇用ということでは、今回の9月の幕別広報に、障害のある方も仕事を体験してみましようということがありました。これは中途障害ですとか、そういう方では仕事を求めている障害者が多い中で、こういうのは本当に喜ばれている制度にこれからなっていくのではないかなと思います。

こういう中で、1点お聞きしたいのですが、ここでは体験してみましようということなのですが、この体験した後、仕事をどのように継続していくのか、体験で終わるのか、仕事を継続してできるというふうになるのか、その点ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 去年からその制度を実施して、3人か4人ですか、去年4人来ていただいて、図書館でこういう仕事がありますよ、こういう仕事がありますよと、障害者の方に体験していただきました。

今もその広報に出ていますように、まず町内のそれぞれの部署で障害者の方にどんな仕事があるかということの選り出しから今始まって、これから募集するのですけれども、あくまでもやっぱり体験ですから、それらを踏まえて、また次のステップへ障害者の皆さんが進んでいただくというようなことに今なっていくんだろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは、体験した後、障害のある方がみずから仕事、その経験を生かして自分で仕事を探していくというか、そういうことになるということなのですね。そうしますと、こういう庁舎での経験を生かして、庁舎だけではなくて、民間の企業にも一歩仕事の場を拡大してくという対策も、これから町としては考えていくということにつながるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 障害者の方や精神や知的障害の方々がなかなか自分で見つけて仕事に出て行くということができない、そのきっかけとして、役場でこんな仕事があるので体験してみませんかという段階が町としての仕事であって、その後については、特に町はその個人の方々をどこどこへ就職したらどうですかというようなところまでは現実にはいっておりませんので、あくまでも町の仕事を体験していただくというのが今の段階であります。将来そういったことにつながっていけばもちろんいいのでしょうけれども、町が間に入ってやること自体までは今はやっておりません。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、障害者施設の雇用の場ということですが、町内の事業所の雇用状況はわかりました。

それで、障害者施設の雇用の場の拡充ということでは、今、地域の共同作業所の中では、障害のある方の仕事の場を確保するということで、さまざまな取り組みを進めている自治体がありますね。例えば池田町の作業所などでは、野菜販売だとか、お菓子づくりですとか、そういうこともされておりますし、芽室町のオークルというところでは、ゴミ袋の印刷ですとか、それからいろいろなところに販路を広げる、雇用の場をふやしていくという状況もあります。

それで、幕別ではひまわりの家が障害者施設のやはり一つの拠点になっているのかなと思うのです。そういう中で、今、報告がありましたように、電気部品の組み立てやなんかも今は仕事が少なくなっているということも答弁の中にあったのですが、仕事の量そのものが、量というか、種類ですか、そういうものも少ないのですね。革細工ですとか、洗濯業務ということなのですが、そういう点では、他の施設で行われていますように、幕別町独自でのごみ袋の印刷ですとか、石けんをつくるだとか、また幕別町の農業を生かした取り組みを進めていくだとか、いろいろなことを考えて対処していかなければならないと思うのですが、それにつけても、ひまわりの家は老朽化していますから、そういうことを実施していく上でも、やはり施設の充実が必要ではないかと思うのですが、建てかえといってもお金がかかると思うのですが、将来的を見据えた施設の拡充ということも大事ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 仕事の関係でいきますと、芽室町なんかのところでは、やはりゴミ袋を作成しているというところが結構多いわけでありまして、実はうちのごみ袋も音更の更葉園にお願いしてやっているわけでありまして、これらの仕事については、これは十分私どもも意を用いていかなければならないと思いますけれども、施設側のほう、ひまわりの家の方々のどんな思いがあるかということももちろん聞いていかなければならないと思いますので、これからも十分協議はしていきたいというふうに思います。

それと、もう一つ施設については、かねてからいろいろ協議は進めております。例えば、みどり保育所があいたけれどもどうでしょうか、愛育園があいたからどうでしょうかというようなこともいろいろありますし、今、学童保育所と併設なものですから、それでは学童保育所が出て、あそこをひまわりにしたらどうだとか、これはいろいろ意見や話し合いはしているのですけれども、なかなか結論は出ないわけでありまして、何としてもあその場所がいいから離れたくないというところが一番我々にすると難しいのだと。あそこでなければだめだと言われると、あれだけの施設しかないものですから、そんな中でどう有効に、教員住宅を利用したりしているのですけれども、そうすると学童保育をどこか入れていくために、また別なものを求めていくのかというようなこともありますので、これは全くお互いあきらめたわけでも何でもなくて、さらに協議はこれからも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、季節労働者対策なのですが、今ちょっと時間がなくなってしまったので、通年雇用促進事業の内容ですが、労働者の所得保障というところが欠落しているのですね。そういうところをしっかりと国に制度の改革を求めていっていただきたいということと、それから失業給付の90日分、特例一時金50日分、選択制にするということなのですが、これは制度が違うので難しいというお答えだったのですが、以前には選択することもできたのですね。ですから、そのところもきちっと国に働きかけていっていただきたいということです。

それから、町有林の整備なのですが、確かに技術がというか、熟練しないと森林の整備はできないということは聞いております。ですが、今、季節労働者が七百人ですか、幕別町にいますね。そういう人たちにもしっかりと技術を身につけてもらうという点では、その林業にかかわるところの人手不足ということも言われていますし、高齢化になっているということも聞いていますので、そういうところにきちっと仕事の指導をする、そういう手だても講じながら森林を守っていくという、そういう長期に立った働く人を訓練していく、技術を習得していくそういう手だてもこれから必要ではないかと思っておりますので、そういう検討もぜひされていくのはいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、最後に森林組合なんかでやられる森林の作業なのですけれども、特別、学校へ行って勉強して習うとかというよりも、やはり経験を踏んでそれなりの技術を身につけていくというのが今の森林組合やそういうところで働いていただいている方なのではないかなと思っておりますので、今言うように、本当にそういうことでやろうという気のある方については、徐々にですけれども、そういった経験を踏んで、いい技術なり力をつけていっていただくことが大事なのかなというふうに思います。今、総理大臣を始めみんな、雇用だ、雇用だ、雇用だと盛んに言っていますので、我々もそのことを否定するものはもちろんないわけですが、なかなか町村で雇用を創出するというのが難しい部分もまたあるわけでありまして、ぜひ皆さんからのお力もいただければと、そういうふうにも思っております。

○7番（野原恵子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第3回幕別町議会定例会
(平成22年9月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

2番 谷口 和弥 3番 斉藤 喜志雄 4番 藤原 孟

（諸般の報告）

日程第2 一般質問

日程第3 議案第52号 幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第53号 町道の路線認定について

日程第5 議案第54号 町道の路線認定について

日程第6 議案第56号 平成22年度幕別町一般会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第57号 平成22年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第58号 平成22年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第59号 平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）

会議録

平成22年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年9月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 17 杉坂達男 |
| 18 助川順一 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副町長 高橋平明

教 育 長 金子隆司

総務部長 増子一馬

会計管理者 新屋敷清志

札内支所長 久保雅昭

経 済 部 長 飯田晴義

民 生 部 長 菅 好弘

企 画 室 長 堂前芳昭

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 古川耕一

教 育 部 長 佐藤昌親

総 務 課 長 田村修一

地 域 振 興 課 長 佐藤和良

企 画 室 参 事 伊藤博明

糠内出張所長 湯佐茂雄

町 民 課 長 川瀬俊彦

農 林 課 長 菅野勇次

保 健 課 長 境谷美智子

土 地 改 良 課 長 所 拓行

福 祉 課 長 横山義嗣

こ ども 課 長 森 範康

生涯学習課長 中川輝彦

商 工 観 光 課 長 八代芳雄

経 済 建 設 課 長 細澤正典

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

2番 谷口 和弥 3番 斉藤 喜志雄 4番 藤原 孟

議事の経過

(平成 22 年 9 月 10 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） おはようございます。

きょうも工事の関係で音が入りますので、閉め切りますから、暑いので上着を外していただいて結構かと思います。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員を指名いたします。

ご報告をいたします。

幕別町農業委員会会長から「新農地制度の施行に伴う農業委員会の体制整備・強化等のお願い」の文書が議長あてに提出されています。後刻ごらんいただきたいと思います。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第 2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2 番（谷口和弥） 通告に従いまして質問させていただきます。

高齢者の実態把握と支援のためのネットワークづくりについて。

100 歳を超えたとしてもなれば、家族も周りも人たちが心からお祝いをしているはずなのに、実は十数年前から行方不明になっていた、そんな信じられないような事態が全国各地で相次いでいます。全国の自治体が所在不明と発表した 100 歳以上の高齢者は 22 都道府県で 325 人に上り、依然として 8 月 28 日時点で 290 人が所在不明となっていると報道がされています。

ことしの政府の「高齢社会白書」は、「高齢者の社会的孤立」について 1 項を立て、ひとり暮らしで困ったときに頼れる人がいないとか、ふだん近所の人とのつき合いがほとんどないという人が急増していることを明らかにしています。

幕別町では、2009 年 3 月に策定した「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2009」の基本目標に、住民同士による支援ネットワークづくりや地域活動の拠点づくりなど、支え合う地域社会の形成へ向けての積極的な支援をするとともに、住民参画による福祉基盤づくりを促進していくことを掲げています。

高齢者の孤独死や孤立の背景には、急速な高齢化とひとり暮らしの増加だけでなく、都市化によるコミュニティの崩壊、さらには病気や貧困など複雑で多岐にわたる原因が考えられますが、孤立からつながり、そして支え合いという高齢社会白書の言葉をかけ声だけにしない対策が重要であると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

一つ目に、幕別町地域包括センターには、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメントの四つの役割があるとされています。高齢者実態把握の責任は、介護保険法に基づいて 2006 年に始まった地域包括センターが負うことが建前となっています。幕別町地域包括センターでは、どのような方法で高齢者の実態把握を実施しているのか伺います。

二つ目に、国は都道府県を通じて 100 歳以上や今年度 100 歳到達者について、所在確認調査を行うよう各自治体に通知しています。そういう中で、旭川市は 75 歳以上に対象を引き下げて調査を実施した結果、過去 2 年間、医療保険、介護保険、公的サービスを利用していない高齢者が 537 人存在し、民生委員に対する聞き取り調査や住所地を訪ねる現地調査をしていく方針であるとの報道がされています。幕別町においても、対象を下げて高齢者の所在確認調査をすべきと考えますが、町の考えを伺います。

三つ目に、地域の身近な相談相手として、民生委員の役割は大変重要です。民生委員の人数は民生委員法で配置基準が定められており、町村の場合は、70 から 200 までのいずれかの数の世帯ごとに 1 人となっています。民生委員 1 人当たりの担当地域の世帯数が多いと、それだけ負担が大きくなることとなります。町は民生委員 1 人当たり何世帯程度が望ましいと考えているのか伺います。

また、高齢化が進んでいる地区においては、担当する民生委員がさらなる負担増となっていることが予想されます。民生委員の負担軽減に向けて、町自体が民生委員に対する支援を強める手だてが必要と考えますが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の実態把握と支援のためのネットワークづくりについてであります。

さきの行政報告でも申し上げましたが、本町におきましては 100 歳以上の方全員の所在について確認がとれておりますが、この問題の裏側には、超高齢社会に隠された、地縁血縁の弱体化という問題があると言われており、町といたしましても、今後、家族や地域が長寿を温かく見守る社会づくりに、より一層意を用いてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 1 点目、地域包括センターでの高齢者実態把握の方法についてであります。

本町では、高齢者福祉ビジョン策定の際に、アンケート調査を実施し、高齢者の実態把握に努めております。

また、毎年、幕別、札内 2 カ所の在宅介護支援センターに委託を行い、介護認定を受けていない 75 歳、80 歳、85 歳の単身の方、80 歳、85 歳の高齢者世帯の方全員と連絡をとり、面接による調査を実施いたしております。

調査の内容といたしましては、健康状態や心配な事柄などを中心に、継続的支援が必要な高齢者の把握に努めているところであります。

また、センターに直接の電話相談や来所による相談、平成 21 年度実績では 227 件、さらには老人福祉センターでの相談、延べ 1,030 人など、あらゆる場面を活用しての相談事業を行い、高齢者の実態の把握に努めているところであります。

ご質問の 2 点目、高齢者の所在確認調査の対象年齢の引き下げについてであります。

さきの行政報告でも申し上げましたが、本町には、さきに調査をした時点におきましては、100 歳以上の方が 10 名いらっしゃいましたが、いずれも女性の方で、自宅にお住まいの方が 2 名、特別養護老人ホーム入所の方が 5 名、老人保健施設入所の方が 1 名、病院に入院中の方が 2 名であります。特別養護老人ホーム等入所・入院中の方につきましては、施設へ連絡をさせていただき、ご存命の確認を行うとともに、自宅にお住まいの 2 名の方につきましては、職員が自宅を訪問させていただき、ご本人と面会をさせていただき、ご存命を確認させていただきました。

幕別町においても対象年齢を広げて高齢者の所在確認調査をすべきとのことですが、今後、後期高齢者医療広域連合から過去 2 年間の医療機関受診記録のない方のリストの提供を受けることと

なっており、それに基づき実態調査を行う準備を進めているところであります。

ご質問の3点目、民生委員配置人数の見直しと民生委員に対する支援についてであります。

現在、本町には57名の民生委員・児童委員と4名の主任児童委員、合わせて61名が厚生労働大臣から委嘱を受けて活動をしていただいているところであります。本年は、3年に1度の一斉改選の年に当たりまして、現在、次期民生委員・児童委員、主任児童委員の選任事務を進めているところであります。

民生委員・児童委員、主任児童委員の配置基準につきましては、民生委員法第4条の規定により、厚生労働大臣が定める基準に従い、町村においては、70から200までのいずれかの世帯ごとに民生委員・児童委員1人を配置するとされ、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定めるとされており、基準に従い定数を算出いたしますと、3月31日現在の世帯数1万1,398世帯に対しまして、下限57人、上限163人の範囲で定数を定めることができることとなっております。

本年の改選に当たっては、現任の民生委員・児童委員、関係する公区長と協議をさせていただき、地区統合1地区、地区分割3地区、地区再編1地区、現行定数57名に対し2名増の59名で北海道知事に意向を伝え、7月28日付をもって定数の通知をいただいたところであります。

民生委員・児童委員の担当区域の設定に当たりましては、人口のみならず、面積、さらには地域の特性などを考慮し、民生委員児童委員協議会からもご意見をいただきながら行っているものでありますが、行政区との連携が不可欠でありますことから、担当区域によっては、200世帯を上回ることもやむを得ないのかなというふうにも思っております。

また、民生委員・児童委員の負担軽減につきましては、重要なことであるというふうに認識いたしております。今回の一斉改選で、担当地区世帯数を軽減すべく地区の見直しと定数増をさせていただきました。今後につきましても、民生委員児童委員協議会、関係する公区長さんからもご意見をいただきながら、負担軽減の方法等について検討させていただきたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

高齢者の日常的な安否確認や社会的孤立を防止する、それをどのように進めているのかということ、この三つの質問を通してお聞きしていきたいというふうに考えております。

まず、一つ目の質問でございますけれども、本題に入る前に、この答弁の中では、高齢者実態把握の一つの高齢者福祉ビジョン策定の際のアンケート、そして町内にあります在宅介護支援センターの面接調査、この二つを挙げていらっしゃるわけですが、アンケートの回答数、それから面接による調査数、これが何件それぞれあったのか、まずその点をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 申しわけありません。アンケートの結果については、平成22年度実施なのですが、現在持ち合わせておりません。申しわけありません。

在宅介護支援センターに委託し、家庭訪問を実施している件数は、75歳、80歳、85歳の1人世帯のうち介護認定を受けていないということで、全件把握ということで227件行かせていただいております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、地域包括支援センターの役割について、町の見解をお尋ねしたいというふうに考えます。

老人福祉法、この法律において、市町村に対して必要な情報、この把握を明記しているところであります。この条文は今も生きている。そして、介護保険法によって介護保険の第1号被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合において、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するためということで、この地域包括支援センターの設置が言われているところであります。この文章、この法律の解釈のところになりますけれども

も、第1号被保険者、つまり65歳以上高齢者については、全高齢者について地域包括支援センターが実態把握する、そのように私は思うのですけれども、町の解釈はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 法律の趣旨については、そのように私たちも理解しております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今、ご答弁いただいた数字でございますけれども、結局、策定のときのアンケートの数についてはお答えがなかったわけですが、直接、地域包括支援センターに相談が来たのが227件、あと老人福祉センターで延べということで1,030人となっておりますけれども、非常に全体を把握するということなどの中では数が限られてしまう、十分な実態把握のやり方になっていないのではないかというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに65歳以上ということになれば、幕別町では6,810人現在いらっしゃるということになります。どのような形で実態を把握するのかということになりますと、まず課題を抱えているお年寄り、すなわち単身のお年寄りだとか、あとは老人夫婦世帯、または若い世代と一緒に同居している世帯、いろいろなケースがあると思いますけれども、その中でまず課題がある方、こういった方についての実態をどう把握しているかと。また、老人クラブだとか、そのようなところで活動している方というのも、約2,200人近くいらっしゃるわけですから、そのような形の中で健康が確認されているとかあると思います。

確かに一人一人つぶさにケースを押さえてやっているかどうかということになりますと、大変難しい問題もあるのではないかなと思いますけれども、現状ではある程度課題の持っている方、そういった方についての把握については、できるだけ努力をしているところでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） なるべく把握することを努力しているということのご回答でありましたけれども、この調査のあり方については、227件の在宅介護支援センターの訪問調査は別にしまして、例えば直接センターに電話をしてくるですとか、老人福祉センターでの相談、要するに入浴に行くと、そのついでに保健師さんにお話を聞くのだと思うのですけれども、ですから、みずから何らかの相談をしたいという人に対する受け答えはされているのだけれども、実際そういう方ばかりではない、むしろ逆のほうが多いのだと思うのですよね。そういう声にならない声を拾う体制としては十分でないのではないかというふうに思うのですけれども、その点と、それから地域包括支援センター、この介護保険法の中では、3,000人以上第1号被保険者がいれば、保健師等が1名、社会福祉士が1名、主任ケアマネジャーが1名、3名の配置というふうになっていきますけれども、この幕別町においては何人の体制があるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 先ほども申しましたけれども、確かに100%ということにはいかないかと思っています。ただ、あらゆる機会、例えばお達者クラブだとか、地域でのそういう集いを開催するとか、そういういろんな機会を設けることの中で、できるだけ地域の把握に努めていきたい。

また、後のご質問の中にも出てくるかと思いますが、民生委員さんが幕別町内には58人、12月から59人になりますけれども、そういう方たちのお力もかりながら、または行政公区の中の公区長さんのお力をかりながらと、いろんな場面を通してながら実態の把握に努めていると。確かに今言われますように、すべて100人全部の顔を見ての調査をしているかと言われれば、そこまでは至っていないけれども、現状では努力しているということについては、ご理解をいただけないかなというふうに思います。

それから、今申しました包括支援センターの体制ですけれども、一応保健師が今のところ6人張りついております。その中には、今申しました社会福祉士1人、そのほかはすべて保健師という形で6人体制で今運営をいたしております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 努力をしているのだということは、私も結構な頻度で保健福祉センターには必要性があってお邪魔させていただいている立場ですので、その辺は見ております。むしろ、四つの主な役割があるということでお話ししましたがけれども、どれも重要な課題で、そして介護予防のケアプランや要介護認定の訪問調査や、認定審査会の準備など、その担当している職員さんたちの大変な忙しい姿を見ているところで、本当にその辺には敬意を表して接しさせていただいているところであります。

しかし、やはり町民の高齢者の方の安否をちゃんと確認するのだということについては、まだまだ頑張っているのだということでありましたけれども、たくさんの抜け道がある、そんなようにご答弁を聞いて理解もいたしました。

この介護保険法ができてから、福祉関係の職員が、自治体の職員が減らされているなど、2割ぐらい減らされているなどという実態があったりしますけれども、幕別町において、この福祉の専門家、そういった専門性を持つ職員をもっとふやすべきではないかと、今お話を聞いて思ったのですけれども、その辺についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 介護保険制度ができて、特に保健師なんかについては、ここ数年ずっとふやしてきている状況にありますので、保健福祉全体の中で職員が減っているということにはならない。逆に機構の面でも、こども課ができたり、福祉課ができたり、保健課ができたり、課体制、機構自体も細分化されてきて、それなりの職員の配置はされているのだろうというふうには思っております。ただ、さらにこういう時代ですから、福祉あるいは保健、いろんな面で力を入れていかなければならないこと、あるいは国の制度改正の中で、職員の負担が増になっていくというようなことも、これからどんどんふえてくる可能性ももちろんあるのしょうから、それを見ながら私どもも職員配置については十分対応していきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） それでは、ちょっと質問の趣旨を変えまして、介護保険の補完事業の中で、安否確認の手だてとして、2週間に1回程度、高齢者に顔合わせをするお元気ですか訪問、それから電話回線で幕別消防署とつながる緊急通報用電話機設置事業、そういったものがあります。

まずはこの通報システムですけれども、希望者全員が利用できているのか。そして、利用の仕方の理解のことになるかと思えますけれども、必要なときにちゃんと利用ができているかどうか、把握されているか。

お元気ですか訪問については、2週間に1回程度ということですがけれども、これが適当な頻度かどうかと、どのような評価をされているのかということと、そして今はこれは65歳以上のひとり暮らしの方が対象になっていますけれども、実際、高齢者世帯であったり、ご家族に息子さん夫婦や娘さん夫婦と一緒に暮らしていらっしゃるような、でも日中は一人になるようなそういった方にも必要ではないかというふうに考えているのですけれども、何かその辺に対する今後の展望や見解などお聞かせいただけたらというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 緊急通報システムについては、ことしの補正にも上げましたが、大体1カ月の待ちでつけていただけるような形で留保はしておりますが、現在も1けたから10人程度の1カ月ぐらいの申請していただいている待ちにはなっております。現在、保有台数247台すべてつけさせていただいております。

お元気ですか訪問に関しましては、あくまでも希望者申請制度ですので、21年度実績で4名の方の利用となっております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今回、決算審査特別委員会があって、資料も出されておりますけれども、21年度

ということになりますけれども、4名ということの利用ではなかったのではないかなということ。改めて数を精査していただいておりますことと、どちらも申請することでもって、そういったサービスを受けるわけですが、もっとも本当はいるのではないかなというふうに考えられるのですが、その辺の町の考えはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 申しわけありません。前年比4名増の30人、総延べ訪問回数655回です。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに申請方式というか、そのような形になっています。特に緊急通報システムについては、利用したいという方からの申し出があって、保健師と一緒に同行いたしまして、実態を確認して、優先度の高い方から取りつけをしていくというような形で、今現在、確かに先ほどの1けた台で、待ちをいただいている方いらっしゃいますけれども、1カ月以内には大体取りつけることができる。今の段階でいけば、うまく循環しているというのでしょうか、台数をうまく回すことができる状態にあります。これが、また待ちがさらに延びるような状態が起きるようでしたら、また補正なども考えまして対応はしていきたいというふうに思いますけれども、現状の中では申請いただいている方については、十分とは言いませんけれども、一定の形の中で利用はいただいているのではないかなというふうに思っています。

また、訪問の関係についても、本人の申請に基づいてはすべて対応しているという形でありますので、もっともそういう形で必要な方がいらっしゃるのかどうか、この辺についての把握などをしながら、今の体制の中で十分やっていけるのではないかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 緊急通報用電話機設置事業、1カ月以内ぐらいにつくのだということであれば、それは事業として順調に進んでいるのではないかなというふうに理解をいたします。

高齢者単独世帯にかかわるお元気ですか訪問ですが、こちらについては、こういう制度があるということを積極的にお知らせして、そしてまた先ほども申し上げましたように、対象をひとり暮らしということだけではなくて、もっと必要な方に広げていただくようなそんな施策を考えていただけたらいいなというふうに思うわけであります。

それでは、二つ目の質問に行きたいというふうに思います。

旭川市の例を出しました。74歳以上に年齢を引き下げて、そして調査をしている。幕別町では、これに対しては実態調査を行う準備を進めているところであるということでご答弁をいただいたところであります。どのような内容で調査をお進めしようとしているのか、そして今どの辺までの到達にあるのか、そのことをお聞かせいただきたいというふうに思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 町長の答弁の中で、今、準備を進めているということでお答えをしていただいたわけですが、今、私どものほうとしては、後期高齢者医療連合、こちらのほうからこれまでに一度も医療を使っていない方、この方のリストをいただきまして、このリストの中では、一応90名、数字が挙がっております。この方たちに対して、介護保険のほうで、さらに介護の利用がない方、また認定請求のない方、そういったある方をまず把握をいたしまして、その方が10名いらっしゃいます。今のところ、介護も医療も両方とも利用していない方というのが80名という形で数字を押さえておりまして、今この後、この方たちについて実態把握に取り組んでいきたいという準備を進めているところであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 残り80人の方の実態把握を進めていくところだということでお聞きしました。

この後、どのような形での実態把握をご検討なさっているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今考えておりますのは、民生委員さんなど、または町職員などで面接調査を行いながら実態の把握に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 予測されることということになりますけれども、幕別町で75歳以上で所在不明というふうになりそうな、そのようなケース、予測されるケースはございますか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） なかなか難しいことなのですが、調査してみないとはっきり申せませんけれども、私が名簿を見させていただいた中では、ある程度お会いしている方もいらっしゃいますので、数は少ないかどうか、やってみての結果だと思いますけれども、そんなにいないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

一番最初のくくりの中で、介護保険を利用しているという人はまず外れたわけです。後期高齢者医療制度を利用している人も外れたわけですが、一つ目の質問にも絡んできますけれども、介護保険を利用しているから安心なのだという実態も、また必ずしも言い切れないものがあると思うので、一つ目の質問に絡みますけれども、やはり高齢者全体も、また今絞った形での調査をさらに進めていくところでありますけれども、調査のほうに引き続き入っていただきたいなというふうに思います。74歳まで年齢を下げて調査しているということ、その姿勢については非常に評価できる、そういったふうに私自身も考えるところであります。

そうしましたら、三つ目の民生委員のことについて質問させていただきたいというふうに思います。

私の質問の中では、町として何人が適当なのかというふうに考えているかをお聞かせいただきかったわけであります。この民生委員法の中での法のくくりで、幕別町の規模であれば、70から200の数字の中で除した数ということはわかっていて、その結果、今は57人の方にやっています。次、59人の方を手続をしているところである。ということは、町は59人の民生委員がいれば、幕別町は十分であると、適切であると考えたというふうに理解させていただいてよろしかったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 59人ですべてが大丈夫という形ではなくて、ただ地域性または面積的なことだとか、いろんな特殊要件を含みますので、現状の中では、民生委員協議会の中だとか、または地域、それから一人一人の民生委員さんですね、そういった形の中での協議の中では、何とか今の体制の中でやれるという判断をいたしているところでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） そうしましたら、59という数字は、その枠の中には入っているけれども、必ずしも適切な十分な数というふうには考えてはもらえないという理解でよろしかったでしょうか。

今、今回そういったことで進んでいて、ですから、次のまた3年後のことということになりますけれども、やはり民生委員さん1人に対する人数は少し多過ぎるのではないかなというふうな印象を持ちます。次、59人ですから、ほとんど200世帯なわけですね。300を超えるそういう担当地域を持つ民生委員さんが11人いて、その中の三つ、新任の方が今回つくようなことになる。本当に大変なことなのだというふうに思うわけなのです。今、公区ごとになっているのかというふうに思いますけれども、公区を分割して、そして地区をもう少し小さくする、そういったようなことの配慮が必要なのではないかと思うのですが、その辺についてはお考えはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も長く民生委員の仕事をやらせていただきましたけれども、民生委員が担当する地域、必ずしも数だけ、世帯数だけでははかり知れないものがあるというふうに思います。例えば

団地ができて、持ち家の方がずっと 100 戸、200 戸入っていても、そう民生委員会の方が苦勞されるというようなことは余りない。ところが、借家ですとか、その公営住宅なんかで入られると、どうしても異動が激しいものですから、世帯数が少なくてもなかなか実態把握というような面については、ご苦勞されているということでありまして、ですから、もう一つ面積的なこと、農村部なんかに行きますと、かなり広い面積を、めったにないのでしょうけれども、全戸を回るようなことがあると、かなりの負担にもなる。あるいは、忠類地区なんかは、今 7 名ですか、それなりの面積の中で、人口の中で、そういう今までの経緯もあって配置をされていると。

そういったことから、我々は少なければ少ないほうがいいというのは、これは単純に言えるかと思えますけれども、ただ全体的なことのバランスですとか、やはり国が示している基準の中で、そうどこもここも町村がみんな 75 を単位にこれだけの民生委員ということにもならない現状から、私どもは民生委員協議会の皆さん方のご意見をいただきながら、何とかご理解をいただく中で、今回も三つに分けたり一つにしたりというようなことの方法を講じながら、今回の改選に向けての区域割りをしたところでありますので、これからも軽減をするということについては、私も同じでありますけれども、十分委員の皆さんのご意見をいただく中で、これから対応していくことが大事であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2 番（谷口和弥） 確かに町長がおっしゃいますように、今、幕別町の高齢化率、約 25%、地域によっては、例えば私のところなんかは 10% ちょっとですし、大きな隔たりがいろいろとあって、その中では、世帯数だけでは判断できないものというのはあるのだと思うのですけれども、やっぱりこの間、私も何人かの民生委員さんとこの件で懇談もさせていただきましたけれども、やっぱりその任務、大変な役割だということを口をそろえておっしゃっているところであります。

特に、今、個人情報保護の中では、もっと話してくれれば解決に近づけられる、そういったこともあるのだけれども、それ以上話が聞けなくて限界を感じたとかというようなことが言われるところがあります。本当に負担軽減に向けては、十分関係の皆さん方と協議の上でやっていただきたいと思うのですが、例えば公区の一つ申し上げてしまいますけれども、春日公区なんかは 350 もあって、その中で東春日と二つ合わせて 350 世帯あって、そして高齢化率も一定高くて 30% を超えていて、そういった中では、その数字、それだけでも大変なのだと思うのです。やはりさらにもっと引き受けてくださる方をふやすということに対する検討は進めていただく中身だというふうに思いますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

そして、今、個人情報保護のことを申し上げましたけれども、9 月 3 日付で厚生労働省老健局振興課から各都道府県に事務連絡が出されていたと。どういう中身のものかということ、地域包括支援センター等において、「地域の見守り活動等を構築していく際の支援を必要とする者に関する個人情報の取扱」こういった題目がついております。この事務連絡の中身ですけれども、要援護者情報の共有について要援護者情報を自主防災組織や民生委員・児童委員等の関係機関と共有することの重要性を明言していると。要援護者情報を本人の同意を得た場合はもちろんいいし、同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例の規定を整備することにより、個人情報を共有し地域の見守り活動を推進するよう協力を求めている、そういった中身であります。

要するに、本人がよしと言わなくても、その本人のためになるのであれば、その情報を民生委員と自治体が共有する、そういった中身に読めるわけですが、これに対する、この通達がもう各自自治体にも届いているのではないかというふうに推察しますが、これに対する幕別町の見解、それから今後の対応、お聞かせいただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに 9 月 3 日付で出ております。私どものほうといたしましては、災害時における要援護者の避難支援、こういったものについては、もう既に福祉のほうで取り組みをいたしまして、私たちのほうといたしましても、手上げ方式、そして同意方式、この①に該当する方式をと

りまして、すなわち手を上げていただいた方については、すなわち同意をいただいて、その方の個人情報情報を民生委員さん、または公区長さんに提供をするというような形の方式をとらせていただいている。

で、今年の行政公区の公区長会議のときに、それぞれの公区の該当する方については、名簿を公区長さんにお渡しをさせていただいて、支援体制を組んでいただきたいということのお願いをしたところであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 手上げ方式、同意方式についてはわかりました。

もう一つ、関係機関共有方式という要援護者本人から同意を得ない場合というのがあります。これについては、どのように対応される、それについてお聞かせください。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今の第三者機関というのが、どういったところまで範囲を拡大して考えるのかということになりますけれども、私どものほうとしては、民生委員さん、または公区長さんについては、非常勤の特別職というような位置づけの中で皆さんについては守秘義務とか、そういったものがあるということのお話もしましてお渡しをしているということでございます。この第三者機関が果たしてどこまで拡大するのか、民間のところまでということになると、これはやはり一定の検討、把握が必要でないかというふうに思いますので、この後、担当のほうともどこまで拡大できるのか、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 了解いたしました。

今回、民生委員がこの通達の事務連絡の中で、第三者機関ということで理解すると。だから、情報を共有する守秘義務をもちろん持ってもら。もちろん個人情報保護法、これはしっかり厳守するという立場でやっていただけると。わかりました。非常に評価できるご答弁をいただいたというふうに思います。

そうしましたらば、「高齢者保健福祉ビジョン 2009」、2009 年の 3 月にできて、4 月から実施されて、今ちょうど折り返し地点だということになってまいります。このビジョンの中での地域福祉ネットワークの構築という項目の中で、地域福祉を担う人材の発掘や、地域福祉への関心を高める取り組みが必要と、施策の方法として三つ挙げていて、地域福祉の充実、地域福祉活動の充実、自主的な住民活動の推進、こういったことを挙げられているわけでありまして。いずれも重要な施策だというふうに考えます。中間点に立って、今どういう到達点、そのことについてお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） これからの人材育成とか、そういった点については重要な課題でありまして、総合計画の中でも、地域福祉プラットフォームというようなものの提案をさせていただいて取り組むということになっております。

これから福祉社会を担っていく部分については、地域と行政とそういったものが一体とならなければ育っていかない、そういった課題がありますので、今、進めております地域福祉計画、こういった中でも十分議論をしながら今後の方向性を考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） さまざまなボランティア活動に参加する、例えば民生委員、そういった役割も委嘱を受ける。やはり大変な役割の中では、個人の意識、マンパワーが育たないことには、なかなか達成できない、そういう中身であるのだと思うのです。残り 1 年半、ネットワークづくり推進に向けて育成を頑張っていただけたらなというふうに思います。

また、これも新聞報道でございますけれども、芽室町で地域包括ネットワークの構築に向けて積極的に取り組もうとしている、そんなことが地元紙に載りました。芽室町では 2008 年度に 1 人、2009

年度に2人の独居高齢者の方の孤独死があった。そのことを受けて、920人いる独居高齢者を民生委員や地域によっては町内会が見回りに当たっている。しかし、民生委員だけでは対応できないのだという、これは幕別町も同じ状況にあるのではないかというふうに思います。それで、この高齢者の孤立化を防ぎたいということの中で、ネットワーク構築に向けて職員視察などの経費335万円ということの報道でありましたけれども、この9月議会の中で承認をして、このネットワークづくりの強化をやろうとしている、そういったことがありました。幕別町においても、こういった先進事例の視察などをしていくことは重要ではないかというふうに思うのですけれども、その辺についてのお考えはいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 各地域でいろいろな取り組みが行われてきております。私たちよりも一歩先へ行っているところについては、積極的に視察などをしながら研修して、また私たちの町のためにそれを使っていきたいというふうに思いますので、これからも検討していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

先ほどの民生委員の方との懇談の中で出てきた言葉でございますけれども、たまたま今度2期目になるのだという方でありました。1期目引き受けて3年間地域を回って、ようやく地域の実情がわかったと。だから、大変なのだけれども、次引き受けるに当たっては、ようやく自分が今まで3年間蓄えた知識を役立てることができるのだと、そんな決意を述べてくださった方がいらっしゃる。そのことを報告させていただきたいというふうに思います。

民生委員さんの皆さんの力なしには、高齢者の孤立化を防げないと、そのように思うわけでありま。先ほども言いましたけれども、この問題に町としてもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上、述べさせていただいて、この質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：49 休憩

11：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 通告に従いまして、2点の質問を行わせていただきます。

始めに、小麦の乾燥施設・土地改良事業等農業予算の確保に向けた取り組みについてであります。

世界じゅうから異常気象のニュースが発信され、食料の安定供給が懸念されています。食料の自給率の向上は緊急の課題であります、現実には低下している現状があります。

北海道の主作物である畑作経営の上でも大変重要な小麦の自給率は現在14パーセントであります、来年からは主力品種を収量増が2割以上見込める新種に切りかえる計画が持たれています。幕別、札内両農協では、それぞれ増産に伴う施設の増設が計画されておりました。ところが新政権のもとで、補助の対象事業となる「強い農業づくり交付金」の予算が4割以上も削減され、増設のめどが立たない現状に立たされています。既に秋まき小麦の作付時期を迎え、一刻の猶予もできない事態となっています。

民主党政権は戸別所得制度に予算をシフトするとしていますが、小麦を自給率向上の戦略作物と位置づけており、予算の削減は方針に逆行するものと考えます。基幹産業である農業の安定経営と自給率の向上のために、次の点を伺います。

①小麦の乾燥施設増設のため、今年度補正での予算の確保、来年度予算の計上を国や道に求めていること。

②土地改良事業が円滑に進むよう、予算の削減の中止を国に求めていること。

次に、「公契約条例」制定等の取り組みについて伺います。

建設工事や特に業務委託などの契約において、過度の競争により低入札価格が増加し、結果として、下請業者や業務に従事する労働者にしわ寄せが行き、労働者の賃金の低下と待遇の後退、公共サービスの品質低下を招く状況となっています。

この問題の解決のために、業者に対する労働賃金の適正化等の指導文書の発行や業務委託先の雇用実態調査、また公契約条例の制定などについて求めてまいりました。しかし、企業経営に対する介入となるという見解や、委託業者だけの調査ではなく、全体の労働調査の実施、特に公契約条例については、法律上の問題など先進の事例も含めて検討するとされ、具体的な状況の掌握や実施には至っておりませんでした。時が経過する中で、労働者の雇用実態はさらに深刻になり、雇用保険の未加入や、実質的に賃金の下がるワーキングプアの状況が生まれています。

住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方公共団体として、できることから手だてをとっていく必要があります。帯広市の指導文書の発行、労働調査、そして公契約条例については、既に実施した先進の事例が生まれています。幕別町でも実施について検討すべきであり、これまでの取り組み、そして見通しについて伺います。

一つには、4月に行われている業者に対して労働賃金の適正化等の指導文書の発行について、その内容と経過について伺います。

二つ目は、労働実態調査、この結果についても伺います。

三点目は、公契約条例の制定について伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小麦の乾燥施設と土地改良事業等農業予算の確保に向けた取り組みについてであります。

ご質問の1点目、小麦の乾燥施設増設のための予算確保を国や道に求めることについてであります。国は平成22年度の予算編成に当たって、概算要求の無駄を洗い出すことや予算編成の透明性を確保することを目的に、昨年11月に行政刷新会議による事業仕分け作業を実施いたしました。

事業仕分けについては、幅広い分野が対象となっておりますが、ご質問の小麦の乾燥施設整備に係る強い農業づくり交付金もその一つであると認識いたしております。

強い農業づくり交付金の事業仕分け結果は、2分の1から3分の1程度の予算要求の縮減となっており、国は事業仕分けは最終結論ではないとしながらも、最終的には事業仕分けなどのとおり3分の1の縮減となったところであります。

ご質問の要旨にもありますように、小麦は北海道の主要作物であり、本町の幕別、札内両農協も来年からの「ホクシン」から「きたほなみ」への品種転換に伴い、収量増が見込まれることから、乾燥施設の増設を計画し、本年度強い農業づくり交付金の要望を行ったところであります。

しかしながら、先ほど申し上げました予算の縮減や全道の小麦乾燥施設の要望が集中したことなどから、結果的に本町の両農協の要望は採択には至らなかったところでありますが、今後においては、現在のところ両農協とも来年度予算に向けて継続して交付金の要望を上げていくというふうに伺っております。

ご質問の2点目、土地改良事業の予算削減の中止を国に求めることについてであります。

国は、平成22年度農業関係の予算編成において、戸別所得補償制度のモデル対策費に重点配分する一方で、農業農村整備事業費については交付金化の方向を取り入れながらも、国費総額を大幅に削減いたしました。

幸いにして本町においては、要望していた面整備に係わる予算はおおむね確保されましたが、この

ような状況が続けば、地域が切望する農地の整備や農業水利施設などの計画的な更新・整備におくれが生じ、地域の基幹産業である農業の生産性の低下を招き、ひいては北海道農業のみならず、北海道経済・社会に大きな影響を及ぼすことを強く懸念しているところであります。

これら農業関係予算が削減される中であって、十勝レベルにおいては、十勝町村会や議長会、帯広市、帯広市議会、十勝地区農業協同組合長会などで組織する十勝農業農村確立懇話会を設立し、本年3月に農業生産基盤整備の促進を求める要請を北海道や北海道議会に対して行い、さらに本年7月には、十勝圏活性化推進期成会と合同で、農業基盤整備や強い農業づくり交付金などの予算確保を求める要望を、道内選出国會議員や農林水産省に対し行ってきたところであります。

また、北海道レベルにおいては、北海道町村会といたしまして、北海道や北海道市長会などと連携を図りながら、事業仕分け後の昨年12月には「事業仕分け結果に関する緊急アピール」を国に対して発出したところであり、さらに本年5月には「食料供給力の確保に必要な生産基盤整備等の促進に関する提案書」を国に対して提出し、北海道の農業・農村が持続的に成長して、我が国の食料自給率向上に積極的に貢献していくためには、土地改良事業などの基盤整備や小麦の乾燥施設などの施設整備が必要不可欠であることを訴えてきたところであります。

国の新年度予算編成に関しましては、概算要求が若干明らかになってきた段階ではありますが、農林水産省の概算要求では、強い農業づくり交付金に加え、新たに設けられる麦、大豆などの戦略作物の生産拡大関連施設に対する整備事業を合わせると15億円程度の増額となっていることや、農業農村整備事業が5%の増額となるなど、新たな動きも見えてきております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、まだ概算要求の段階であり、今後の国の予算編成に関する動向を注視するとともに、引き続き必要な予算の確保に向けて、農協等関係機関と連携を図りながら、あらゆる機会を通じて国に強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

次に、「公契約条例制定等の取り組みについてであります。

ご質問の1点目、契約業者への労働賃金適正化等の指導文書の発行についてであります。

本町では、昨年に引き続き本年も平成22年4月1日付で、町の土木・建築等の格付業者78社に対しましては、業務実施上の留意事項に関する文書を発送したところであります。

本文書は、業務履行に際しては各種調達で地元業者を活用し、地元資材の優先的使用に努めていただくこと、2省協定単価に基づく労務単価等に留意して適正な賃金を支払うよう配慮すること、地元労働者及び季節労働者を積極的に雇用するよう配慮すること、業務車両を適正に運行管理し、交通事故の防止に努めるとともに、労働者に対する保安教育や現場内の保安設備等の点検等を行い、労働災害の防止に万全を期するよう配慮をすること及び労働者の福祉向上のため、雇用保険、健康保険、厚生年金等へ加入することの5項目の内容についてお願いしているものであります。

民間事業者の労働契約に関する事項につきましては、労働関係法令の定めに基づき、労働基準監督署が所管する業務でありますことから、市町村におきましては、従業員の賃金等労働条件に関して強制力を持つ指導はできないものであり、あくまでも配慮をお願いする趣旨の文書ではありますが、地域経済の振興、雇用の確保及び労働条件の適正化につながればとの思いから配付しているところであります。

なお、来年2月には、2年ごとの競争入札参加資格審査、いわゆる指名願の一斉更新を実施する予定であります。この際、申請のあった施設管理業者を含む全ての業者に対しまして本文書を配布したいと考えているところであります。

ご質問の2点目、労働実態調査についてであります。

非正規労働者や派遣労働者の増加により、不安定な雇用と低賃金等が社会問題となっていることから、町が発注しております24の町有の建物における37の管理業務等を受託している業者に対しまして、業務従事者の賃金単価及び勤務時間等に関する勤務状況調査を本年3月に実施したところであります。

調査の結果についてであります。賃金につきましては、従事者各個人により日額あるいは月額と

積算方法が異なっていることや、ボーナスを支給している例などがあるため、単純には比較することができませんが、ボーナスを除外した金額で、1時間当たりの単価を比較いたしますと、最低が680円、最高が820円という実態でありました。

また、勤務時間につきましても、職種により差異はありますが、1人当たり1日平均6時間30分という実態でありました。

今後も、町発注の施設管理等委託業務に関しましては、業務従事者の実態を把握するとともに住民サービスの低下を招く人員配置となっていないかなど、引き続き定期的に調査を実施してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、公契約条例の制定についてであります。

公契約条例は、過度な受注競争の結果、低入札価格によって業務に従事する労働者や下請業者にしわ寄せがなされ、賃金の低下を招いている実態を防止することを目的としており、千葉県野田市が、昨年9月、全国で初めて、市が発注する工事や業務委託を受注する業者に対して、一定水準以上の賃金支払いの義務づけなどを規定した条例を制定し、本年4月から施行したところであります。

町では、昨年より公契約条例に関する調査研究を進めてきたところでありますが、本年2月、町職員2名を野田市へ派遣したところであります。野田市の条例制定の意図は、本来、この問題は、国が法律により統一的に規定することによって解決できるものであり、国に公契約法制定の必要性を認識させるためであり、同条例が労働基準法等労働関係法令に違反するおそれがあるという問題については、現在のところ、法的には明解な結論が出ていないグレーゾーンであり、国への働きかけが最終目的であるため、あえて制定したものであるというようなことをお聞きしたところであります。

また、同条例は、工事が予定価格1億円以上、業務委託が予定価格1,000万円以上を適用対象としており、対象となる契約は極めて限定的であること、臨時的労働者や請負契約により従事するものには適用されないため、大多数の労働者には条例が適用されないこととなり、実際の賃金の改善には効果が薄いものと考えられるところであります。

兵庫県尼崎市においては、議員提案された公契約条例案を法律違反となるおそれがあるため市議会において否決しており、また旭川市においては、違法性の疑いがあるため、公契約条例は制定されなかったというふうにお聞きしているところでもあります。

本町においても、法律違反となるおそれがある条例制定につきましても、慎重に対応する必要があるものと認識いたしているところであります。

なお、本町では、人件費が大きな割合を占める委託業務に関する入札におきましては、設計上の賃金単価が北海道最低賃金を下回るような最低制限価格を設定して、極端な低価格による入札を防止しているところでありますことから、現在のところ、公契約条例の制定については考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 再質問させていただきます。

1点目の小麦の乾燥施設の問題であります。お答えにありましたように、本年度の農業予算全体が、事業仕分けということもありましたけれども、全体が削減されている中でありますので、本来であればその全体の農業予算をきちっと確保する運動が基本だというふうには考えております。

ただ、今回この問題だけ、特に施設名まで挙げて特定したのは、それだけ今緊迫した状態にあるといたしますか、本当に困っている状況がありますので、あえて取り上げました。農業予算全体では95パーセントということではありましたが、この小麦の乾燥施設の予算は40パーセントも削減されるということから事が始まったということと認識しています。

それで、事業仕分けによって排除されてしまったわけですが、しかし、民主党の戦略、自給率向上のための小麦の位置づけでは増産ということになっておりまして、現在、国内生産88万トンとお聞きするのですけれども、10年間の間に188万トンまでふやしていくということが、国の考えとし

であるということなのです。これを達成していくために、国の機関ももちろん研究した結果が、このように増産につながる新しい「きたほなみ」というのができたというふうに聞いております。既にもう作付もされて、自分のところで乾燥施設を持たれているところは、ことしは収穫に至ったということなのですけれども、この秋からは北海道全体がこれに切りかえるということ。つまり、国の戦略ですから一部分でやっても自給率は向上しない、全体でやるところに意義がある。当然全体でこういう予算が要求されていくというのは、当たり前のことだったのです。ですから、この今回十勝で上げた6農協のうちの一つしか予算がつかなかった事に対する驚きといいますか、そういうのは関係者にとっては非常に大きいわけですから。

そこで、町長のお答えでは、その実態を掌握されながら来年度の予算に向けて要望を上げていくということであります。もちろんそこも大事なところですが、今年度の補正で、今9月の議会で間に合うかなと思って私質問通告を出したのですけれども、今の時点の動きが本当に大事だと思うのです。それで、実は8月の末に農業の概算予算があらあら伝えられてきました。その中では、町長のお答えにあったとおりに、この施設に対する強い農業づくりということよりも、また別メニューでということなのですけれども、15億円ほど増額になりました。だけれども、もともとはその244億円という前々年度ですね、そこから比べたら40パーセント下がって、その下がったものに対して15億円プラスになったというだけです。だから、本当に焼け石に水程度の予算だと思うのです。

ただ、これも概算要求に盛り込まれたということはよかったとは思いますが、何とか補正で詰めていくことはできないのかと。ここが、関係機関と合わせて行政としても力を発揮するところではないかというふうに思うのです。それで、9月の7日に参議院の農林水産委員会がありまして、そこで農林水産、山田雅彦さんですか、農林水産大臣のお答えの中で、実は今回の緊急対策としての補正予算に考えたのだけれどもできなかったと。それで、10年度、年度内の補正について頑張っていきたいというような答弁が、紙智子国会議員の答弁の中であったのですけれども、私はやっぱりこういうことを現実のものに実らせていく、今最大の山場に来ているのではないかと思いますけれども、それらに対する思い、認識などについて、そして今現時点でこの補正に向けてどうするかということについて、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられたように、244億円が143億円まで下がったという経緯があります。それだけに、非常に今厳しい査定の中で管内6JAから1JAだけが決まったと。これでことしは終わりだと、また来年だということでは、なかなか農業者の皆さんも納得ができないということがあって、何とかことしの補正を組んでももらえないかと。それらの要望も今までずっと続けては来ているわけであります。

ただ、今お話がありましたように、これからの補正の中で、いわば7,000億円だとか9,000億円だとか、あるいはもっと5兆円だとか、大きく11兆円までやれというふうな政党もいろいろあるようですけれども、恐らく民主党の代表選挙が終わった後に、これらの補正予算が出てくるのだろと思いますが、今の段階では、正直言って全く見えてはいないわけですから、先ほど言いましたように、私もとしては、あるいはJAもそうですけれども、何とか補正予算の中にこれらが盛り込まれるようお願いしたいし、また我々もこれからどのような活動になっていくかわかりませんが、当然やるべきことは町村会を通じながらやっていきたいと、そういうふうな思いではおります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） そうですね。来年になりますと、ことしできなかった5カ所に加えて来年手を挙げていた3カ所ということで、8カ所がまた乾燥増設を希望されるわけです。だから、限られた予算の中で必要とする団体はどんどんふえていく。どんどんというか、そこまでですけれどもね。ですから、そういうことを考えると、ことしの補正でお願いすることが来年の手を挙げているところに、芽室町などがそうなのですけれども、そこにきちっと補償されていく。これはうちの町だけがよければいいということではなくて、先ほど言ったように戦略的な自給率向上の増産政策であり、そして安定

的な経営を支える大事なことでありますから、民主党の党首選挙がもう来週終わりますよね。その短期間の間にどのような手を打っていくかということだと思います。全く何もないわけではなし、先ほど言ったように9月7日の国会の答弁で、頑張りたいという農水大臣のお話もあるわけですから、そこも踏まえてちょっとアクションを起こしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、我々市町村にとっても JAにとってもあるいは農業団体、それぞれが大変これに関しては危機感を持っているわけです。何とか今の補正に向けて予算をつけていただくように、もちろん農協とも相談をしなくてはなりませんし、先ほど言いましたように十勝圏の活性化推進期成会あるいは農業農村確立懇話会、そういった団体もできているわけですので、十分それらと調整しながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 次に、土地改良事業のほうですが、これも概算要求の中では増額されました、18パーセントとなっています。でも、これも大幅にカットされた中で多少の増額ということでありますから、本当にこの点では、もっともっと小麦の増産施設を大きい目で見たときに、もっともっと影響のある内容ではないかと思うのです。

それで、やっぱり何というのですが、農地は農業者個人のものというよりは、やっぱりこれをここで食料を生産するわけですから、やっぱり国の戦略として、そして北海道の方向として、そこを改良していくことが国民の食料を守っていくというので、本当に壮大な事業だと思うのです。こんなところが手をつけられるということ自体が本当に耳を疑ってしまうのですけれども、事業仕分けの観点はどこにあるのかと本当に耳を疑うのですが、現実にはやられてしまっていて、農業予算、先ほど95パーセント、ですから5パーセント程度カットされたと言いましたけれども、公共事業ではもう33パーセント以上カットされたのです。その中にこの基盤整備事業が入っているわけです。ですから、町長はこれまでも関係機関と頑張ってきて、さらに踏み込んでいくということですが、来年度からの、今の時点では幕別町はその予算がきちっと確保されているのだということですが、次年度等予定されていることを考えれば、この状況は放っておけないと思うのです。そういった状況背景と取り組みをもう一度伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 基盤整備については、我々も何回、何十回となくいろんな場で繰り返しお願いをしています。特にこの基盤整備は、本州方面では余り影響がない。ほとんどがやっぱり北海道に集中してこれをカットされていると。おっしゃられるように、どこにその意図があつてこういうようなカットがされるのかということが、自給率を上げる、さらに農業をもっと活性化する。そのための大事な基盤整備の予算を削ったのでは、まさに矛盾でないかということ、農業者の皆さんも、また我々も一緒になって言っているわけでありますけれども、なかなか現実的には理解されない部分もあるのかと。

先ほどもお話ありましたように、何せ戸別所得補償をまず前面に出してきて、そこへ農業予算を集中しているというようなこともあるのかもしれませんが、我々からすると、それとまた基盤整備はまた別のものだということで、何回も要請活動をしているわけであります。北海道土地改良事業団体連合会、土地連なんかは、本当にもう存続自体がどうかというところでありまして、ことしも5月には我々も含めた全道の決起大会あるいは先般の7月の東京要請活動、それぞれがもう一生懸命やっているわけですが、なかなか我々の意向が、要望が現実になってきていないのも事実だろうというふうに思うのですけれども、これらについても、おっしゃられたとお引き続き要請活動を進めて、何とか基盤整備事業を確保していきたい。

それと、ことしは幕別町もそれは影響なかったかもしれませんが、まだ次にやりたい、やろうという計画も現実にはあるわけですから、それらにも今のままいくと当然影響してくるわけですので、そういったことを含めながら、さらなる強力な要請活動に意を用いてまいりたいというふうに思

っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1 番（中橋友子） 今の方向で頑張っていただきたいと思います。戸別所得補償制度にシフトする、その戸別所得補償を生かしていくためにも基盤整備というのは必要なのです。ですから、土台があつて、そして上に積み上がっていくということでもありますから、その土台を崩すようなやり方に対する現地としての声を本当に大きくしていただきたいと思います。

次に、公契約条例のほうに入らせていただきます。

私この問題を一般質問の中で取り上げさせていただくのは3度目なのですが、その背景には、劣悪な労働条件のもとでますます貧困と格差が広がっているという問題があります。昨年の決算委員会のときに、幕別町の給与収入の階層について示していただきました。給与収入では、ゼロから 100 万円の方が 28.3 パーセント、100 万円から 200 万円が実に 20.1 パーセントということで、約半数が 200 万円以下の給与だという資料をいただきました。こういう状況がさまざまなひずみを生んで、やっぱりきのうもいろんな低所得者対策についての質問もあったのですが、いろんな角度からこれを打開していくことが大事だと思うのです。

そのためには、その大もととなる企業そのもの、ここで結局町民の皆さんの中に働いて得られる収入が少しでもふえていくことが大事だと思うのです。ただ、この自由経済の中で、行政がそういったことにどこまでかかわることができるのかというと、非常に限られています。ほとんど経済の反映ですとかそういう動向が大きいわけですから。ただ、唯一ここは手がけられるかなと思うところが、町が直接発注している工事にかかわる人たちの労賃のあり方、あるいは請負業者にかかわる労賃のあり方、こういったところでは、何らかの手だてをとっていくことによって、向上させることができるのではないかと位置づけから、たびたびお尋ねをしてきたところなのです。

それで、1 点目の、まず労働者への適正賃金の指導文書について。これは帯広が 10 年ぐらい、5 年前からですか始めておまして、その効果についてずっとお話しして求めてきたところですが、うちの町も 2 年目に入りました。これは非常に大事なことだというふうに思って、一歩踏み込まれたことを評価させていただきたいと思います。同時に、この文書が本当の意味で効果を発揮していく方法、ここはやはり意識の改革ということになっていくのしょうけれども、それはもちろん行政側もありますけれども、事業者に対してどう意識を変えていただいて、そして保障していくのかということになろうかと思います。その辺の方策などを考えておられたら、伺いたいのですけれども。

帯広の事例でたびたび申しわけないのですが、業者等のお話し合い、懇談であるとかホームページに載せるとか、それから適正指導の文書を配布する事業を拡大していくとか、いろんなことを取り組まれているようですが、その効果を発揮するための取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いつもお話しをいただいて私も答弁させていただいているのですが、町が発注した工事あるいは町が発注した委託業務、それが現実はどう事業が展開され、どういう成果を上げているか、これは間違いなく町として発注した以上は責任がありますから、発注したものが発注したとおりでき上がる、あるいは完成する、そういったことのチェックはもちろん必要なのですが、問題は今おっしゃられるように、中身として町が積算したものと現実でそこで働く人、あるいは工事の場合ですと資材がどう使われているかも、いろんなことがあるのだろうというふうに思いますけれども、これをなかなか一つ一つチェックしていくことは非常に難しい問題があるのだろうと。それは、先ほど来お願いというような文書しか今の段階ではできないのだということを申し上げたわけですが、これは、我々もそういったことで、事業主といいますか、受託した業者の皆さんが、そういう町の意向を酌み取っていただいて、誠意を持ってやっていただくということしかないのだろうと思いますけれども、なかなか例えば業者を集めて町長と建設部長と会って懇談をする場なんか設けると、また逆に癒着ではないかと怒られそうですし、いろんな意味でやはり町の意向を理解していただくための手法ということが、具体的にはどういったことがあるのかということになると、なかなか

かまた難しいのかというふうに思いますけれども、建設業協会みたく協会となってくると、協会の方と我々との話をするような場も持つこともあるのかもしれませんが。

ただ、我々ができることは、少しでもこの働く人たちを、雇用の場といいますか、多くしていくための仕事を確保するというようなことも、もちろん町としての役割なのだろうというふうに思っていますけれども、今、具体的に今働いている人たちの待遇改善あるいは労働条件の向上、そのために町がやっていくこと、やらなければならないこと、そういったことについては、まだまだ十分ではないのかもしれませんが、どういうことがあるのかについては検討させていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1 番（中橋友子） ぜひ検討を求めていると思います。実態、ここまで繰り返し取り上げていく中の実態で、実は公共工事労務単価というのが、ここの指導文書の中の2点目に、二省協定のそれを守るようにということで文書を出されておりますね。二省単価に基づく労務単価等に留意して適正な賃金を支払うよう配慮する。

これはことし帯広で実は調査した資料をいただいたのですが、ここの2点目の実態調査のところにもちょっとかかわってきますが、労賃自体がやっぱり非常にくんと下がっているのです。ことし平成22年度、10年前、平成11年度は、例えば普通作業員だとかとび職とか運転手とかいっぱい分かれていますよね。一番下がっているというふうに思ったのは、とび職などは10年前は単価1万9,300円であったものが、今は1万3,500円ということで69パーセント。もっとひどいのが、型枠工は2万1,500円であったものが1万3,100円、60パーセントになってしまっているのです。だから、ここでやっぱりいろんな税金やなんか上がっている中で頑張らなくてはならない。

もっとびっくりしたのは、実はそれはあくまでも支払賃金単価。これで適切にやっていただきたいという目安であって、実際に払われるのはどうかというのは、これは当時、企業組合などで講習をやっていたところの実態のアンケート調査ですので、最近の数字ではないのですが、平成14年に帯広で調査されたのです。そうすると、当時の単価に対して現実に支払われている金額というのは67パーセントだったわけです。だから、例えば型枠工が2万1,500円であったのだけれども、あるのだけれども、実際に払われたのは1万5,000円程度。それが、今は22年度で1万3,100円になっているわけですから、ここでも7割程度というふうになると、本当に低い金額で実際には労働しなければならないというデータがあるのです。

こういうふうに見ますと、それでもこういう単価が示されるので、ここからいろいろなるべく企業もそれなりの経営の中で努力はされているとは思いますが、現実には労働者に支払われているというのは、本来から言ったらもう7割に下がっている。10年前から見たら5割以下になっている。

もっとひどいのが男の人と女の人の差なのです。型枠では女の人はいないのかもしれませんが、これこの間、地元紙に載りました賃金の差なのですが、男性平均24万円に対して女性は17万円。これは正職というところが多いのですが、7割なのです。だから女性の賃金というふうになると、現場で働いている女の人たくさんいらっしゃるけど、これの7割引きのさらに7割と。7掛けのさらに7掛けということなのです。

だからやっぱりこういう実態になってしまうのです。これは町で調べていただいた労働者の賃金状況、100万円以下が30パーセントだというのは、背景がこういうのがあって、もちろんそうではない正職員で保険関係が一番お給料が高いというのがありますので、そういうところも押しなべて入れてならしたものがこの金額ですので、やっぱり今町民の暮らしがどれだけひどいかということを、こういう数字の中でも浮き上がってくるのだと思うのです。だから、やっぱり可能な限りの手だてはとっていただきたいというふうに思います。

もう一つ、今、実態調査された中で、町の平均賃金、平均ではなくて高くて時給820円、低くて680円でしたという、その2番目の質問に対するお答えがあったのですが、これでざっと計算してみましたら、一番高くて820円で、びっちり8時間働くことができて20日間働いたとしても1カ月

13 万円。それから、年間にすると、ボーナスは除外していますということなので断定はできませんけれども、200 万円はおろか 150 万円ちょっとなのですね。最低の人に至っては 680 円、平均時間 6.8 時間ということですが、これで見ても 100 万円ちょっと。今、4 月のときに指摘しましたけれども半日交代、4 時間持ち込まれています。その 4 時間の人で計算すると年間 66 万円にしかならないという。これで実際生活されている方が、60 代そこそこでいらっしゃるのですよ。本当に生保基準以下です。ここをやっぱり問題、意識改革というのはそこなのですから、こういうところに問題を持っていただいて、そして可能な指導をしていくということが大事だと思います。

2 年続けて実態調査をやっていただいて、実態調査はことしの 3 月ですね、実施されていますが、これは定期的というふうにお答えいただいていますけれども、やっぱり毎年やって系統的なデータをとっていくということが非常に大事だと思いますので、その辺の考えについても伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 調査については、さきに答弁申し上げましたように、定期的に調査を実施して、それらの記録といいますか、トータルを、これからの、今後の発注業務の中で参考にしていくということになると思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1 番（中橋友子） 次に、公契約条例であります。

いろいろ研究されて、結果としては現時点では制定しないという考えでいるというお答えでありました。その 1 番の理由になっているのが、法律との関係でなかなかグレーゾーンという表現をされていましたが、そういうところがあり、尼崎だとか旭川の事例を出されて、そういうことがあるのでちょっと現時点では考えないのだということでもあります。

それで、私は野田市に行かれて、グレーゾーンということの判断といいますか、聞いてきたということですので、現実うちの町として、その問題となる法律の条文等について、いろいろ照らして研究ということはされたのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 具体的に条文を照らして、どこが問題だということまでは詰めていませんけれども、例えば北海道最低賃金法がある。それで賃金が定められる。それがあつのに、なおかつ条例でそれを上回らなければならないというような賃金を条例で設けること自体が、これ法的には問題があるのではないかなというような事例を現実に今聞かされてきたし、先ほど言いましたように、その辺がグレーゾーンではないかなというようなことで、そういったいろいろな課題があり問題があるような状況の中では、今すぐというわけにはいかないの、もう少しやっぱり状況を見てからということで、今のところは考えていないというような答弁とさせていただいたわけであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1 番（中橋友子） そういう中で、私も実際にスタートしたのは野田市しかありませんでしたので、そのいろいろな文書ですとか、市長さんの講演だとか、ホームページを通してとかいろんな形で見て、それでなぜ野田市が踏み込んだかという中には、前段お答えにあつたように、本来は国が定めるべきだと。だけれども、なかなかいってない。そうですね。この公契約条例というのは、もう国際機関 ILO で、もう 1940 年代にたしか出ていたことですから、もう本当に 60 年もたっていることなのですから、なかなか国の差があつたり、日本が批准しないとかいろんなことがあつてここまできてくるわけですね。だから、市としてアクションを起こして後押ししていくのだという、私はこれはこれですばらしいことだというふうに思うのです。

だから、うちの町もぜひそういう立場になっていただきたいということで、法律の条項の、自分なりに、そしてその野田市のいろんな担当の方の発言なども読みながら整理してみたのですけれども、問題は、問題となるところは四つ法律がありました。

一つは憲法上、それから地方自治法上、それから労働基準法上、それから私的独占の禁止、いわゆる独禁法上、この四つの法律に照らして、この条例が果たして違法なのかというようなことも十分検

討して、市は踏み込むわけですから、違法だったら踏み込めませんよね。でも実際に踏み込んだわけですから、その見解で一つ一つ納得するものが自分にはあったのです。

それでちょっと紹介したいのですが、まず憲法の規定では、27条の2項に「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」となっている。法律で定めたものを例えば条例が定めたらどうなるのか。今、町長おっしゃられるところ、まさにそうなのですから、これも国でもいろんな国会議員の方たちもやりとりがありまして、そこで、実は平成21年の2月、ここで国会の主意書に対する答弁というのがあったのですけれども。当時、麻生首相なのですから、こういう答弁なのです。条例において、地方公共団体の契約の相手方なる企業の使用人は、最低賃金法第9条第1項に規定する地方別最低賃金において定められる賃金金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないこととするとは、同法上問題となるものではないということなのです。結局問題ではないですよということが、いろんな経過を踏まえてこういうのが出されたわけです。だから、これをもってしてすべてと私は思いません。でも、こういうことがあるということは研究に値するのではないのでしょうか。

それからもう一つ、地方自治法上の問題では、時間の関係で全部一遍に言ってしまいますけれども、うちの町はうちの住民に責任を負うということで地方自治法に定められていますよね。第1条の2の1項から、まず住民の福祉の増進ということから始まって、2条の2項とか14条の1項とか、ずっとそういう規定があるのですけれども、こういう規定がありながらも、新しく条例をつくって、そして賃金額などを、その対象の業務に従事する労働者の賃金なんかを確保するために決めてしまったらどうなのということなのですから、これはあくまでも公契約の質の確保と社会的価値の向上を目的とするということでありますから、だから、例えばそういうふうに出る町の町が相手の業者と決めた、あるいはその決めて働いている人は、町民ではない帯広の人もいたというようないろんな条件があっても、競争原理の中で、自由競争の中で契約を交わすということは、相手がこの賃金でやってくださいという、その契約条件の中の内容を認めて契約を交わすわけですから、それはやっぱり問題ではないという見解です。

それから、労基法上も同じような見解です。

さらに独禁法についても、この独禁法などでは、やはりそういうふうに定めることが不当な利益につながるというようなことなのですから、それは、利益というのは幕別町にとって不利益をこうむるかどうかなということでありますから、それはないというような論点を少し整理してみたのです。

だから、町長、現時点で考えないと言われましたけれども、私はやっぱりこういう先ほど言ったような、賃金の7掛けのさらに7掛けのような状況の町民がいっぱいいる中で、うちの町が何ができるかと考えたときには、やっぱり研究していく、条文の1個1個を研究されていないということでありましたけれども、こういうこともやっぱり研究をして積み上げる必要があるのではないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 法律といわゆる条例とのことなのですから、よく言うのは、条例より上の法にあるものについては、これは条例で定めることは本来のものではないと。これは原則としてあるわけですから、ただ、今、中橋議員が言われるようないろんな疑問点、あるいは先ほど言ったようなグレーゾーンだという点、これは最終的にいきますと、もう裁判しかないだろうと。その中でどういう判断が下され、それを受けて我々が今後どうしていくかと。もちろん私は裁判をやれということではありませんけれども、今の段階では、まだまだ十分そういったことで、他町村の事例もそうですけれども、多くはそうしたことがない。ですから、今の段階では考えていないということは申し上げたのですけれども、もちろんほかの動きも注視していかなければなりませんし、私どもも機会があれば、そういったことも当然研究していくことは必要であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それで、実際は違反してやってしまうと、裁判になるというのはそうだと思うのですよね。では、その野田市も、もちろんそういうことを想定しながら条例に踏み込んだと思うので

す。昨年の9月に制定されて、私はことしの2月から施行というふうに聞いたのですけれども、4月とお答えにありましたけれども。それで、やっぱり全国から問い合わせが物すごいのだそうです。だけれども、実際に業者からだとか労働者からだとかというのは全くないというのです。つまりそれを認めて契約するわけですから、つまり訴訟というふうになると、相手方の企業が訴訟を起こすわけですよ、契約の相手方が。それで、最終的には町長が言われるような裁判ということですが、これをやって、まだ期間が短いですから、すべてとは言えませんが、そういったことに関して労働者から訴訟はもとより問い合わせもない。そして契約も進むということでありますから、やっぱり現実を踏まえながら、だれにとって利益があるのかということを押さえて、そして研究もし、実際に実を結ぶということが大事だと思うのです。

文献がありまして、ちょっとわずかな期間ですが、去年の9月につくって、そして可決されて決まってから、ことしの3月までの問い合わせの状況も資料であってちょっと見てみたのですけれども、まず国からの問い合わせというのがあります。そのほかに都道府県からは46件あったというのです。だから、ほとんどですよ。そして市町村から、ここにはうちの町も入るのでしょうか、94件。そして、合わせて150件。また別には議会からも直接ありまして、合計して230件。半年の間にそれだけ問い合わせがあったということもあります。もちろん直接の視察というのも116件ですから、この6カ月の間に、すごい中身ですよ。それだけやっぱり注目もされていますし、今の国民の状況から言って求められる中身だというふうに、私はこういう数字を見て思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおり、働く人にとってそれはもう当然有利な条例ですから、そのことに反対することはもちろんないのだろうと思うのですけれども、私どもが心配するのは、今言うように他の法律がある中で、それを越えて新たな条例をつくることは、本当に今の法治国家の中でいいのかどうか。あるいはそれは住民のためになるのだからいいのではないかという押さえでいくと、そういうこと、今おっしゃるようなことの考え方にも立つのでしょうか。全体的なことを考えると、いろんな法律があって、そしてその下に条例をつくる時に、そういったことの無視とは言いませんけれども、最低制限価格があったり最低賃金があったりする中に、それを超える賃金を条例でうたうということ自体がいろいろ問題がある。国が問い合わせたというのなかなかユニークだというふうに思いますけれども、そういったことはお互い研究しながら、これから進んでいくのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 私も条例の制定の仕方というのは、町長がおっしゃるように法治国家ですから、それはもうどんなことでもそうですけれども、法律があってそれを遵守する中で、さまざまな取り組みがされるということは十分押さえた上で、可能なところをいわばグレーゾーンということでしたけれども、そこをこじあけてここまで到達しているという重みの大きさを、やっぱり受けとめて、一歩でも二歩でもうちの町が踏み出すと。ですから、少なくともこの法律的な研究などはやっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、今時点で条例制定ということではないのですけれども、当然のことながら今後もそういった先ほどの問い合わせ件数、あるいはいろんなところが研究も進めてくるのだろうと思いますし、うちの町でもやれることはやって、いろんなところの動きも十分注視しながら、これからの対応をしていきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） わかりました。ぜひ、なかなかどこも俎上に乗りながら実っていないというのは、そういう悩みや困難があって、旭川のように最初から出さないで下げちゃったとか、いろいろ検討されている、なかなかうまくというか簡単にできる仕事というふうには私も思っておりません。

ですけれども、現実にはそうやって野田市1件ではありますが、スタートしたところがあるということとは非常に大きいと思うのです。ここの成果も含めて見きわめていただきながら、町の研究もどんどん重ねていただいて、労働者の皆さんの利益を守ることには力を入れていただくことを求めて、終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、13時まで休憩いたします。

11:59 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第52号から日程第9、議案第59号までの7議件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第52号から日程第9、議案第59号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第52号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第52号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料は1ページをお開きいただきたいと思います。

学童保育所につきましては、厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインによりまして、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすることが望ましいとされているところであります。このため、定員を大幅に超過している現状を改善し、安全・安心な保育を行うため、第2回町議会定例会におきまして工事請負契約の締結で提案させていただきました、つくし学童保育所増築工事建築主体により、東側に建設中の施設につきまして、新たな学童保育所施設として追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

改正の内容であります。幕別町立学童保育所条例第2条の表中、「つくし学童保育所」の次に、名称「つくし第2学童保育所」、位置は現在のつくし学童保育所と同じ「幕別町札内文京町28番地の8」、定員「50人」を追加するものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、附則についてでございますが、つくし学童保育所増築工事は、本年11月上旬の完成を予定しており、その後、備品等の整備をいたしますことから、施行期日を平成22年12月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第53号、町道の路線認定について及び日程第5、議案第54号、町道の路線変更についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第53号、町道の路線認定及び議案第54号、町道の路線変更につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料は2ページをお開きいただきたいと思います。

始めに、議案第53号、町道の路線認定についてであります。今回、認定しようとする路線は3路線であります。

①の暁町南9号、延長80.71メートルにつきましては、本年8月12日に民間業者より申請されました札内町における開発行為により、宅地造成される区域内に新設される路線であり、工事が完了する9月中には、町に帰属され供用を開始する予定でありますことから、今回、町道の路線認定を行おうとするものであります。

議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

②の公親朝日側道線、延長1,111.57メートル、③の朝日側道線、延長692.64メートルにつきましては、いずれも現在計画されております高規格幹線道路の建設事業によりまして、地域の交通網が分断され、並走いたします既存町道から耕作地等へのアクセスが困難となり、土地利用に支障を来すことから、国により新たに道路を整備するものであり、今後、高規格幹線道路の建設事業とあわせて、用地の取得や道路整備などを順次進めていくことになったものであります。国がこれらの事業を行う上で事前に町道としての位置づけが必要でありますことから、今回、町道の路線認定を行おうとするものであります。

なお、工事が完了した道路につきましては、町に帰属されるものであります。

議案書の13ページ、説明資料は4ページをごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第54号、町道の路線変更についてであります。今回、変更しようとする路線は1路線であります。

④の公親27号線であります。議案第53号と同様に高規格幹線道路の建設事業に伴う変更であります。

本路線は、高規格幹線道路の計画路線と交差する路線となっておりますが、既存町道との立体交差が近傍にあり、⑤のとおり立体交差をせずに本路線の起点を既存町道へつけかえることが、交通安全上、有効で経済的にも有利なことから、起点を変更し、路線延長を34.56メートル減とするものであります。

なお、議案第53号の②の公親朝日側道線、③の朝日側道線と同様に、④の公親27号線につきましても国が道路整備を行い、工事完了後は町に帰属されるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 53 号、町道の路線認定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 54 号、町道の路線変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 56 号、平成 22 年度幕別町一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第 56 号、平成 22 年度幕別町一般会計補正予算(第 2 号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 784 万 4,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 132 億 1,720 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、5 ページをごらんいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

始めに、追加でございますが、停滞前線及び台風 4 号の影響により、8 月 11 日の降り始めから 12 日にかけての総降水量 103 ミリ、24 時間最大降水量 101 ミリ、1 時間当たりの最大降水量 23.5 ミリを帯広測候所において観測したところであります。

この局地的な大雨により、農業施設及び土木施設等に災害が発生しておりますことから、農業施設等単独災害復旧事業債 130 万円及び土木施設等単独災害復旧事業債 470 万円の計 600 万円を新たに追加するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

次に、変更であります。都市公園安全・安心事業債につきましては、事業調整によります地方債の変更であります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは始めに、歳出からご説明申し上げます。

なお、個々の説明については省略をさせていただきますが、今回の補正予算の中において、労働費の雇用対策費や土木費の道路新設改良費などで、総額 1 億 4,000 万円ほどの緊急経済対策として、6 月補正に引き続き予算提案をさせていただいております。

それでは、議案書の 8 ページをお開いただきたいと思います。

2 款総務費、2 項徴税費、2 目賦課徴収費 380 万円の追加でございます。

12 節役務費及び 13 節委託料につきましては、国税連携対応確定申告受付システムの導入に係る利用料及びシステム改修委託料であります。これまで、町民税の課税に当たりましては、帯広税務署と町との連携におきまして、紙媒体により確定申告などの所得情報を確認してきたところでありますが、平成 23 年 1 月から、国において国税連携を開始いたしますことから、国税庁からの電子データを当該システムで変換し、課税処理を行うことができるよう、システムを導入しようとするものであります。

なお、財源につきましては、国税連携の開始に伴う市町村の経費負担の増加に対します、北海道の徴収事務委託金を受けて実施するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費 85 万円の追加でございます。障害者の相談支援体制の一層の充実・強化を図るため、障害者施設に関する説明会の開催や訪問事業などを実施する指定

相談支援事業者に対する委託料の追加であります。

なお、財源につきましては、北海道の障害者自立支援対策推進事業補助金を受けて実施するものであります。

次に、6目老人福祉費 416 万 7,000 円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 地域介護・福祉空間整備等交付金であります。認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設備の整備に係る費用につきまして、国の 10 分の 10 の交付金をもって助成するものであります。

これによりまして、町内 8 カ所のグループホームのうち、7 カ所においてスプリンクラー設備の整備が完了することとなり、残りの 1 カ所につきましては来年度中に整備を予定しているところであります。

9 ページになります。

2 項児童福祉費、3 目常設保育所費 37 万 2,000 円の追加でございます。里帰り出産に伴います町外の認可保育所への入所に係る広域保育委託料の追加であります。委託に係る積算基準は、国の保育所運営費における保育単価によるものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 784 万円の追加でございます。

7 節賃金につきましては、小学校に通学する医療行為が必要な児童に対応する町の臨時看護師の賃金であります。

13 節委託料につきましては、インフルエンザワクチン接種に係る委託料であります。国においては、新型インフルエンザの事態の緊急性にかんがみ、その蔓延防止のための臨時応急的な措置として、昨年 10 月から国を実施主体とする予防接種を実施してきたところであります。さらに、本年 10 月からは季節性インフルエンザワクチンと昨年流行の新型インフルエンザワクチンを合わせた 3 価ワクチンの接種開始を決定し、あわせて国の責任によるワクチン確保制度を確立することから、優先接種対象者及び接種スケジュールは設定しないこととしているところであります。また、今年度の 3 価ワクチンの接種費用に係る国庫補助制度におきましては、新たにワクチン接種助成費臨時補助金として、従来の高齢者に加え、低所得者世帯の負担軽減を決定しているところであります。

これらを受けまして、町としましては、高齢者及び町民税非課税世帯を助成対象とするほか、昨年度の新型インフルエンザ予防接種における他市町村の状況をかんがみ、助成要望の高い妊婦、中学校 3 年生及び高校 3 年生に対象を拡大し、細節 15 新型インフルエンザワクチン接種委託料として所要の補正を行うものであります。

なお、ワクチン接種 1 回当たりの自己負担額は 1,000 円を基本とし、生活保護世帯に対しましては、その費用の全額を助成しようとするものであります。また、細節 11 インフルエンザ予防接種委託料につきましては、従来の高齢者の季節性インフルエンザ予防接種が新制度に移行することから、全額を細節 15 新型インフルエンザワクチン接種委託料に組み替えるものであります。

次に、3 目保健特別対策費 186 万円の追加でございます。昨年度から実施いたしました、女性特有のがん検診推進事業に係る平成 21 年度分の国庫補助金に対します精算還付金であります。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 185 万 8,000 円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、失業者等に対します独自の緊急雇用対策事業といたしまして、町道及び明渠における伐採木を有効活用し、燃料用のまきとして切断等の処理を行うものであり、事業規模としましては、10 人工、30 日間を予定しているものであります。

11 節需用費の燃料費につきましては、本事業実施に伴います燃料費の補正であります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 3,350 万円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 29 地域づくり総合事業補助金、農業機械であります。JA 幕別町において、ネギ出荷体制の構築のため共同利用機械として、玉ネギ選別機の導入を図るものであり、北海道の地域づくり総合交付金を受けて実施しようとするものであります。

次に、4目農業施設管理費 71 万円の追加でございます。

12 節役務費、細節 16 パソコンソフト更新手数料につきましては、多くの農業者に利用されております農業担い手支援センターに設置した研修用のパソコンに係る農業簿記用のソフトを更新するものであります。

18 節備品購入費につきましては、ふるさと味覚工房の開設時から使用しております厨房機器が故障しましたことから、機器を更新しようとするものであります。

次に、6 目町営牧場費 12 万 8,000 円の追加でございます。忠類共栄牧場の共進会場として設置していた施設の老朽化が進み、取り壊しを余儀なくされたところでありますが、これに伴う廃材処理に係る費用を追加するものであります。

11 ページをごらんいただきたいと思います。

2 項林業費、1 目林業総務費 68 万円の追加でございます。

農畜産物等の有害鳥獣被害の防止に係る経費であります。例年に比べ、シカやキツネなどの捕獲数の増加が見込まれることから、7 節賃金につきましては駆除作業員の賃金を、8 節報償費につきましては捕獲従事者に対する駆除出動に係る謝礼を補正するものであります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費 42 万 5,000 円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金であります。商店街活性化店舗開店等支援事業に係る補正であります。

次に、3 目観光費 49 万 7,000 円の追加でございます。

18 節備品購入費であります。アルコ 236 の厨房機器を更新するものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 1 億 1,520 万円の追加でございます。

15 節工事請負費につきましては、町道 3 路線の道路改良舗装工事及び町道 1 路線の道路舗装工事であります。

12 ページになります。

22 節補償補填及び賠償金につきましては、道路改良舗装工事に伴います水道管移設等に係る補償費であります。

次に、3 目道路維持費 2,000 万円の追加でございます。

15 節工事請負費であります。歩道・車道の補修及び雨水ます等に係る補修工事であります。

次に、3 項都市計画費、2 目都市環境管理費 135 万 5,000 円の追加でございます。

16 節原材料費であります。町内パークゴルフ場のスタート台の補修に係る資材費であります。

次に、4 目公園整備費 80 万円の追加でございます。

国の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業によります都市公園の遊具改築に係る経費であります。13 節委託料につきましては、国庫補助事業に係る計画の変更によりまして、経費の一部を 15 節工事請負費に組み替えるものであります。

工事請負費につきましては、委託料からの組み替えのほか、補助対象外経費の増加に伴う補正であります。

13 ページをごらんいただきたいと思います。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 361 万 2,000 円の追加でございます。

13 節委託料であります。糠内小学校の改築工事に伴います実施設計業務に係る費用を追加するものであります。糠内小学校につきましては、昨年度末の耐力度調査により、耐震の基準値を下回る建物と判定されたことを受けまして、このたび、改築の方針を決定したところであります。校舎改築につきましては、既存の校舎のうち 600 平米を解体し、5 教室分であります 448 平米を建設する予定であり、建設に当たりましては、国庫補助金及び地方債を財源とする見込みであります。

次に、5 項社会教育費、2 目公民館費 59 万円の追加でございます。

15 節工事請負費であります。旧相川小学校のまなびや相川敷地内におきまして、シラカバ等倒木のおそれのあります腐敗木を伐採するための費用であります。

14 款災害復旧費、1 項農林業災害復旧費、1 目単独災害復旧費 200 万円の追加でございます。

15 節工事請負費であります、明野川明渠及び軍岡川明渠施設の土砂流失に係る復旧工事であります。

14 ページをお開きいただきたいと思います。

2 項土木災害復旧費、1 目単独災害復旧費 760 万円の追加でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、道路側溝等の土砂除去に係ります重機借り上げ及び浸水防止のため水中ポンプを設置したことによります借り上げ料であります。

15 節工事請負費につきましては、豊岡高台線外 9 路線で発生しました路肩決壊等に係る復旧工事であります。

なお、このたびの災害により復旧工事等が必要となりました箇所につきましては、別添議案説明資料の 5 ページ及び 6 ページにございます農林業災害復旧箇所図及び土木災害復旧箇所図にお示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入であります、議案書の 6 ページまでお戻りいただきたいと思います。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 1 億 3,047 万 9,000 円の追加でございます。普通交付税の確定に伴います追加であります、このたびの補正予算の財源調整分として確定額の一部を追加するものであります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 416 万 7,000 円の追加でございます。

歳出でもご説明したところでありますが、グループホームのスプリンクラー設備の整備に係る国の交付金であります。

次に、3 目衛生費補助金 15 万円の追加でございます。新たなインフルエンザワクチン接種制度の創設に伴い、道補助金との組み替えによる補正であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、1 目民生費補助金 85 万円の追加でございます。障害者の相談支援体制の充実・強化を図るための北海道の障害者自立支援対策推進事業補助金であります。

次に、2 目衛生費補助金 15 万円の減額でございます。新たなインフルエンザワクチン接種制度に伴います国庫補助金への組み替えによる補正であります。

次に、4 目農林業費補助金 3,377 万 2,000 円の追加でございます。

1 節農業費補助金につきましては、JA 幕別町が取り組みますネギ出荷体制の構築に係る地域づくり総合交付金であります。

4 節林業費補助金につきましては、有害鳥獣対策経費のうち、エゾシカの捕獲頭数の増加分に対する地域づくり総合交付金であります。

7 ページとなります。

3 項道委託金、1 目総務費委託金 380 万円の追加でございます。国税連携の開始に伴う市町村の経費負担の増加に対します北海道の徴収事務委託金であります。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2,807 万 6,000 円の追加でございます。

22 款町債、1 項町債、3 目土木債 70 万円の追加でございます。

補助対象外経費の増加に伴います町債の追加でございます。

次に、7 目災害復旧債 600 万円の追加でございます。8 月 11 日の台風 4 号による災害に伴います農業施設及び土木施設の単独災害復旧事業債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第57号、平成22年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）から日程第9、議案第59号、平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長

○副町長（高橋平明） それでは始めに、議案第57号、平成22年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ484万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ723万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金484万6,000円の追加でございます。平成21年度に社会保険診療報酬支払基金から交付された支払基金交付金及び国、道支出金の精算に伴う還付金でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金484万6,000円の追加でございます。

以上で、幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第58号、平成22年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ399万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ16億6,745万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページから8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

10ページとなります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金399万1,000円の追加でございます。平成21年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴います国庫支出金、道支出金及び支払基金交付金の精算還付金でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページとなります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金399万1,000円の追加でございます。繰越金でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第59号、平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算第2条でございますが、第4条予算であります資本的収入及び支出の予定額に対します補正でございます。

収入であります、第1款資本的収入、既決予定額5,967万円に、補正予定額1,030万円を追加し、6,997万円と定めるものでございます。

支出であります、第1款資本的支出、既決予定額2億2,187万1,000円に、補正予定額1,030万

円を追加し、2億3,217万1,000円と定めるものでございます。

始めに、資本的支出からご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費1,030万円の追加でございます。

26節工事請負費につきましては、若草東団地道路3号及び札内鉄南2号通の道路改良工事に伴います水道管移設工事であります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

12ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款資本的収入、6項負担金、1目負担金1,030万円の追加でございます。

水道管移設に係る一般会計からの負担金収入であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、3議案について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第57号、平成22年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第58号、平成22年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第59号、平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月11日から9月23日までの13日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、9月11日から9月23日まで13日間は、休会することに決定いたしました。

[散会宣告]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月24日午後2時からであります。

13：32 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第3回幕別町議会定例会
(平成22年9月24日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
5番 堀川 貴庸 6番 前川 雅志 7番 野原 恵子
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第16号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書
- 日程第3 発議第17号 道路の整備に関する意見書
- 日程第4 議案第55号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第5 陳情第12号 「市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書」の提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第5の2 発議第18号 市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書
- 日程第6 認定第1号 平成21年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成21年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成21年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成21年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成21年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成21年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成21年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第10号 平成21年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第11号 平成21年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第17 議案第60号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第61号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 議員の派遣について
- 日程第21 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第22 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成22年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年9月24日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月24日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議 長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)
13 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 総 務 部 長 増子一馬
会 計 管 理 者 新屋敷清志 札 内 支 所 長 久保雅昭
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
企 画 室 参 事 伊藤博明 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 番 堀川 貴庸 6 番 前川 雅志 7 番 野原 恵子

議事の経過

(平成 22 年 9 月 24 日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 諸般の報告を事務局からいたさせます。

○議会事務局長（米川伸宜） 13 番芳滝議員より本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 2、発議第 16 号及び日程第 3、発議第 17 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、発議第 16 号及び日程第 3、発議第 17 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 2、発議第 16 号、森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○6 番（前川雅志） 発議第 16 号。

平成 22 年 9 月 24 日。

幕別町議会議長 古川稔様。

提出者、幕別町議会議員 前川雅志。

賛成者、幕別町議会議員 斉藤喜志雄。

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書（案）。

近年、森林に対する国民の期待は地球温暖化の防止、国土の保全や水源の涵養はもとより、生物多様性の保全への貢献など多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用

を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大している。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業・木材産業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年公表された「森林・林業再生プラン」に基づき、国民の期待にこたえていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望する。

記。

1、地球温暖化防止・森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保及び森林所有者の植林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。

2、水源の涵養など森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取り扱いに関する所有者の責務を明確化するとともに、大面積皆伐の抑制や伐採後に確実に植林する仕組みを構築すること。

3、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定を踏まえ、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や住宅建設等における木材利用の促進及び木質バイオマス利用など国産材の利用を拡大すること。

4、持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担う人材及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に要する経費の定額助成を実施すること。

5、国民共有の財産である国有林については、公益的機能の一層の維持増進を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年9月24日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣。

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第17号、道路の整備に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 発議第17号。

平成22年9月24日。

幕別町議会議長 古川稔様。

提出者、幕別町議会議員 前川雅志。

賛成者、幕別町議会議員 斉藤喜志雄。

道路の整備に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道路の整備に関する意見書（案）。

北海道は、全国の 22% を占める広大な面積に 179 の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬期の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害等の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多い。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は、道民が強く要望しているところであり、全国に比べて大きく立ちおくれている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上での重要な課題である。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が落ち込むなど、さらに厳しさを増しており、今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

記。

1、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて早期の事業化を図ること。

2、高度成長期に整備され老朽化した道路施設の長寿命化に係る費用に対する支援の拡充を図ること。

3、冬季交通における安全性の確保、交通事故対策、自然災害時の交通機能の確保など、地域の暮らしを支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。

4、平成 23 年度から段階的に実施するとされている一括交付金の制度設計の際には、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう制度を充実するとともに必要な予算額を確保すること。

5、事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など、地域にもたらされる多様な効果を考慮し、総合的な事業評価手法となるよう検討すること。

6、地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 22 年 9 月 24 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 4、議案第 55 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 平成22年9月24日。

幕別町議会議長 古川稔様。

総務文教常任委員長 牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成22年8月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成22年9月10日（1日間）。

2、審査事件、議案第55号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

3、審査の経過、審査に当たっては、計画の策定に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき必要な事項を定めた計画であり、忠類地域の振興に必要な計画であるとして全会一致で結論を見た。

4、審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第55号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてへの委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、陳情第12号、「市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 平成22年9月24日。

幕別町議会議長 古川稔様。

民生常任委員長 堀川貴庸。

民生常任委員会報告書。

平成22年8月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

委員会開催日は、平成22年9月10日の1日間。

審査事件は、陳情第12号、「市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書」の提出を求める陳情書。

陳情の趣旨、全国の市町村国民健康保険の総収入に対する国庫支出の割合は、1980年に59.5%であったものが2007年には25%まで低下しています。

この間、加入世帯の平均所得は大きく下がっている一方で、1人当たりの保険税は、逆に上がっています。このことによって全国的に滞納者が増加し、国民健康保険制度が崩壊の危機にさらされています。

よって、政府においては、市町村国民健康保険会計に対する国庫負担を大幅に増額し、国庫負担率をもとに戻すことを強く求めるとの内容です。

審査の経過について、審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見ました。

審査の結果につきましては、「採択」すべきものと決しました。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第12号、「市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書」の提出を求める陳情書への委員長の報告は、採択とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

（追加日程表配付）

（14：17 休憩）

（14：18 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（古川 稔） 日程第5の2、発議第18号、市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに報告のありました民生常任委員会報告の陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第18号、市町村国民健康保険への国庫負担の大幅な増額を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決いたしました。

[一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第6、認定第1号、平成21年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第16、認定第11号、平成21年度幕別町水道事業会計決算認定についての11議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、前川敏春議員。

○6番(前川敏春) 平成22年9月24日。

幕別町議会議長 古川稔様。

決算審査特別委員長 前川敏春。

決算審査特別委員会報告書。

平成22年8月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日、平成22年9月15日、16日の2日間。

2、審査事件。

認定第1号、平成21年度幕別町一般会計決算認定について。

認定第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について。

認定第3号、平成21年度幕別町老人保健特別会計決算認定について。

認定第4号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

認定第5号、平成21年度幕別町介護保険特別会計決算認定について。

認定第6号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について。

認定第7号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について。

認定第8号、平成21年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について。

認定第9号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について。

認定第10号、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について。

認定第11号、平成21年度幕別町水道事業会計決算認定について。

3、審査の結果、全会計を「認定」すべきものと決しました。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長に対する質疑は、省略します。

[討論]

○議長(古川 稔) これより、認定第1号、平成21年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番(中橋友子) 平成21年度幕別町一般会計決算認定に対する、日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

平成21年度決算は、歳入総額150億8,680万1,000円、歳出総額は148億2,405万4,000円で提案されました。

一昨年以来の経済危機のもとで、町民の暮らしは底なしの悪化を続けています。財務省帯広財務事務所の十勝経済の指標では、平成 21 年度の十勝全体の公共事業は総額 835 億円で、ピーク時である平成 10 年の 2,100 億円に比べ、実に 39.8%に落ちています。また、住宅着工も平成 8 年の 4,027 戸に対して、平成 21 年度は 1,531 戸の 38%、有効求人倍率は 0.5%と 2 人に 1 人しかありません。この概要では、先行きに対する不安が示され、特に個人消費の落ち込みが指摘されています。

決算審議の中で示された町民の所得状況も年所得 200 万円以下が 1 万 4,594 人で、全体の 71.4%を占め、対前年度比では 0.7%ふえています。住民の暮らしを支えるために課せられている行政の役割は、大変大きいことは申すまでもありませんが、この予算が町民の中に広がった貧困と格差の是正にどのように取り組んできたかが問われます。

まず始めに、地方財政状況について申し上げます。

昨年の総選挙の実施を背景に、国民の支持を得るための手直しを余儀なくされて、構造改革一辺倒の削減路線から、地域活性化対策や経済危機対策など、公共投資のための臨時交付金など交付税の増額措置がとられ、平成 20 年度の繰越事業と合わせると、実に 15 億 7,100 万円の予算措置がされました。これによって、小中学校の耐震化を初め、町道の整備、各種公共施設の補修や、また地球温暖化防止に向けた環境対策など数々の事業が行われました。この事業の 81%が町内業者に発注されたことは、雇用の拡大や業者の支援に生かされたものと考えます。

また、21 年度の独自事業として実施した農業支援としての生産資材価格の高騰に伴う緊急対策資金に対する利子の補給や生乳増産支援、さらに少子化や子育て支援事業として、病後児保育の実現や無料の妊婦健診の回数増は、住民の要望にこたえたものと考えます。しかし、全体を通して生活が困難な町民に対する政策は十分とは言えませんでした。

まず、その第 1 は、滞納者に対する対応を滞納整理機構に引き継いでいる問題です。

委員会審議の中で、この機構に渡されている債権は 17 件、1,278 万 9,640 円引き渡されておりましたが、回収は 172 万 2,283 円、回収率 13.47%にとどまっています。分担金、つまり回収費用は 168 万 3,000 円です。このことについて、アナウンス効果があり、今後も引き渡しを続けていくという姿勢に終始していますが、結果がついてきていないと考えます。

滞納には、それぞれ理由があります。一番大切なのは納付能力があるかないかをどこで判断するかということであります。租税の原則は、能力に応じて課税される累進課税であり、憲法 25 条に基づき、最低限の生活を維持するための生活費は非課税が原則とされていますが、現実には無収入であっても、国民健康保険税や介護保険料の負担が義務づけられています。当然、能力を超えた負担となり、滞納につながります。その場合、国税徴収法第 153 条では、滞納処分の停止を求め、また国税通則法では、納税の猶予が定められています。その判断は町長にあります。滞納整理機構ではできません。収納率向上のためには制裁ではなく、一人一人に寄り添った相談活動と手だてが必要であると考えます。

介護保険認定者に対する障害者控除の適用も、要支援については認知症を伴うと限定していますが、隣の帯広は無条件で申請の対象とし、認めています。高齢者の税負担も深刻になっており、国の税制改正で、65 歳以上のそれまであった 125 万円の住民税非課税枠は廃止されております。この障害者控除の適切な適用によって、これらが緩和される状況になります。大切なのは、職員が町民に寄り添って手だてをとっていくことであり、滞納整理機構への引き渡しは中止すべきものと考えます。

さらに、生きていく上に欠かせない上水道の停止や国民健康保険滞納者に対する制裁措置、そして介護保険も含めて町独自の減免措置などの支援策を講ずるべきと考えます。

他の加入者へ負担をふやし、制度の根幹にかかわるために実施できないという考えが常に示されておりますが、国民健康保険会計だけでも、1,300 万円を超える不納欠損処理を行っていることを見れば、これらも結局のところ、加入者全体の負担であり、制裁に至らぬ対策を講ずることが町民を助ける必要な財政運用となっていくと思います。

次に、第 3 次行政改革計画について申し上げます。

職員の削減や指定管理制度の導入が実施されてきましたが、職員の残業時間が個人別で最高は年間

1,045 時間、1 日平均に直しますと、実に 4 時間半も毎日の残業となっています。健康を維持する上でも、これは改善が必要です。

また、指定管理者制度の導入について、百年記念ホールでは、財政効果と言われる金額は 1,500 万円と示されましたが、そのうち 1,000 万円が賃金による削減であると答えられました。結局、民間労働者の賃金へのしわ寄せで生み出されているというものであります。

また、契約期間が 5 年と定められ、安定雇用が始めから望めない仕組みであることも町独自がワーキングプアを生み出していることになっています。

行政改革の基本は、効率的な行政運営システムの確立、自立型組織への転換と組織の再編、住民との協働による行政運営の実現、自立可能な財政構造の構築の三つの柱を挙げられています。この中でも特に、住民との協働のまちづくりは、住民と信頼関係が保たれ、平等の関係がつくられていかなければ成り立ちません。これらのことも十分に検証し、今後、見直すべきところは見直しを行うことを求めています。

以上、現在 100 年に 1 度と言われる経済危機から町民を守り、安心できる町になるよう求め、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

大野和政議員。

○16 番（大野和政） 私は、認定第 1 号、平成 21 年度幕別町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

平成 21 年度は、リーマンショックに端を発した世界的な金融危機を背景とした長引く景気の低迷の影響を受け、厳しい財政運営を強いられたにもかかわらず、自主財源の確保に努められるとともに、各種事務事業に取り組まれたことに対しまして、大いに評価をしているところであります。

平成 21 年度に取り組まれた各種施策の主なものを申し上げますと、総務費においては、幕別高校の存続に向けて、同校の魅力を高めるための事業に対する補助の拡充、労働費においては、職を失った方々を対象とした緊急雇用対策や就職が未定の新規学卒者の町臨時職員への任用などにより、大幅に決算額がふえたところであります。

また、農林業費におきましては、ふるさと土づくり支援事業の拡充、農業経営緊急対策、資金利子助成の新規実施、商工費においては、にぎわいのある商店街づくりを推進するために商店街活性化店舗開店等支援事業を実施するなど、町単独で地域の実情に合わせた特色ある施策の展開に努められたところであります。

さらに、国の補正予算による経済対策各種交付金を活用して、道路の整備事業、各種施設の改修事業、忠類地域定住促進住宅整備事業、小中学校耐震化事業への着手、小中学校や近隣センターの備品の整備など、多岐にわたり住民の要望にこたえるべく事業を実施されたものと考えております。

一方で、町税の収納率向上への取り組み、人件費の抑制や起債の繰上償還を実施するなど、自立した健全な財政の強化へ向けて、経常経費の削減にも努められているところであります。

町税の収納率については 91.79%と、昨年度に比較しまして 0.6 ポイント向上しているところであり、滞納整理機構への引き継ぎについては、負担金と徴収額の関係から見ますと効果があるものと考えられ、税の公平性の維持と自主財源の確保のためには、重要であるものと理解をしているところであります。

財政状況を判断するための指標の一つである実質公債費比率については 23.3%と、昨年度に比較しまして 0.3 ポイント下がっており、平成 18 年度から平成 21 年度まで継続して実施してきた繰上償還などの効果により、平成 23 年度には 20%を下回る見込みであるとお聞きをしているところであります。

起債の残高につきましても、平成 20 年度末には約 220 億円だったものが、平成 21 年度末には約 206 億円と 14 億円減らしており、町長の財政運営に対しまして敬意を表するところであります。

しかしながら、本決算では、町税の収入未済額が 2 億円近くある状況であり、収納率の向上に向け

でのさらなる努力を期待するところでもあります。

また、実質公債費比率につきましては、下がったとはいえ、十勝管内においては、まだまだ高い数値であるとお聞きしているところであり、引き続き、繰上償還や低利率の起債の借りかえの実施などに努めていただきたいと考えております。

前段申し上げましたとおり、社会経済情勢は厳しい状況であり、税収の動向や地方交付税額の動向、補助金の一括交付金への移行など、市町村財政を取り巻く環境は不透明な状態にあると言えます。こうした状況の中、今後、地方分権、地域主権が強く求められるものと考えられますが、引き続き行財政改革を進めながら、将来を見据えて足腰の強い財政を確立するとともに、ますます多様化する住民ニーズを的確に把握して、住民が安心して暮らせるまちづくりの推進のために、さらなる努力を期待いたしまして、本決算に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成21年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に、認定第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） 日本共産党町議団を代表し、認定第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、反対討論をいたします。

国民健康保険法は、その第1条で、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。

決算認定に反対する理由は、国民健康保険加入者の受診抑制につながる非正規保険証が発行されていることであります。幕別町の国保加入者の所得を階層別に見ると、年間所得200万円未満の世帯が70.7%になっています。国保税の滞納世帯数は924世帯あり、滞納世帯の割合は19.1%にもなっています。滞納世帯のうち88.9%が年間所得200万円未満です。7割、5割、2割と減免制度がありますが、その制度を利用しても、国保税の負担が重く、所得の少ない世帯の納税を困難にしていることは明らかであります。

決算審査で示された非正規保険証の発行数は、22年6月1日時点で、資格証明書が14世帯、6カ月と期間を限定した短期被保険者証が280世帯ということでありました。他の自治体と比べるために、北海道が出している21年11月1日現在の資料で見ると、資格証明書の発行数は、十勝管内で17町村が発行していない中で、幕別町の発行数が十勝全体の29.2%にもなっています。国保加入世帯全体に対する資格証明書と短期被保険者証の合計の発行数の割合においても、幕別町は8.8%となり、十勝管内町村で一番高い数字を示しています。

非正規保険証の交付がどんな結果を生むのかということ年全国47都道府県に1,700の事業所を持つ全日本民主医療機関連合会が22年3月11日に国保死亡事例調査報告でまとめているところであります。平成21年1月から12月の1年間に少なくとも27人が正規国民健康保険証の未交付、無保険が原因で手おくれとなって死亡したと報告されています。また、正規保険証を持ちながら、保持しながらも、窓口一部負担金など経済的事由により、手おくれとなって死亡したケースが10例あって、合計37名、そのように報告がされています。

この37人のうち24人の疾病は悪性腫瘍で、早期発見ができれば数年間は治療期間があるのが通常ですけれども、この24人中22人は初診から数カ月で死亡され、短い方は初診から3日後に死亡されています。死ぬまで我慢し続けた、そういう例も生まれているのです。

また、一般被保険者の受診率と資格証明書を交付された被保険者の受診率の差、これについて全国保険医団体連合会が21年6月に45都道府県の国保連合会の協力を得て調査し、その結果をまとめています。資格証明書の交付を受けた被保険者の受診率は、一般の被保険者の受診率に比べて著しく低くなり、53分の1であると報告がされています。そして、「自治体の国保担当者から、資格証明書は警告段階では収納効果が期待できるが、一たん資格証明書を出された加入者は、国保制度や行政に対して不信を持ってしまい、かえって保険料を払わなくなるとの声が聞かれる」とも紹介し、資格証明書の交付が収納対策につながっていないだけでなく、滞納者の固定化につながる危険性もあることを示しています。

幕別町において、非正規保険証発行世帯を、町職員が何度も訪問しても会えないケースがあるなどといったことが答弁されておりました。その解決策としても、すべての国保加入者世帯に正規の保険証を発行することが重要なのではないのでしょうか。

また、短期被保険者証の未発送、とめ置きが45世帯にあること。その45世帯の家族構成を把握しないまま、とめ置きにしているということも明らかになりました。子供がいる世帯には直ちに保険証を交付しなくてはなりません。帯広市は、この9月1日に短期被保険者証をすべて発送し、とめ置きをなくしています。まずは、幕別町でも、とめ置きを直ちにやめるべきであります。

国保税が高過ぎる原因の大もとは国が国庫負担の比率を引き下げてきたことによるものですが、この国の負担引き上げを強く求めていくことと、今月になって厚生労働省から市町村が患者の窓口負担金を減額、免除した場合、減額分の2分の1を国が特別徴収交付金で負担する方針の通知が出されています。この制度の周知徹底、積極的な活用も求めたいと思います。

幕別町が町民の健康を守るために、一層の努力が必要であることを延べ、平成21年度国民健康保険特別会計決算に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 私は、認定第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について、委員長報告に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、農林水産業者や自営業者などを中心としながら、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者とする健康保険制度として、昭和13年から施行され、数々の制度改正を経て、今日に至っております。

幕別町における平成21年度の国保加入世帯は、年度平均で4,403世帯であり、前年度から104世帯の減となりましたが、町内全世帯の38.63%を占めており、国民皆保険制度の根底を支える保険として、加入者の命と暮らしを守っているものと考えております。

さて、平成21年度の決算状況を分析してみますと、全国的に多くの市町村の国保財源は厳しい状況にあると言われる中で、幕別町の国保特別会計における実質収支額は、約5,966万8,000円の黒字であり、町単独の福祉医療助成事業に伴う医療費の波及増などにかかわる法定外繰入金2,290万6,000円が一般会計から入っていることを考慮しても、健全性が確保されたということで、一定の評価をするものであります。

次に、歳出面では、一般被保険者療養給付費の1人当たり給付額が20万5,217円で、前年度から5,365円の増、率にして2.7%の増になっており、毎年増加傾向にありますことから、今後とも厳しい財政運営を強いられるものと思われます。

また、歳入面では、国保税の収支率が現年課税分で95.96%となり、前年度を0.51ポイント上回る結果となり、7年連続で94%以上を確保したことにつきましては、高く評価をするところであります。

しかしながら、国保税の滞納者がなかなか減少に転じないということは、大変残念なことと思います。国保制度は相互扶助の精神が大きな柱となっているものであり、滞納する者がいるということは、負担の公平、相互扶助という原則を崩しかねないことであると言えます。我が国の経済情勢が厳しい中、雇用面や賃金面で不安定な状況となり、家計のやりくりにも苦労されている方もいらっしゃると思いますので、滞納者との納税相談におきましては、これまで以上にきめ細かで親切な対応に心がけながら、国保税の完納に向けて、さらに努力をしていただきたいと思います。

次に、平成20年度から新たに実施している特定健康診査及び特定保健指導についてであります。平成21年度における特定健康診査の実施率は計画目標値を下回っておりますが、特定保健指導は計画目標値を上回っており、評価するものであります。特定健康診査によってメタボリックシンドローム及び予備軍の人を見つけ、その人たちに対して特定保健指導をすることにより、生活習慣の改善を図る手助けとなりますことから、今後とも被保険者の健康管理の向上のために努めていただきたいと思います。

さて、国民健康保険事業が被保険者にとって信頼できる制度であり、安心して医療等を受けられるためには、健全財政を維持し、継続して安定的に経営していくことが最も大切なことであると言えます。今後とも国民健康保険事業が被保険者を始めとした町民の皆さんから厚い信頼を受け、安心・安全、そして健康な日常生活に寄与できるよう、健全な運営に努めていただくことを願ひまして、平成21年度国民健康保険特別会計決算認定に当たっての賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成21年度幕別町老人保健特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とする

ものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成21年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成21年度幕別町公共用地取得特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 10 号、平成 21 年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 11 号、平成 21 年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長(古川 稔) 日程第 17、議案第 60 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第 60 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現公平委員会委員であります永田信氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 22 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 7 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(古川 稔) ただいまの出席議員は、16 人です。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(古川 稔) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(古川 稔) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、本案を否とする方はバツ印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長（米川伸宜） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10 番前川敏春議員、11 番中野議員、12 番乾議員、16 番大野議員、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員、以上です。

（投票）

○議長（古川 稔） 投票漏れはありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、6 番前川雅志議員及び 7 番野原議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 16 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第 18、議案第 61 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 61 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、現教育委員会委員であります林郁男氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

林委員は、教育委員会委員として平成 3 年 2 月からの 19 年 8 カ月の長きにわたりご活躍され、この間、平成 18 年からは、委員長として教育行政の推進にご尽力をいただきましたことに対し、心から深く謝意を表するものであります。

後任といたしまして、新和地区で農業を営んでおり、本町の現在、社会教育委員会委員長でもあります小尾一彦氏を新たに任命いたしたく、同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 22 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 4 年となるものであります。

なお、同氏の経歴等につきましては、議案説明資料の 8 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、任命につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
- この採決は、無記名投票をもって行います。
- 議場の閉鎖を命じます。
- （議場閉鎖）
- 議長（古川 稔） ただいまの出席議員は、16 人です。
- 投票用紙を配付いたさせます。
- 投票用紙の配付漏れはありませんか。
- （なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。
- 投票箱を点検させます。
- 異状なしと認めます。
- 念のため申し上げます。
- 本案を可とする方は丸印を、本案を否とする方はバツ印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票願います。
- なお、重ねて申し上げます。
- 投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。
- 点呼を命じます。
- 事務局長。
- 議会事務局長（米川伸宜） 議席番号とお名前を申し上げます。
- 1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10 番前川敏春議員、11 番中野議員、12 番乾議員、16 番大野議員、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員、以上です。
- （投票）
- 議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。
- （なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。
- 投票を終了いたします。
- 議場の閉鎖を解きます。
- （議場開鎖）
- 議長（古川 稔） 開票を行います。
- 会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、8 番増田議員及び 9 番牧野議員を指名いたします。
- よって、両議員の立会をお願いいたします。
- （開票）
- 議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。
- 投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
- そのうち、賛成 16 票。
- 以上のとおり、賛成が多数であります。
- よって、本案は同意することに決定いたしました。

[教育委員長退任あいさつ]

○議長（古川 稔） ここで、林教育委員長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○教育委員長（林 郁夫） 議長のお許しをいただきましたので、退任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび私は、9 月 30 日をもちまして任期満了により、教育委員を退任させていただくことになり

ました。

顧みますと、平成3年2月に教育委員として選任をいただいて以来、今日まで19年8カ月、もとより微力ではありましたが、幕別町の教育行政の推進に力を注いでまいりました。

これまで就任した平成3年に図書館の開館に始まり、平成4年には武道館、5年には幕別中学校、そして開基100年に当たる平成8年には百年記念ホールの建設、平成9年に陸上競技場、10年に野球場の完成と続き、その後、学校給食センターの建設や小中学校の大規模改修、耐震化工事など、町長始め議員各位の深いご理解をいただく中で、幕別町の教育環境の整備を着実に進めることができました。また、ソフト面では、平成17年、幕別教育の日の憲章の制定は、十勝管内では先駆けとなりました。

殊に、平成18年2月6日、忠類村との合併と同時に図らずも教育委員長を拝命いたしましてから4年8カ月、多くの皆さんと同様に私も新生幕別町の均衡ある発展を心から願い、教育の推進に意を用いてまいりました。このような中、将来も入学児童数の減少が続くことが予想されました駒島小学校においては、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、本年4月より忠類小学校と統合できたことは、そのことを象徴する大きな出来事でありました。

そんな折、平成20年夏の北京オリンピックに幕別町から陸上女子100メートルに福島千里選手が、またマウンテンバイクには山本幸平選手が出場し、そしてことし2月開催のバンクーバー冬季オリンピックには、当時町内中学3年生の高木美帆選手がスピードスケートに出場することとなり、道内はもとより全国的に幕別町の名前が広まったことは記憶に新しく、新幕別町の住民は大きな誇りを持ったところであり、また夢と感動を与えていただいたものでありました。在任期間中に3人ものオリンピック選手を輩出できましたことは、私にとりまして大きな喜びでありました。

さて、ご承知のとおり、今、教育を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。新学習指導要領が、小学校においてははいよいよ来年度から、中学校においては平成24年度から実施されることとなり、生きる力をはぐくむため、各学校ではその実現に向けて、まさに取り組みを始めているところであります。

こうした極めて重要な時期に退任をさせていただきますが、きょうまで無事に務めさせていただきましたのも、町理事者を初め、何よりも議員の皆様のご指導、ご支援のたまものと心から深く感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

終わりになりますが、合併して5年目に入っております。幕別町と幕別町議会のますますの発展と、さらには議員の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。

長きにわたり大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手あり)

○議長（古川 稔） 引き続き、会議を開きます。

日程第19、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります桐山武博さんにつきましては、平成22年12月31日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の9ページに記載しておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

諮問第2号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長（古川 稔） 日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る10月12日、池田町で開催される十勝町村議会議長会主催による「地域主権フォーラムイン十勝」に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、10月12日、池田町で開催される十勝町村議会議長会主催による「地域主権フォーラムイン十勝」に全議員を派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第21、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長あてに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後刻ごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第22、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成22年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15：26 閉会